

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年3月31日
【発行者名】	BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルグ (BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg)
【代表者の役職氏名】	チーフ・エグゼクティブ・オフィサー ステファン・ブルネ (Chief Executive Officer, Stéphane Brunet)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルク大公国、ルクセンブルクL-2540、エドワード・スタ イケン通り10番 (10, rue Edward Steichen, L-2540 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 竹野 康造
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 竹野 康造 同 大西 信治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【届出の対象とした募集（売出）	外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 BNPパリバ・グローバル債券ファンド (BNP Paribas Global Bond Fund)
【届出の対象とした募集（売出）	外国投資信託受益証券の金額】 米ドル・クラス： 50億アメリカ合衆国ドル（約5,453億円） 豪ドル・クラス： 50億オーストラリア・ドル（約3,665億円） ニュージーランド・ドル・クラス： 50億ニュージーランド・ドル（約3,538億円）

（注１）各クラスは、それぞれ異なる通貨を参照通貨としており、異なる定めがない限り、金額表示は参照通貨で行う。各クラスの参照通貨は以下の通りである。

米ドル・クラス：

アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）

豪ドル・クラス：

オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）

ニュージーランド・ドル・クラス：

ニュージーランド・ドル

（注２）米ドル、豪ドルおよびニュージーランド・ドルの円貨換算は、2020年１月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、１米ドル＝109.06円、１豪ドル＝73.29円および１ニュージーランド・ドル＝70.76円による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

BNPパリバ・グローバル債券ファンド（BNP Paribas Global Bond Fund）（以下「ファンド」という。）

（注）ファンドの愛称として「G20のしらべ」を用いる場合がある。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、米ドル・クラス、豪ドル・クラスおよびニュージーランド・ドル・クラス（以下、個別にまたは総称して「ファンド証券」、「クラス」または「受益証券」という。）の３種類である。

ファンド証券について、BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルグ（BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg）（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ファンド証券は、追加型である。

（３）【発行（売出）価額の総額】

米ドル・クラス：

50億米ドル（約5,453億円）

豪ドル・クラス：

50億豪ドル（約3,665億円）

ニュージーランド・ドル・クラス：

50億ニュージーランド・ドル（約3,538億円）

（注１）各クラスは、それぞれ異なる通貨を参照通貨としており、異なる定めがない限り、金額表示は参照通貨で行う。各クラスの参照通貨は以下の通りである。

米ドル・クラス：米ドル

豪ドル・クラス：豪ドル

ニュージーランド・ドル・クラス：ニュージーランド・ドル

（注２）米ドル、豪ドルおよびニュージーランド・ドルの円貨換算は、別段の記載がない限り、2020年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝109.06円、1豪ドル＝73.29円および1ニュージーランド・ドル＝70.76円による。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

受益証券の申込みが管理会社によって受理された評価日付の受益証券１口当りの純資産価格。発行（売出）価格は(8)記載の申込取扱場所に照会することができる。

（５）【申込手数料】

なし。

ただし、保有期間に応じて、以下の料率の偶発後払販売手数料（以下「CDSC」という。）が課せられる。

発行日（注1）から買戻日（注2）

C D S C

までの期間

2年未満	買戻価格の3.0%
2年以上3年未満	買戻価格の2.5%
3年以上4年未満	買戻価格の2.0%
4年以上5年未満	買戻価格の1.5%
5年以上6年未満	買戻価格の1.0%
6年以上7年未満	買戻価格の0.5%
7年以上	なし

（注1）上記の「発行日」とは、関連する純資産価額が計算され公表された日の日本における翌営業日をいう。

（注2）上記の「買戻日」とは、関連する純資産価額が計算され公表された日の日本における翌営業日をいう。

（6）【申込単位】

100口以上1口単位

（7）【申込期間】

2020年4月1日（水曜日）から2021年3月31日（水曜日）まで

なお、販売会社においては午後2時30分まで、販売取扱会社においては販売取扱会社の定める申込受付時間において申込みを受け付ける。

但し、土曜日および日曜日を除く、ルクセンブルク、ロンドンおよび東京における銀行営業日かつ日本における金融商品取引業者の営業日（以下「評価日」または「ファンド営業日」という。）に限り、申込みの取扱いが行われる。その他、代行協会が必要と認める場合、日本において申込みの取扱いを行わないことがある。

（8）【申込取扱場所】

販売会社

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

（ホームページ・アドレス：<http://www.tokaitokyo.co.jp/>）

（電話番号：0120-746-104）

（以下「東海東京証券」または「日本における販売会社」という。）

販売取扱会社

ワイエム証券株式会社 山口県下関市豊前田町三丁目3番1号

（ホームページ・アドレス：<http://www.ymsec.co.jp/>）

（電話番号：0120-789-902）

浜銀T T証券株式会社 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号

（ホームページ・アドレス：<http://www.hamagintt.co.jp/>）

（電話番号：045-225-1133）

西日本シティT T証券株式会社 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目3番6号

（ホームページ・アドレス：<http://www.nctt.co.jp/>）

（電話番号：092-707-3000）

池田泉州T T証券株式会社 大阪府大阪市北区茶屋町18番14号

（ホームページ・アドレス：<http://www.sittsec.co.jp/>）

（電話番号：06-6485-0031）

ほくほくT T証券株式会社 富山県富山市丸の内1丁目8番10号

（ホームページ・アドレス：<https://www.hokuhokutt.co.jp/>）

（電話番号：076-471-8262）

十六T T証券株式会社 岐阜県岐阜市神田町七丁目12番地

（ホームページ・アドレス：<https://www.16ttsec.co.jp/>）

（電話番号：058－266－4516）

（注）上記金融商品取引業者の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。その他、日本における販売会社が上記以外の販売取扱会社を指定することがある。

（９）【払込期日】

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、関連する純資産価額が計算され公表された日の日本における翌営業日であり、以下「約定日」という。）から起算して、日本における４営業日目までに申込金額を日本における販売会社に支払うものとする（但し、投資者が販売取扱会社に申込みを行った場合、販売取扱会社の定める日時までに申込金額を販売取扱会社に支払うものとする。）。

各申込日の発行価額の総額は、日本における販売会社によって、申込日の翌ファンド営業日である評価日から起算して５評価日以内の日（以下「払込期日」という。）に、保管受託銀行のファンド口座に各クラスの参照通貨で払い込まれる。

（１０）【払込取扱場所】

上記(8)の申込取扱場所に同じ。

（１１）【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

（１２）【その他】

（１）引受等の概要

（イ）日本における販売会社は、管理会社との間の日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する2010年９月15日付受益証券販売・買戻契約（2015年５月20日付で改訂済）に基づき、日本においてファンド証券の募集を行う。

（ロ）本書に記載されるとおり、日本における販売会社は、直接または他の販売取扱会社を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求を管理会社へ取次ぐ。

（注）販売取扱会社とは、日本における販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込または買戻しを日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受け入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および取次登録金融機関をいう。

（ハ）管理会社は、東海東京証券をファンドに関して代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、１口当りの純資産価格の公表を行い、また、目論見書および運用報告書を販売取扱会社に送付する等の業務を行う日本証券業協会の協会員をいう。

（２）申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う日本における投資者は、販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。なお、ファンドの評価日でかつ日本における金融商品取引業者の営業日において、日本における投資者からの申込みを受け付ける。申込金額は、日本円または各クラスの参照通貨で支払われる。申込金額は、約定日（申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日をいい、原則として関連する純資産価額が計算され公表された日の日本における翌営業日となる）から起算して日本における４営業日目（起算日を日本における１営業日目とする）までに申込金額を販売会社または販売取扱会社に対して支払うものとする。日本における販売会社は、取得申込みについては払込期日に保管会社のファンドの口座に各クラスの参照通貨で払い込む。

（３）現在のところ、ファンド証券について日本国外での募集は予定されていない。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの投資目的は、中長期にわたり、安定的な成長を遂げることにある。

ファンドは、主として、G20参加国の国債、政府機関債、これらの国に所在する企業によって発行または保証された社債、これらの国に所在する主体によって発行または保証されたモーゲージ債その他仕組み証券に対して投資を行う。

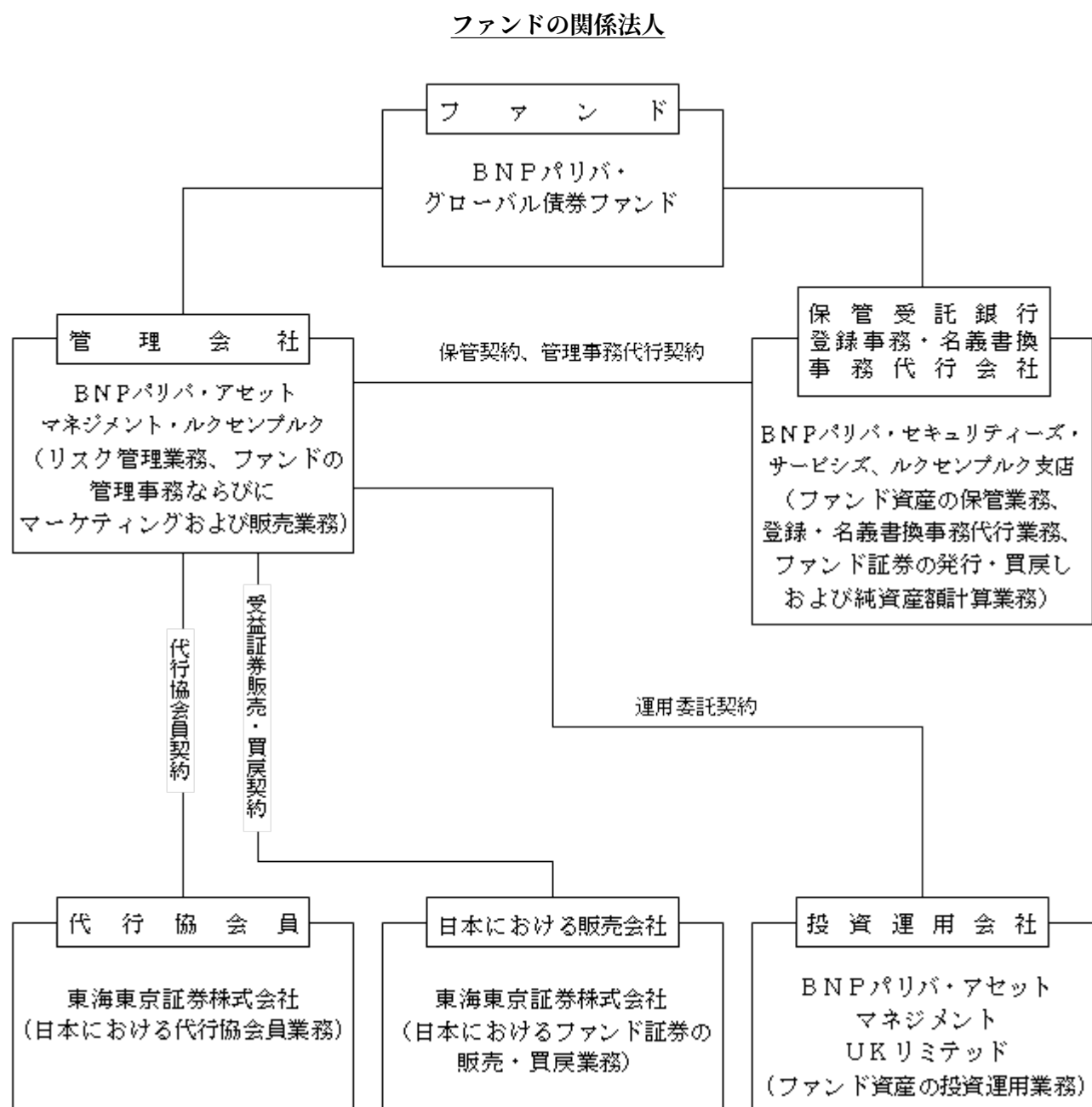
信託金の限度額の制限はない。

（2）【ファンドの沿革】

2010年9月28日	ファンドの設立（約款締結）
2010年10月1日	日本におけるファンド証券の募集開始
2010年10月29日	ファンドの運用開始
2013年9月6日	ファンドの修正約款締結
2014年7月16日	ファンドの修正約款締結
2016年2月25日	ファンドの修正約款締結
2016年5月2日	ファンドの修正約款締結
2017年7月11日	ファンドの修正約款締結

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



[次へ](#)

② ファンドの関係法人の名称、ファンド運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルグ (BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg)	管理会社	2010年9月28日付ファンド約款（随時修正および改訂される。）において、管理会社として任命される。
BNPパリバ・アセットマネジメントUKリミテッド (BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT UK Ltd)	投資運用会社	2014年7月22日付で管理会社との間で運用委託契約（注1）を締結。同契約はファンド資産に関する運用業務について規定している。
BNP パリバ・セキュリ ティーズ・サービスズ、ルク センブルグ支店 (BNP Paribas Securities Services, Luxembourg Branch)	保管受託銀行 登録事務・名義書換事務 代行会社	2014年7月22日付で、管理会社との間で保管契約（注2）を締結（2016年12月2日付で改訂済）。同契約はファンド資産の保管業務等について規定している。 2014年7月22日付で管理会社との間で管理事務代行契約（注3）を締結。同契約は登録および名義書換事務の代行業務について規定している。
東海東京証券株式会社	日本における販売会社 代行協会員	2010年9月15日付で、管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（2015年5月20日付で改訂済）（注4）を締結。同契約は日本における受益証券販売・買戻業務について規定している。 2010年9月13日付で、管理会社との間で代行協会員契約（2016年1月8日付で改訂済）（注5）を締結。同契約は日本における代行協会員業務について規定している。

（注1）運用委託契約とは、ファンド約款に基づき、管理会社によって任命された投資運用会社がファンド資産の投資運用に関する役務の提供を行うことを約する契約である。

（注2）保管契約とは、ファンド約款に基づき、管理会社によって任命された保管銀行が有価証券の保管、引渡し等の業務を行うことを約する契約である。

（注3）管理事務代行契約とは、ファンド約款に基づき、管理会社によって任命された登録事務・名義書換事務代行会社が受益者名簿への受益者登録、帳簿記録の記帳、ファンド証券の販売・買戻しおよび譲渡の処理等の事務を行うことを約する契約である。

（注4）受益証券販売・買戻契約とは、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

（注5）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券1口当りの純資産価格の公表を行い、また、ファンド証券に関する目論見書および運用報告書を販売取扱会社に送付する等の業務を行うことを約する契約である。

③ 管理会社の概況

(イ) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルク1915年商事会社法（改正済）（以下「1915年商事会社法」という。）に基づき、ルクセンブルクにおいて1988年2月19日に設立された。

1915年商事会社法は、設立および運営等商事会社に関する基本的事項を規定している。

管理会社は、投資信託に関する2010年12月17日法（随時改正されることがある。）（以下「2010年12月17日法」という。）の第15章ならびにオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付指令2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日の法律（以下「AIFM法」という。）の第2章およびその他適用される規則に服する。

(ロ) 会社の目的

(i) 指令2009/65/EC（改正済）にしたがって承認されたルクセンブルクまたは外国の譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）および(ii) 上記指令の対象とならないその他の投資信託（以下「UCI」という。）のポートフォリオの集成的管理ならびに(iii) AIFMDにしたがって承認されたルクセンブルクおよび／または外国のオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）の投資管理。

(ハ) 資本金の額

管理会社の資本金は3,000,000ユーロ（約3億6,090万円）で、2020年1月末日現在全額払込済である。なお、記名式無額面株式100,000株を発行済である。

(注) ユーロの円貨換算は、便宜上、2020年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝120.30円）による。以下同じ。

(ニ) 会社の沿革

1988年2月19日に設立。

2003年6月26日にBNPパリバ・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、BNPパリバ・ファンド・アドミニストレーション・エス・エイならびにBNPパリバ・アセット・マネジメント・サービスーズ・エス・エイとの合併、会社名パーベスト・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エス・エイのBNPパリバ・アセット・マネジメント・ルクセンブルクへの変更

2010年6月30日にフォルティス・インベストメント・マネジメント・ルクセンブルク・エス・エイとの合併、会社名をBNPパリバ・アセット・マネジメント・ルクセンブルクからBNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルクに変更

2017年6月1日に会社名をBNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルクからBNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルクに変更

(ホ) 大株主の状況

(2020年1月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
BNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディング	フランス共和国、パリ75009 オスマン大通り1番	99,663株	99.66%
BNP・PAM・パーティシペーションズ	フランス共和国、パリ75009 オスマン大通り1番	337株	0.34%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

（イ）ファンドの形態

ファンドは、ルクセンブルク大公国（以下「ルクセンブルク」という。）の民法ならびに2010年12月17日法のパートIIの規定およびAIFM法の規定に準拠している。

ファンドは、ルクセンブルクに登記上の事務所がある管理会社により、ファンドの共同所有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理される有価証券およびその他の資産の分割不能な共同所有権に基づき設立されている。

ファンドの存続期間は無期限である。

その保管をBNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店（以下「保管受託銀行」という。）に委託されているファンドの資産は、管理会社の資産とは分別される。受益者は、ファンドの受益証券を取得することにより、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の契約関係を定める約款（以下「約款」という。）にすべて同意する。

（ロ）準拠法

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルクの民法である。

また、ファンドは、2010年12月17日法のパートII、勅令ならびにルクセンブルク金融監督委員会（以下「金融監督委員会」という。）の規則および告示に従っており、2013年法第1条第39項に規定されたオルタナティブ投資ファンド運用者（以下「AIFM」という。）が運用する投資ビークル（AIF）としての資格を有している。

AIFM法

1. AIFM法は、主に、AIFMを規制するが、当該AIFMのみならず、AIFにも影響を及ぼす数々の規定で構成されている。

AIFM法は、AIFMDを実施し、とりわけ、(i) 2010年12月17日法、(ii) 専門投資信託（SIF）に関するルクセンブルク法、および(iii) リスクキャピタルに投資する投資法人（SICAR）に関するルクセンブルク法を改正するものであり、AIFMDから派生するかかる法律の「商品」に関する要件を反映している。

2. AIFM法は、AIFを以下に該当する投資コンパートメントを含む投資信託として定義している。

(i) 多数の投資者の利益のため、定義された投資方針に従い投資することを目的として、当該投資者から資金を調達し、かつ、

(ii) 欧州議会および理事会の2009年7月13日付の2009/65/EC指令に基づく認可を必要としない投資信託（すなわち、UCITSとしての資格を有しない。）。

3. AIFM法には、AIFの販売に係る規定も含まれている。AIFMがAIFM法に基づき一度認可され次第、当該AIFMは、規制当局間の簡易通知制度を利用することにより、AIFの株式または受益証券を他のEU加盟国で販売することができる。

（５）【開示制度の概要】

① ルクセンブルクにおける開示

（イ）金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルク内において、またはルクセンブルクからファンド証券をルクセンブルク内外の公衆に対し公募する場合は、金融監督委員会への登録およびその承認が要求される。この場合、目論見書、約款／定款、年次報告書および半期報告書等を金融監督委員会に提出しなければならない。

さらに、第1、1.(6)(ii)「財務状況、その他の情報に関する監督」に記載するように、年次報告書に含まれている年次財務書類は、承認された法定監査人により監査され、金融監督委員会に提出されなければならない。ファンドの承認された法定監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム（Ernst & Young Société anonyme）である。さらに、ファンドは、金

融監督委員会告示15／627に基づき、金融監督委員会に対して、月次報告書を提出することを要求されている。

(ロ) 受益者に対する開示

純資産額および分配

管理会社は、ルクセンブルクおよび受益証券が公募されているその他のすべての国において法的に要求される情報を公表する。

会計年度

ファンドの会計年度は10月1日に開始し9月30日に終了する。

財務報告書

ファンドは、監査人により認証された、会計年度の最終日締め之年次報告書、および監査人により認証されていない、会計年度の6か月間の最終日締めの半期報告書を公表する。

ファンドには、要求される場合には財務報告書の要約版を公表する権利がある。

ファンドの財務報告書は米ドルで表示される。

年次報告書は会計年度末から4か月以内に、半期報告書は半期末から2か月以内に公表される。

入手可能な参照書類

約款、英文目論見書、定期報告書、保管受託銀行と管理会社間の契約および登録事務・名義書換代行会社と管理会社間の契約は、ファンドの登記上の事務所およびファンドの財務サービスに責任を負う施設において参照することができる。約款ならびに年次報告書および半期報告書の写しは、請求により入手可能であり、請求により無料で投資予定者および受益者に送付可能である。

法律により要求される新聞公告を除き、受益者に対する通知を入手するための正式な媒体はウェブサイト（www.bnpparibas-am.com）である。

報告および通知

適用規則の規定に従い、ファンドの財務諸表において、または、別の適切な定期報告書において、また、必要な場合は臨時に、以下の開示が行われる。

- － 入手可能な場合、ファンドの過去の運用成績
- － 保管受託銀行の責任に対する変更
- － 資産または金融商品の損失
- － 管理会社がファンドのために用いることができる最大レバレッジ水準およびレバレッジに関する取決めにに基づき付与される担保または保証（もしあれば）の再利用の権利に対する変更
- － ファンドにより用いられるレバレッジの総額
- － ファンドの流動性を管理するための新たな取決め
- － 非流動的な性質により生じる特別な取決めに従うファンドの資産の割合
- － ファンドのリスク特性およびこれらのリスクを管理するために管理会社が用いるリスク管理システム
- － AIFMD第23条(4)(c)に従って管理会社が用いるリスク管理システムに対する変更ならびにファンドおよびその受益者に対する予想される影響

以下の書類は、ファンドの登記上の事務所において、受益者またはその代表者の閲覧に供される。

- － ファンドの英文目論見書
- － ファンドの約款
- － ファンドの年次報告書
- － 保管受託銀行と管理会社間の契約
- － 登録事務・名義書換事務代行会社と管理会社間の契約

また、これらの書類は、請求に応じて投資予定者および受益者に対し無料で送付される。

② 日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱い等を行う場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（改正済、以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの約款を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

また、管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は代行協会のホームページにおいて提供される。

(6) 【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは金融監督委員会の監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

(イ) 登録の届出の受理

(i) ルクセンブルクに所在するすべての規制された投資信託は、金融監督委員会の監督に服し、金融監督委員会に登録しなければならない。

(ii) 欧州連合（以下「EU」という。）加盟国の監督官庁により認可されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）は、欧州議会および理事会の2009年7月13日付指令の2009/65/ECの要件（改正済）に適合しなければならない。ルクセンブルク以外の国で設立されたUCITSは、ルクセンブルクの金融機関をUCITSの支払代理人として任命し、UCITS所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続に基づき金融監督委員会に所定の書類を提出することで、ルクセンブルク国内においてその投資信託証券を販売することができる。UCITS所在国の所轄官庁から金融監督委員会に対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該UCITSはルクセンブルクにおいて販売が可能となる。

ファンドは、2010年12月17日法のパートIIに従い設定されており、EU加盟国においては公衆に対する販売活動は行われない。2010年12月17日法の第88-1条に従い、ファンドは、AIFMDおよびその施行規則（以下「AIFM規則」という。）ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルクの法令に定義されているオルタナティブ投資信託としての資格を有している。

(iii) 受益証券がルクセンブルクにおいてまたはルクセンブルクから投資家へ販売される、外国法に準拠して設定または運営されているオープンエンド投資信託は、当該投資信託が設立されたEU加盟国において、投資者の保護を確保するために、当該国の法律により設けられた監督機

関による恒久的監督に服さなければならない。これらの投資信託は、さらに、金融監督委員会により、2010年12月17日法に規定されるものと同等と見なされる監督に服さなければならない。

(iv) EUおよび非EUのオルタナティブ投資信託のルクセンブルグにおける機関投資家への販売は、AIFM規則に定められている適用される条項およびAIFM規則を施行するルクセンブルグの法令に従って行われるものとする。

(ロ) 登録の拒絶または取消

ルクセンブルグの投資信託が適用ある法令および金融監督委員会の告示を遵守しない場合には、その登録が拒絶されまたは取り消されうる。

また、ルクセンブルグの投資信託のファンド・マネジャーまたは投資信託もしくはその管理会社の取締役が金融監督委員会により要求される義務の履行についての信用および専門的能力についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合はルクセンブルグの地方裁判所の決定により解散および清算されうる。

(ハ) 目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書およびその他特定の書類（必要とされる場合）は、その使用の前に金融監督委員会に提出されなければならない。金融監督委員会は、目論見書およびその他特定の書類が適用ある法律、規則および金融監督委員会の告示に従っていると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、目論見書に査証を付してそれを証明する。

(ニ) 財務状況、その他の情報に関する監督

投資信託の財務状況およびその他の情報ならびに投資者および金融監督委員会に提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、承認された法定監査人の監査を受けなければならない。承認された法定監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合、その旨を金融監督委員会に直ちに報告する義務を負う。承認された法定監査人は、金融監督委員会が要求するすべての情報（投資信託の会計帳簿その他の記録を含む。）を金融監督委員会に提出しなければならない。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

ファンドの投資目的は、中長期にわたり、安定的な成長を遂げることにある。

（２）【投資対象】

ファンドは、主として、G20参加国の国債、政府機関債、これらの国に所在する企業によって発行または保証された社債、これらの国に所在する主体によって発行または保証されたモーゲージ債その他仕組み証券に対して投資を行う。

新興国に拠点を置く発行体の場合、ファンドは主としてソブリン債に対して投資を行い、投資対象国の経済成長による収益機会を追求する。先進国に拠点を置く発行体の場合、ファンドはソブリン債および非ソブリン債の両方に対して投資を行い、対米国金利差、長短金利差等の変動による収益機会を追求する。ファンドの設立時において、新興国とは、アルゼンチン、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、韓国およびトルコを意味する。ファンドの設立時において、先進国とは、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国および米国を意味する。

ファンドは、国別投資配分、デュレーションおよびセクター配分に関する投資判断を反映させた分散投資のエクスポージャーを取る。

新興国と先進国の投資配分は、マクロ経済、金融、政治その他の要素を考慮して、また新興国と先進国の分散化された最適な投資配分を達成するべくファンドの運用者によって決定される。

ファンドは、購入時において、ムーディーズによってB a 3未満またはスタンダード・アンド・プアーズによってB B－未満の格付けを付与された証券に対して投資を行わない。単一の格付けは、格付機関2社のうち、1社のみが発行体に格付けを付与した場合に認められる。

組入債券の平均格付けは、B a a 3（ムーディーズ）もしくはB B B－格（S & P）相当以上を維持することを目指す。

ファンドは、アルゼンチン、ブラジル、中国、インド、インドネシア、ロシア、サウジアラビアおよび南アフリカの政府、中央銀行、行政庁または地方公共団体が発行した単一の債券について、その純資産に対し、a）インデックスにおける当該国の比重の割合、または、b）5%、のいずれか大きい方を超えて投資を行わない。この目的において、インデックスは、Bloomberg Barclays Global Aggregate Index（米ドルヘッジ付、G20諸国のみ）とJP Morgan EMBI Global（G20諸国のみ）をそれぞれ50%ずつ加重したものとする。

ファンドは、その純資産の30%を超えて他のU C Iに投資しない。

派生商品（デリバティブ）

ファンドは、ヘッジおよび取引目的のために、投資目的と合致する派生商品（デリバティブ）を利用する場合がある。

商品

- ・政府債、準政府債
- ・社債
- ・モーゲージ担保证券（以下「MBS」という。）、商業用不動産担保证券（以下「CMBS」という。）、資産担保证券（以下「ABS」という。）等の仕組み証券
- ・米ドル、豪ドルおよびニュージーランドドル建ての補助的な現金、現金等価物、短期金融資産、財務省短期証券、CPおよび預金
- ・ヘッジ目的および投資目的上の派生商品（デリバティブ）の利用（先物、NDF、先渡し、スワップ、CDS、オプション（取引所オプションおよびOTCオプション）、TBA（MBSのフォワード）、トータル・リターン・スワップ（以下「TRS」という。））

ファンドは、純資産価額の25%を上限として、CMB S、MBS、ABS等の仕組み証券に投資し、また純資産価額の15%を上限として、TBAに投資することができる。ポートフォリオにおける当該商品の保有合計は、常に純資産価額の30%を超えてはならない。

上記の派生商品（デリバティブ）および商品に対する投資は常に下記「（５）投資制限」に記載された投資の上限を遵守する。

ABS、MBS、CMB SおよびTBA等の仕組債に対する投資は、金利リスク、信用リスク、債務不履行（デフォルト）リスクを負う可能性があり、また潜在的には為替リスクを負う可能性がある。従って、資産の価値は通常の金利水準と逆に変動する可能性がある。また、付随的なリスクの要因は、債務の担保とされたローンの債務不履行（デフォルト）が予見困難なことにある。よって、仕組債の価値は、とりわけ金利の変動によって、非常に変動しやすい。

本項に記載される国は、世界的なマクロ経済状況により変化する可能性がある。投資運用会社は、定期的に投資方針を再検討し、提案された変更を時機をみて管理会社に報告するものとする。

レポ取引および／またはリバース・レポ取引は、本書に記載される条件が満たされる限り、ファンドの流動性を安全な方法で高めるための短期資本の調達を目的とする効率的なポートフォリオ運用のために用いられる。

外貨エクスポージャー

ファンドは、適宜、投資目的および通貨ヘッジ要件に合致する外貨為替のポジションを確立する。

ファンドは、主に米ドル建ての債券および米ドルにヘッジされた米ドル以外の通貨建ての債券に対して投資を行う。クラスの参照通貨が米ドルでない場合、各クラスに帰属する米ドル建ての資産は可能な限り各クラスの参照通貨にヘッジされる。

ファンドの投資方針は、その時点における政治、経済、財政および金融状況を考慮し、管理会社が決定する。

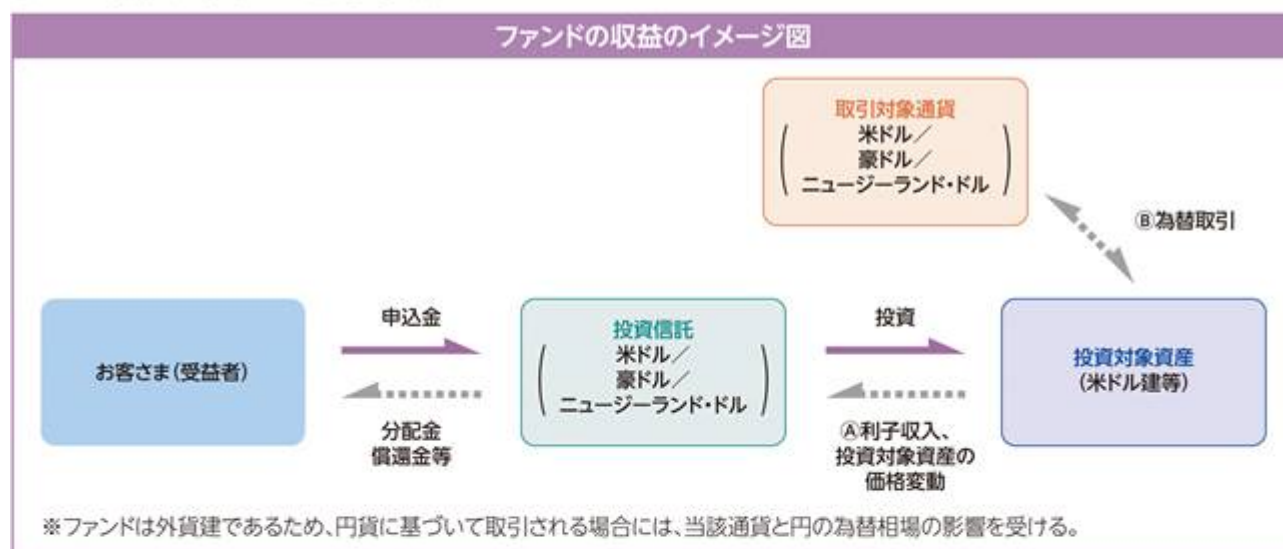
投資方針は投資の分散の原則およびリスクの分散の原則に厳格に則り実行される。このため、ファンドは、後記「(5) 投資制限」に規定される一連の投資制限に従う。この点につき、投資者は、後記「3 投資リスク (1) リスク要因」に記載される投資リスクに留意すべきである。

管理会社の取締役会は、ファンドが投資する会社の株主総会での投票を含むコーポレート・ガバナンス方針を採択した。取締役会の投票方針を定める主要原則は、会社が株主に、株主の投資に関する透明性および説明責任を提供できるか否かに関連し、また、会社は、長期にわたり受益証券の成長およびリターンを確保するよう経営されるべきであるという点に関連する。管理会社は、誠実に、投資ファンドの受益者の最善の利益を考慮した上で、投票方針を実行する。

またファンドは、後記「(5) 投資制限」に規定される条件および制限に従い、譲渡可能な有価証券および短期金融商品に関する投資技法および商品を利用することができる。ただし、これらの投資技法および商品は効率的なポートフォリオ管理目的で利用される。かかる運用において金融派生商品が利用される場合には、当該条件および制限は2010年12月17日法の規定および規則を遵守したものでなければならない。いかなる場合でも、これらの運用によってファンドが本書に記載される投資目的を逸脱することはできない。

ファンドの投資方針に規定されない限り、ファンドの投資目的の達成は保証されていない。過去の運用実績は将来の運用実績を示唆するものではない。

収益／損失に関する留意事項



➡ ファンドの収益の源泉と受益証券1口当り純資産価格の変動要因をまとめると、以下のようになる。



(3) 【運用体制】

ファンドの運用は投資運用会社に委託されているが、同社の運用については管理会社が全面的に責任を負う。

管理会社は、日常の管理を行う投資運用会社としてBNPパリバ・アセットマネジメントUKリミテッドを任命した。

BNPパリバ・アセットマネジメントUKリミテッドは、BNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディングの間接的な完全子会社である。

管理会社

BNPパリバ・アセットマネジメントは、資産運用活動を専門とするBNPパリバのビジネス・ラインであり、投資プロセスの卓越性、確実性および一貫性を重視することを共有しながら運用能力を提供している。

BNPパリバ・アセットマネジメントは、複数の専門的な投資会社を通じて、また現地事務所の世界的なネットワークを通じて、顧客にサービスを提供している。これらの会社および事務所は、完全な投資の独立性をもって事業を行っており、それぞれの市場において高パフォーマンスの投資ソリューションを開発する技術力および市場経験を提供している。

BNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディングは、BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク（ルクセンブルクの法律に定める要件に従い、BNPパリバ・グループのルクセンブルク籍UCITSの現地管理会社として行為する「管理会社」である。）の株式および議決権の約99.66%を直接的に保有している。BNP・PAM・パーティシパシオンズは、管理会社の株式および議決権の残りの0.34%を直接的に保有している。

特に、管理会社の活動は、集团的ポートフォリオ運用（投資信託の投資証券の管理事務およびマーケティングを含む。）に限られる。

投資運用会社への委託

管理会社は、その機能を委託することができる。ただし、かかる委託は、当該管理会社または保管受託銀行の責任に何ら影響を及ぼすものではない。委託は投資運用機能に影響を及ぼすものであり、BNPパリバ・グループ内部の授権された監督下にある事業体（以下「関係会社」という。）のみに付与される。関係会社は、ファンドの定められた目的を達成する能力および特定の技能に応じて選定される。

業務の委託条件は、管理会社が設定する投資割当基準に適合しなければならない。このため、委託の条件は、ファンドの現地目論見書および各状況に応じて合意される個別の投資ガイドラインの関係規定に基づく。

さらに、（特に、不成立の取引や投資ガイドラインの違反があった場合は、要望により手続、書類の提供および監査報告を行う可能性等を通じて、）管理会社による監視活動の十分な遂行が可能であることを確保するため、複数の条項が標準的な運用契約に定められている。

（４）【分配方針】

管理会社は、毎年、分配金を支払うか否かを決定する。かかる分配金は、2010年12月17日法および約款に定める制限に従って計算される。この点において、管理会社は、純資産の法定最低額を上限として、ファンドの純資産を分配する権利を留保する。分配金の内容（純投資所得または資本金）はファンドの財務報告書に記載される。

市況を考慮した上で分配を行わないことが受益者の利益となる場合、分配は一切行われず。

望ましいとみなされた場合、管理会社は、分配を行うことを決定することができる。

管理会社は、決定された分配および中間分配の支払方法を決定する。分配金は、原則として、受益証券クラスの参照通貨で支払われる（異なる通貨での支払いのために生じる両替費用は投資家が負担する。）。

ファンドについては、管理会社は、2010年12月から毎月1回、当該月の20日（20日が評価日でない場合には、直前の評価日）の営業終了時点において登録されている受益者に対して、分配を宣言する予定である。

分配が宣言された場合、分配金は、日本における販売会社に対して、当該月の20日の後、5評価日目に（支払日が評価日でない場合には、直後の評価日に）支払われる。

管理会社は、分配を適正水準に維持する必要がある場合、キャピタルゲインからの分配を行うことができる。分配の結果、ファンドの純資産総額がルクセンブルク法の定める最低額に満たなくなると、分配は行われず。

支払日から5年以内に受益者が受け取らなかった宣言済みの分配および中間分配は消滅し、ファンドに復帰する。

宣言済みで未請求の分配または中間分配に対する利息は支払われないものとし、かかる分配または中間分配は、法定期間内において、ファンドの受益者のためにファンドにより保有される。

（注）上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものでない。

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるため、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当り純資産価格は下がる。なお、分配金の有無や金額は確定したものではない。

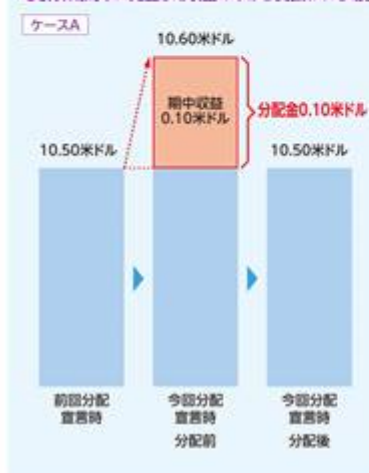
投資信託で分配金が支払われるイメージ



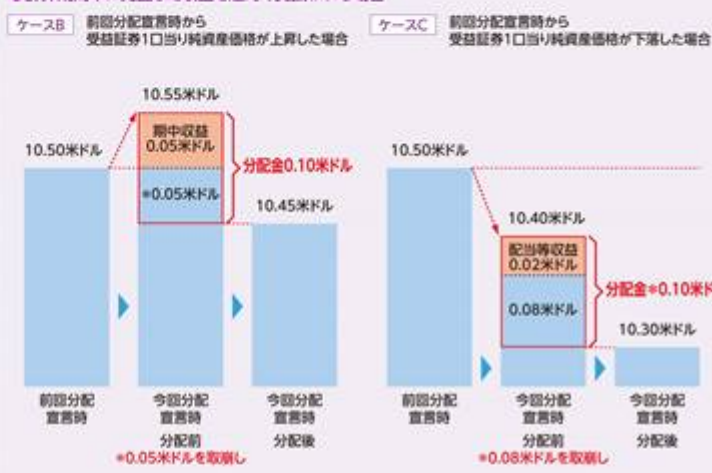
分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がある。その場合、分配宣言時の受益証券1口当り純資産価格は、前回分配宣言時と比べて下落することになる。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではない。

分配金と受益証券1口当り純資産価格の関係（イメージ）

●計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



●計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注) 上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や受益証券1口当り純資産価格を示唆するものではないので留意する必要がある。

- 分配金は、ファンド毎の分配方針に基づいて支払われる。
- 上図のそれぞれのケースにおいて、前回分配宣言時から今回分配宣言時まで保有した場合の損益をみると、次の通りとなる。

ケース A : 分配金受取額0.10米ドル+今回分配宣言時と前回分配宣言時との受益証券1口当り純資産価格の差	0米ドル = 0.10米ドル
ケース B : 分配金受取額0.10米ドル+今回分配宣言時と前回分配宣言時との受益証券1口当り純資産価格の差	▲0.05米ドル = 0.05米ドル
ケース C : 分配金受取額0.10米ドル+今回分配宣言時と前回分配宣言時との受益証券1口当り純資産価格の差	▲0.20米ドル = ▲0.10米ドル

➡ A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額であるが、受益証券1口当り純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となる。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の受益証券1口当り純資産価格の増減額」の合計額での判断が必要である。

受益者のファンドの購入価格によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より受益証券1口当り純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様である。

●分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合



●分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合



○受益者の購入価格にかかわらず、分配金はすべて課税対象となる。

(5) 【投資制限】

ファンド資産の運用は、管理会社またはその任命をうけた代理人により、ファンドの約款および英文目論見書に規定された以下の投資制限を遵守して遂行される。

ファンドは以下の規定に従う。

1. ファンドは純資産総額の10%を超えて借入れをすることができない。
2. ファンドはその純資産の20%を超えて譲渡可能な有価証券の空売りを行うことができない。同一の発行体により発行された譲渡可能な有価証券の空売りは、その純資産の20%を超えて行うことができない。
3. ファンドは、譲渡可能な有価証券または他の資産について、担保目的以外で質権または抵当権を設定したり、譲渡することはできない。

4. ファンドは純資産の30%を超えて、UCIに投資することはできない。このパーセンテージは、合併または組織再編のために、一時的に超えることができる。ファンドは、純資産総額の20%を超えて単一のUCIに投資することはできず、また、単一のUCIの受益証券の25%を超えて取得することはできない。

受益証券を取得するUCIは、ファンドと同一または少なくとも類似したリスク内訳の投資方針を有するものでなければならない。同一の管理会社により、または管理会社が管理、支配関係を持つもしくは直接もしくは間接的に過半数持分を持つその他の会社により直接もしくは間接的に管理される、他のUCITSまたはUCIの受益証券にファンドが投資する場合、管理会社またはその他の会社は、他のUCITSまたはUCIが発行する受益証券へのファンドの投資に関し販売または買戻しの権利を請求することはできない。

ファンドが負担する最大年間管理報酬は英文目論見書に記載される。

5. ファンドは、単一の発行体により発行された有価証券に、純資産の10%を超えて投資することはできない。
6. ファンドは、単一の発行体が発行する同一の種類の有価証券の10%を超えて購入することはできない。
7. ファンドは、その純資産の10%を超えて株式市場または同等の保証があるその他の規制された市場に上場されていない有価証券の資産に投資することはできない。
8. 上記5、6および7の制限は、経済協力開発機構（以下「OECD」という。）加盟国もしくはかかる加盟国の地方公共団体、またはEUの地域的もしくは世界的な公的国際機関またはアルゼンチン、ブラジル、中国、インド、インドネシア、ロシア、サウジアラビアおよび南アフリカが発行または保証する有価証券には適用されない。
9. ファンドは、その資産の20%を上限として、単一の法主体に投資された預金に投資することができる。
10. ファンドは、議決権付き株式を取得することはできない。
11. ファンドは、貸付または貸付返済の保証をすることはできない。ただし、保管受託銀行もしくは保管受託銀行により認められた預金を受け入れるその他の銀行もしくは金融機関への預金、または負債もしくは借入を表章する譲渡可能な有価証券を除く。
12. 上述の制限は、ファンドの資産の一部を構成する譲渡可能な有価証券に付された新株予約権を行使する場合には、遵守する必要はない。ファンドの意向ではなくまたは新株予約権の行使によりこれらの制限を超えた場合、ファンドは、受益者の利益に留意しつつ、この状況を是正する優先目的に従い売却取引を行わなければならない。

原則として、ファンドの受益証券が募集される可能性のある国における法令を遵守するために必要な場合にはいつでも、管理会社は他の投資制限を導入する権利を有する。その例外規定はファンドの英文目論見書に要約される投資方針において言及される。

管理会社および投資運用会社は、ファンドに関して以下のことを行わない。

- (a) 一つの発行体の株式または投資信託受益証券を、その価値（以下「株式等エクスポージャー」という。）が純資産総額の10%を超えて保有すること（当該株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。）。
- (b) 一つの取引相手方とのデリバティブのポジションまたはデリバティブ取引の原資産である発行体についてのデリバティブのポジションから生じるネット・エクスポージャー（以下「デリバティブ等エクスポージャー」という。）が純資産総額の10%を超えて、デリバティブのポジションを保有すること（当該デリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。）。
- (c) 一つの主体により発行され、組成されまたは引き受けられた、(i) 有価証券（上記(a)に掲げる株式または投資信託受益証券を除く。）、(ii) 金銭債権（上記(b)に掲げるデリバティブを除く。）および(iii) 匿名組合出資持分を、その価値（以下「債券等エクスポージャー」という。）が純資産総額の10%を超えて保有すること（当該債券等エクスポージャーは、日本証券業協会の

ガイダンスに従い計算される。）。（注：担保付取引の場合は、担保評価額が控除され、当該主体に対する債務がある場合は、債務額が控除される。）

- (d) そのエクスポージャーが純資産総額の100%に達するG20参加国の国債、政府機関債を除き、一つの主体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーについて、総額で純資産総額の10%を超えてポジションを保有すること。

技法、金融商品および投資方針

ファンドは、以下に記載する条件に従って金融派生商品を利用することを授權されている。

譲渡可能な有価証券または短期金融商品にデリバティブ商品が含まれる場合、デリバティブ商品の利用には現在の規定の適用が考慮されなければならない。

I. 一般的な情報

ファンドは、ヘッジおよび取引（投資）目的の両方のために、その原資産が譲渡可能な有価証券または短期金融商品であるデリバティブ商品を利用することができる。

前述の取引がデリバティブ商品の利用を伴う場合、その条件は本「(5) 投資制限」の前記規定と合致していなければならない。

ファンドが取引（投資）目的でデリバティブ商品を利用する場合、その投資方針の範囲内でのみ当該デリバティブ商品を利用することができる。

(i) 取引相手方リスク

店頭デリバティブ取引に関する取引相手方リスクのエクスポージャーは、当該取引相手方が最高クラスの格付けをもつ場合には資産の20%、それ以外の場合には資産の10%を超えてはならない。

(ii) 担保

金融デリバティブ商品の利用に関連するリスクを減らすために担保の差入れを受けることは許容される。

(iii) リスク管理

A I F M法に従い、管理会社は、リスク管理部門を事業部門およびポートフォリオ管理部門から機能的にも階層的にも分離しなければならない。

管理会社は、各A I Fの投資戦略に関連し、各A I Fがさらされているかまたはさらされる可能性のあるすべてのリスクを適切に特定し、測定し、管理し、および監視するために、適切なリスク管理システムを実施し、少なくとも年に一度、これを見直すものとする。ファンドのリスク特性は、ファンドの規模、ポートフォリオ構造および投資戦略に対応するものとする。

(iv) レバレッジ

ファンドは、上記で定義される投資方針ならびに借入現金の再投資、レポまたはリバーズ・レポ契約、証券貸付／借入れおよびデリバティブ取引に関して定められる指針に従ってレバレッジを使用することができる。

レバレッジは、ファンドに関する最大コミットメント・レバレッジおよび担保の再利用の可能性を設定する下記の表に定める制限内で使用される。管理会社は、これが管理する各A I Fのために用いることができる最大レバレッジ水準およびレバレッジに関する取決めに基づき付与される可能性のある担保または保証を再利用する権利の範囲を設定する。

管理会社は、これが管理する各A I Fのために、関連するリスクの詳細、レバレッジを使用する状況、レバレッジの種類および源泉を提供しなければならない。管理会社は、最大レバレッジ水準への変更を定期的に提供する。

ファンド	A I Fの最大コミットメント・レバレッジ	担保の再利用
------	-----------------------	--------

BNPパリバ・グローバル債券ファンド	200%	許可されない
--------------------	------	--------

管理会社は、コミットメント法により計算されたレバレッジがファンドの純資産額の3倍を超える場合、レバレッジの全体的な水準、現金または証券の借入れから生じるレバレッジと金融派生商品に組み込まれるレバレッジの内訳に関する情報を提供するものとする。

(v) 流動性の管理

管理会社は、適切な流動性管理方法を用い、ファンドの流動性リスクを監視することを可能とする手続を採用する。管理会社は、投資対象の流動性特性がその対象となる義務を遵守することを確保し、定期的にストレス・テストを実施する。

管理会社は、投資戦略、流動性特性および買戻し方針が一貫していることを確保する。管理会社は、AIFの流動性リスク管理の詳細を提供する。

上記はレバレッジされないクローズドエンド型のAIFには適用されない。

(vi) TRS

ファンドは、その投資目的を達成するため、以下の範囲内でTRSを利用することができる。

ファンド	TRS/純資産価額		
	上限割合	予想割合	TRSの種類
BNPパリバ・グローバル債券ファンド	200%	100%	ファンデッド／アンファンデッド

上記に記載された予想割合は、TRSの（相殺契約もヘッジ契約もない）額面の絶対額の合計を純資産価額で除したものと定義される。予想割合は、上限ではなく、実際の割合は、市況を含むがこれに限られない要因によって、その時々で異なることがある。ファンドの存続期間中、上限割合に反映される、より高い水準に達する可能性があり、それに従い英文目論見書が更新される。

また、ファンドがTRSを締結しまたは類似の特徴を有するその他の金融デリバティブ商品に投資する場合、ファンドの資産は、投資制限に関する条項の規定を遵守する。金融デリバティブ商品の裏付けとなるエクスポージャーは、本「(5) 投資制限」に規定される投資上限の計算時に考慮されるものとする。

ファンドは、信用機関との間で締結した金融デリバティブ商品の利用から生じる取引相手方リスクにさらされる。したがって、ファンドは、かかる信用機関がこれらの商品に関する義務を履行することを望まなくなりまたは履行できなくなるリスクにさらされている。TRSの取引相手方（またはその他の取引相手方）の債務不履行は、ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼし、その結果、投資家に損失をもたらす可能性がある。

ただし、有効な規則に従い、金融デリバティブ商品の利用から生じる取引相手方リスクは、常にファンドの総資産額の10%を上限としている。

ファンドがかかる金融デリバティブ商品に投資する場合、以下の情報がファンドの年次報告書において開示される。

- 投資ポートフォリオまたは指数の基礎となる戦略および構成。
- 取引相手方の身元。
- 金融デリバティブ商品を通じて得られる裏付けとなるエクスポージャー。
- 取引相手方に対するエクスポージャーを軽減するためにファンドが受領した担保の種類および金額。
- ファンドが完全に担保されているか否か。

取引相手方は、ファンドの投資ポートフォリオの構成もしくは運用または金融デリバティブ商品の原資産に対する裁量権を有さず、ファンドの投資ポートフォリオに係る取引に関しては、取引相手方の承認を必要としない。

スワップ取引のリターン（取引の2つの実績間のスプレッド）は、プラスの場合はファンドに完全に配分され、マイナスの場合はファンドが完全に負担する。ファンドが負担するスワップ取引に特有の費用または報酬で、管理会社または他の当事者の収益となるものは存在しない。

II. 証券金融取引（以下「SFT」という。）

規則2015/2365に従い、ファンドは、ファンドの流動性を安全な方法で高めるための短期資本の調達を目的とする場合に限り、SFTを行うことができる。

SFTの対象となり得るファンドの資産の上限割合およびこれらの対象となる資産の予想割合は下表のとおりであり、予想割合は上限ではなく、実際の割合は、市況を含むがこれに限られない要因によって、その時々で異なることがある。

ファンド	レポ取引/純資産価額		リバース・レポ取引/純資産価額	
	予想割合	上限割合	予想割合	上限割合
BNPパリバ・グローバル債券ファンド	25%	50%	25%	50%

SFTにより発生したリターンの配分に関する方針

SFTのリターン（取引の2つの実績間の市場価格の差額）は、プラスの場合はファンドに完全に配分され、マイナスの場合はファンドが完全に負担する。ファンドが負担するSFTに特有の費用または報酬で、管理会社または他の当事者の収益となるものは存在しない。

レポ取引／リバース・レポ取引

レポ取引は、満期時に、売却した資産を買い戻す義務をファンドが負い、取引に基づき受領した資産を返す義務を買い手（取引相手方）が負う先物取引で構成される。

リバース・レポ取引は、満期時に、売却した資産を買い戻す義務を売り手（取引相手方）が負い、取引に基づき受領した資産を返却する義務をファンドが負う先物取引で構成される。

ただし、ファンドが当該取引を行う場合には、以下の規則に従わなければならない。

- レポ取引の取引相手方がこの種の取引を専門とする一流の金融機関である場合にのみ、ファンドは買戻しオプション付の有価証券の売買をすることができる。
- リバース・レポ取引の契約期間中、取引相手方の買戻しオプションが行使されるまたは買戻期間が満了するまで、ファンドは、契約の対象となる有価証券の売却を行うことができない。

また、ファンドは、リバース・レポ取引の価値について、受益者に対する買戻義務をいつでも履行できる水準であることを確保しなければならない。

リバース・レポ取引制限

リバース・レポ取引について取引の対象となる有価証券は、ファンドの投資方針に従ったものでなければならない。またファンドがポートフォリオに保有する他の有価証券と合わせ、全体としてファンドの投資制限を遵守していなければならない。

リバース・レポ契約を締結するとき、ファンドは、以下を確保するものとする。

- いかなるときも、ファンドは、現金全額を回収するかまたは発生基準もしくは時価評価基準でリバース・レポ契約を解約することができる。現金が時価評価基準でいつでも回収可能であるときは、リバース・レポ契約の時価評価基準に基づく評価額がファンドの純資産価額の計算に使用される。

- － いかなるときも、ファンドは、レポ契約の対象となっている証券を回収するかまたはファンドが締結していたレポ契約を解約することができる。
- － 7日以下で期間が確定しているレポ契約およびリバース・レポ契約は、ファンドがいつでも資産を回収できるという契約条件に基づいた取り決めであるとみなされる。

レポ取引制限

受領した資産は、担保としてみなされなければならない。

(3) O T CデリバティブおよびS F Tに関する担保の管理

金融デリバティブ商品およびS F T（通貨先渡を除く。）に関して取引相手方から受領した資産は、規則2015／2365に従って担保を構成する。

取引相手方リスクに対するエクスポージャーを低減するために利用されるすべての担保は、以下の基準を常に遵守するものとする。

評価

受領する担保は、時価評価額に従って少なくとも毎日評価され、高い価格変動性を示す資産は、発行体の信用度および受領した証券の満期に応じて適度に保守的な超過担保が準備されない限り、担保として受け入れるべきでない。

保管（S F Tの対象となる証券についても同様とする。）

権原の譲渡が行われる場合、受領する担保は保管受託銀行により保有される。他の種類の担保の取決めにに関して、担保は、慎重な監督に服し、かつ、担保の提供者とは無関係の第三者保管受託銀行により保有される可能性がある。

実行

受領される担保は、取引相手方への照会または取引相手方の承認なしに、いつでも完全に実行できる。

ファンドは、担保の実行を要する事由が発生した場合に、担保に係る自らの権利を確実に請求することができるようにしなければならない。したがって、担保は、取引相手方が証券の返還義務を遵守しない場合に、ファンドが担保として差し入れられた証券を遅滞なく充当または換金することができるような方法で、直接的にまたは取引相手方の仲介人を通じて、常に利用可能な状態にしておかなければならない。

受入可能な担保－公開された規制表

資産クラス	受け入れられる最低格付	純資産価額に対する必要な証拠金の比率	純資産価額に対する各資産クラスの上限割合	純資産価額に対する各発行体の上限割合
現金（ユーロ、米ドル、英ポンドまたはその他の評価通貨）		[100-110%]	100%	
確定利付証券				
適格OECD加盟国の国債	B B B	[100-115%]	100%	20%
適格な超国家的組織および機関の債券	A A —	[100-110%]	100%	20%
その他の適格国の国債	B B B	[100-115%]	100%	20%

適格OECD加盟国の社債	A	[100-117%]	100%	20%
適格OECD加盟国の社債	BBB	[100-140%]	[10-30%]	20%
適格OECD加盟国の転換社債	A	[100-117%]	[10-30%]	20%
適格OECD加盟国の転換社債	BBB	[100-140%]	[10-30%]	20%
マネー・マーケット・ファンドの受益証券(1)	UCITS IV	[100-110%]	100%	20%
CD（適格OECD加盟国およびその他の適格国）	A	[100-107%]	[10-30%]	20%
適格指数および単独株に連動する証券		[100-140%]	100%	20%
証券化商品(2)		[100-132%]	100%	20%

- (1) BNPパリバ・アセットマネジメントが運用するマネー・マーケット・ファンドに限る。その他のUCITSは、BNPパリバ・アセットマネジメントのリスク部門によるその都度の承認を受けた場合に限り適格となる。
- (2) BNPパリバ・アセットマネジメントのリスク部門による条件およびその都度の承認に服する。

取引相手方の選択に用いられる基準

ファンドは、管理会社が信用できると考える取引相手方と取引を行う。かかる取引相手方は、BNPパリバ・グループの関連会社である場合がある。

取引相手方は、以下の基準に基づき管理会社により選択される。

- － 主要な金融機関
- － 健全な財務状態
- － 管理会社の要件に応じた商品およびサービス範囲を提供する能力
- － 運用上の問題および法的問題に対して対応する能力
- － 競争価格を提供する能力および業務執行の質

承認された取引相手方は、OTCデリバティブの取引相手方に関して少なくとも投資適格の格付を有することが要求される。ただし、取引相手方の信用度の評価は、外部信用格付のみに依拠するものではない。内部の信用分析評価ならびに選択された担保の流動性および満期といった他の信用度の指標も考慮される。取引相手方の選択に際し、あらかじめ定められた法的地位の基準または地理的基準の適用はないが、これらの要素は、通常、選択プロセスにおいて考慮される。さらに、取引相手方は、金融監督委員会によりEUの監督規則と同等とみなされる監督規則を遵守すべきである。選択された取引相手方は、ファンドの投資ポートフォリオの構成もしくは運用または金融デリバティブ商品の原資産に対する裁量権を有さず、ファンドの投資ポートフォリオに係る取引に関しては、取引相手方の承認を必要としない。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

リスク・プロファイル

特有の市場リスク

A. ファンドに影響を及ぼす特有のリスク

相手方リスク

このリスクは、特に金融商品の支払または受渡しおよび先物金融商品に係る契約の締結において管理会社の交渉相手となる取引相手方の格付けまたは債務不履行に関係する。このリスクは相手方の責任（支払、受渡しおよび返済等）を全うする能力に関わる。取引相手方が契約上の義務を履行しなかった場合、投資者のリターンは悪影響を受ける可能性がある。

デリバティブ・リスク

ヘッジ目的（ヘッジ・デリバティブ戦略）またはファンドの収益率にレバレッジをかける目的（取引デリバティブ戦略）で、ファンドは、前記「2 投資方針（5）投資制限」および同項の「技法、金融商品および投資方針」に規定されるデリバティブの投資技法および商品（特に有価証券のワラント、有価証券、金利、通貨、物価上昇率およびボラティリティーの転換契約、その他の金融派生商品、差金決済取引（以下「CFD」という。）、CDS、先物取引ならびに有価証券、レートまたは先物のオプション）を利用することができる。

これらの金融デリバティブ商品にはレバレッジが含まれることに投資家は留意すべきである。このためファンドの利回りのボラティリティーは増加する。

新興市場リスク

このリスクは、ファンドが資産運用において新興市場へ投資を行う場合に存在するリスクである。

新興市場へ投資する場合、ファンドは、投資対象の高度な集中、入手しうる情報が少ないことによる不確実性、流動性の低下または市況（社会、政治および経済状況）の変化に対する感応度の高まりにより、平均を上回るボラティリティーにさらされる可能性がある。さらに、いくつかの新興市場は、多くの国際的な先進国市場と比べて安全性が低い。これにより、新興市場に投資したファンドのために行うポートフォリオの取引、現金化および管理のための業務は、より大きなリスクを伴う可能性がある。ファンドおよびその投資家は、これらのリスクを負担することにつき同意する。

業務および保管リスク

市場（新興国市場）の中には大部分の先進国の規制された市場と比較して規制されていない市場もある。それゆえ当該市場における資金の保管および現金化に関するサービスにはより多くのリスクが伴うことがある。業務リスクは、ファンドが損失を被る取引、バックオフィス、業務、保管および管理事務上の問題のリスクを対象とする。当該リスクは、不注意、非効率的な証券処理手続、コンピュータシステムの問題または人為的ミスの結果として生じる可能性がある。

仕組債／証券化商品に関連するリスク

仕組債および証券化商品は、以下のリスクを伴う。

- ― 金利リスク（デュレーション・リスク）：固定利付クーポンのため、金利が上昇すれば価格は下落する。
- ― 期限前償還リスク：担保設定者（借り手）が満期日より前にモーゲージを返済し、これにより、期限前償還が行われなければ投資家が受領した利息分が減少するリスク。ここでの期限前償還とは、予定された元金の支払金を上回る支払いをいう。実勢市場金利がモーゲージの金利を下回った場合、住宅所有者がモーゲージの借換えを行う可能性が高くなるため、かかる状況が生じる場合がある。予期しない期限前償還は、一部のMBSの価値を変動させる可能性がある。
- ― 期間構造リスク：元金のキャッシュ・フローが毎月生じれば、ラダー型構造となる。イールド・カーブのスティープ化またはフラット化は証券の価値に影響を及ぼす可能性がある。
- ― 信用リスク：エージェンシー市場において、信用リスクはほとんどまたは全く生じない。ノン・エージェンシー市場においては、様々な水準の信用リスクが生じる。
- ― 債務不履行（デフォルト）リスクおよび格付の引下げリスク：借り手が支払期限の到来した元利金の適時の支払いを行わないことにより生じる可能性がある。債務不履行（デフォルト）は、借り手が目論見書に従ったその他の債務を履行せず、また担保の維持要件を満たさないことに起因する場合がある。

証券の債務不履行（デフォルト）を示す指標として、信用格付が投資家により利用される場合がある。ABSにつき格付機関が要求する信用補完のため、発行される上位クラスのほとんどは、入手可能な最高格付であるトリプルAを付される。発行されるABSのB、Cおよび下位クラス

は、低格付けまたは無格付けであり、実際に、上位トランシェより前に損失を吸収するよう設計されている。かかる発行される下位クラスの購入予定者は、高い債務不履行（デフォルト）リスクと、かかるクラスが支払う高い収益との間で均衡が取れているかを決定しなければならない。

- － 流動性リスク：民間（ノンエージェンシー）発行のMBSの市場は、エージェンシー発行のMBSの市場と比べて規模が小さく、流動性が低い。投資運用会社が流動性が高いと信頼するABSのみに投資される。
- － 法的リスク：モーゲージ関連以外のABSは、原資産に対する法的権利の利益を享受しない場合があり、また、抵当権が実行された担保の回収額は、当該証券の支払いを補填するには利用できない場合がある。

モーゲージ関連証券およびその他のABSに関連するリスク

モーゲージ関連証券およびその他のABSの利回りの特性は、従来型債券とは異なる。

主な違いとして、一般に、原資産はいつでも期限前償還できることから、債務の元本をいつでも期限前償還できることがある。その結果、ABSがプレミアム価格で購入された場合、予定より高い期限前償還率は、満期までの利回りを減少させるが、予定よりも低い期限前償還率は、満期までの利回りを上昇させるという逆の効果を有する。

反対に、ABSが割引価格で購入された場合、予定より高い期限前償還率は、満期までの利回りを上昇させるが、予定よりも低い期限前償還率は、満期までの利回りを減少させる。

一般に、確定利付モーゲージ・ローンの期限前償還は、金利が低下する間は増加し、金利が上昇する期間は減少する。また、モーゲージ関連証券およびABSは、金利の上昇の結果として価値が下落する場合があります。金利が低下したとしても、期限前償還により、他の確定利付証券と比べて低い利益を享受する場合があります。期限前償還額の再投資は、当初の投資よりも低い金利で行われる場合があります。したがって、ファンドの利回りに悪影響を及ぼす。実際に期限前償還が行われた場合、ABSの利回りは、管理会社が当該証券を購入した時に想定した金額と異なる場合があります。

一部の国における投資制限に関するリスク

一部の国（中国、インド、インドネシア、日本、サウジアラビアおよびタイ）における投資には、外国人投資家および契約相手方に課される制限、高い市場のボラティリティおよび一部のポートフォリオに関して流動性が欠如しているリスクに関連したリスクが内在する。その結果、投資を許された外国投資家の数によって、または投資額が外国人投資家に認められている総投資額に達した場合、ファンドが株式を入手できない場合がある。さらに、外国人投資家によるその株式の純利益、元本および分配金の本国への送還は制限されるか、政府の承認が必要とされることがある。ファンドは、かかる制限が許容できる範囲にあると判断する場合にのみ、投資を行う。ただし、追加的な制限が今後課されないという保証はない。

B. 一般リスク

信用リスク

受益証券の1口当り純資産価格は、組入れた有価証券の発行者の信用状況の変化により上下し、その結果、買戻し時および償還時には購入時の価格を下回るリスクがある。

このリスクは、ファンドが債券に投資する場合に存在するリスクである。

このリスクは、ファンドが投資する債券の発行体の格下げまたは債務不履行により生じることがあり、これにより投資価値の下落を引き起こすことがある。かかるリスクは発行体の債務履行能力に関係する。発行債券または発行体の格下げによりファンドが投資した債券の価値下落を引き起こすことがある。

信用リスクの高い発行体が発行する債券（ジャンク債）に基づく戦略が用いられることがある。

高利回り債に投資するファンドには、為替または発行体の格付けの変動がより大きいため、平均よりも高いリスクがある。

流動性リスク

このリスクはすべての金融商品に関わる。

投資有価証券の格下げまたは景況悪化の場合、過度に規制された市場（売り買い注文の非常に大きな差または大きな価格変動によりしばしば反映される。）が原因でファンドによる投資が流動性を失

うことがあり、その結果、ファンドの損失を防ぐまたは最小にするため十分に迅速に投資有価証券を
売買できないことがあるというリスクがある。

金利リスク

このリスクは、ファンドが債券に投資する場合に存在するリスクである。

投資有価証券の価格は金利変動の影響を受けることがある。金利は、金融政策、公定歩合、インフ
レ等の複数の要因または事象に影響を受けることがある。

金利の上昇は債券への投資の価格下落を引き起こすことに投資家は留意すべきである。

低金利の影響

このリスクは、ファンドが債券に投資する場合に存在するリスクである。

超低金利により、通貨性ファンドにより保有される短期資産の収益が影響を受け、当該収益がその
管理および運用費用をカバーするには不十分なものとなることもあり、これにより、ファンドの純資
産額の構造的な減少をもたらすことがある。

為替リスク

このリスクは、ファンドがその参照通貨とは異なる通貨建てのポジションを持つ場合に存在するリ
スクである。

ファンドは、その参照通貨とは異なる通貨建ての資産を保有することがあり、参照通貨とその他の
通貨との為替レート変動および為替レート管理の変更により影響を受けることがある。有価証券の表
示単位である通貨がファンドの参照通貨に対して値上がりすれば、参照通貨での有価証券の換算価格
は値上がりする。その反対に表示通貨の値下がり是有価証券の換算価格の値下がりをもたらす。

運用者が取引の為替リスクのヘッジを行う場合であっても、それが完全に有効である保証はない。

インフレ・リスク

あらゆる種類の投資がこのリスクの影響を受ける。

投資の利回りは、長期的にはインフレに追いつかず、投資有価証券の購買力の低下につながる。

税制リスク

一般的なリスクである。

投資有価証券の価格は、源泉税を含む各国における税法の適用または関係国における政治、経済も
しくは金融政策の変更により影響を受けることがある。そのため、経済的な目的が実際に達成される
という保証はない。

利益相反

利益相反に関する方針は管理会社により策定されている。

管理会社は、利益相反を適切に発見し管理する観点から、以下を含む方針を採用している。

－潜在的な利益相反を特定するための方法

－利益相反の防止、適切な管理または開示のための組織的な手続きに関する基準

潜在的な利益相反には、効率的なポートフォリオ管理の技法と関連がある状況が含まれる。

管理会社は、すでに生じている恐れがあるか今後生じうる確定的または潜在的な利益相反の詳細に
ついての記録を継続して定期的に更新する。

管理会社の利益相反に関する方針の概要は、ウェブサイト（www.bnpparibas-am.com）において閲覧
できる。

譲渡性のある証券の空売りによるリスク

ファンドは、譲渡性のある証券の空売り（売主が所有していないが、交付が約束されている証券の
売却）を行うことができる（株価下落が期待される場合）。

空売りは、以下の2つの戦略により行われることができる。すなわち、ショートポジションを相殺
し、ロング・ポジションを保護するためのヘッジ、および不当に高く評価されている株式または市場
から利益を享受するための取引である。

以下の理由により、投資家は、空売りによって、潜在的なハイ・リターンのためにハイ・リスクに
直面する。空売りは、正確なタイミングが必要不可欠でありかつ市場の従前の動向全体に逆らうた
め、非常にリスクの高い手法である。譲渡性のある証券の空売りは、借入金の利用を含むため、より
高度なリスクを伴う。最後に、価格が上昇した場合、投資家の損失は無制限に上昇することがある。

空売りを行う者の多くが自らが保有するポジションを買い戻そうとした場合、当該価格は急速に上昇することがある（ショートスクイズ）。

A I Fのレバレッジに関連するリスク

レバレッジとは、管理会社がA I Fのエクスポージャーを高める手法（現金もしくは譲渡性のある証券の借入れもしくはデリバティブのポジションを通じてかまたはその他の手段によるかを問わない。）のことである。

レバレッジは、より高いリターン、ひいてはより重要な収益を得られる機会を生み出すが、その一方でファンドの資産の価額の変動性を高めるため、元本を割り込むリスクを伴う。

C．O T Cデリバティブ（T R Sを含む。）、S F Tおよび担保管理に関連する追加的リスク

効率的なポートフォリオ運用技法に関連するリスク

証券貸付、レポおよびリバース・レポ取引等の効率的なポートフォリオ運用技法は、特に受領／再投資する担保の質に関して、ファンドのパフォーマンスに影響を及ぼし得る様々なリスク（流動性リスク、取引相手方リスク、発行体リスク、評価リスクおよび決済リスク等）をもたらす可能性がある。

レポ取引およびリバース・レポ取引に関連するリスク

ファンドは、レポ契約およびリバース・レポ契約を締結することができる。レポ契約またはリバース・レポ契約の相手方当事者が債務不履行に陥った場合、ファンドは、取引に関連してファンドが保有する原証券および／またはその他の担保の売却による手取金が、買戻価格または原証券の価値（場合に応じて）を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。また、かかる契約の相手方当事者が破産しもしくは同様の手続を行い、またはその他の方法で買戻日に自らの義務を履行しなかった場合、ファンドは、損失（証券の利息または元本の損失、ならびにレポ契約および／またはリバース・レポ契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。）を被るおそれがある。

担保管理に関連するリスク

取引相手方の債務不履行（デフォルト）リスクを低減するために担保を受領することがある。上記にかかわらず、受領した担保を換金したとき、特に当該担保が証券の形をとる場合に、当該担保が取引相手方の債務を清算するのに十分な現金を調達することができないリスクが存在する。これは、担保の不正確な価格決定、担保価値に関わる不利な市場の動き、担保の発行体の信用格付の引き下げ、または担保が取引される市場の非流動性を含む要因により生じる可能性がある。担保が証券の形をとる場合に特に関係する可能性のある流動性リスクについては、上記「流動性リスク」も参照のこと。

また、ファンドが取引相手方に担保を差し入れることを要求される場合、取引相手方に差し入れる担保の価値が、ファンドが受領する現金または投資対象の価値を上回るリスクが存在する。

いずれの場合においても、取引相手方に差し入れた資産、現金もしくは担保の回収または取引相手方から受領した担保の換金に遅延または困難が生じた場合、ファンドは、買戻請求もしくは購入請求の履行またはその他の契約に基づく交付義務もしくは購入義務の履行において困難に直面する可能性がある。

担保は現金または特定の金融商品の形をとるため、市場リスクが関連する。ファンドが受領する担保は、保管受託銀行または第三者保管受託銀行により保有される可能性がある。いずれの場合においても、かかる担保が保管されている場合、保管受託銀行または副保管受託銀行の倒産または過失等の事由に起因する損失のリスクが生じる可能性がある。

法的リスク

破産、違法行為、税務または会計に関する法律の改正等によって、契約およびデリバティブ技法が終了するリスクが存在する。この場合、ファンドは、発生した損失を補償しなければならない場合がある。さらに、特定の取引は、複雑な法律文書に基づいて行われる。かかる文書は、執行が困難である場合があり、または一定の状況においては解釈に関する紛争の対象となる場合がある。法律文書の当事者の権利および義務は、ルクセンブルク法に準拠する場合があるが、一定の状況（破産手続）においては、他の法制度が優先される場合があり、これにより既存の取引の執行可能性に影響が及ぶ可能性がある。また、デリバティブの利用により、ファンドは、法律の変更もしくは法律もしくは規制

の予想外の適用によりまたは裁判所がある契約が法的に執行可能ではないと宣言するために生じる損失のリスクにさらされるおそれがある。

運用上のリスク

デリバティブへの投資は、取引相手方による担保提供義務の違反を伴うことがあり、または運用上の問題（取引相手方による追加担保の提供または担保の差替えに対するリスク・エクスポージャーの計算と取引相手方の債務不履行の場合における担保の売却の間の時間の隔たり等）を伴う場合がある。デリバティブ契約に基づく取引相手方に対するファンドの信用エクスポージャーが完全に担保されない場合があるが、ファンドは、本書に定める制限を引き続き遵守するものとする。

補償

ファンドは、ファンドの投資運用者、役員、従業員および代理人ならびに管理会社の取締役会が、ファンドの投資運用者、役員、従業員もしくは代理人もしくは管理会社の取締役会としての地位により、または、これらの者によるファンドに関連する作為もしくは不作為を理由として対象となるあらゆる請求、損害および債務につき、ファンドの資産のみから、これらの者を補償することを要求される。ただし、これらの者の重過失、詐欺もしくは故意の違法行為またはこれらの者による英文目論見書の規定の重大な違反によって生じる場合はこの限りではない。

利益相反

管理会社、登録機関兼名義書換代行会社、保管受託銀行またはいずれかの受任者は、ファンドの投資目的と類似する投資目的を有するその他の投資信託または投資スキームのために随時行為することがある。

したがって、これらの者は、その適正な業務過程において、ファンドと潜在的な利益相反を有する可能性がある。この場合、これらの者は各自、ファンドに関して自らが当事者であるかまたは拘束される契約に基づく義務を常に考慮する。

特に（ただし、利益相反が生じる可能性のある取引または投資を行う際に受益者の最善の利益となるように行為する義務に限られない。）、これらの者は各自、かかる利益相反が公正に解決されることを確保するために努力する。

ファンドが管理会社、登録機関兼名義書換代行会社もしくは保管受託銀行またはこれらの関連会社との間で取引を実行することは禁止されていないが、かかる取引が適用法に従って独立当事者との間で実行されていた場合にファンドが合理的に利用できたであろう条件よりもファンドにとって不利にならない条件で対等に交渉された通常の商業条件で実行されたかのようにかかる取引が実行されることを条件とする。

(2) リスクの管理体制

前述のファンドに関連するリスクは、管理会社により監視されている。

ファンドは、ヘッジ目的および投資目的でデリバティブ取引等を行っている。管理会社は、前記「2 投資方針（5）投資制限『技法、金融商品および投資方針』」記載のとおり、コミットメント・メソッドにしたがってレバレッジを計算している。

(3) リスクに関する参考情報

グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスのリスクを定量的に比較できるように作成したものである。

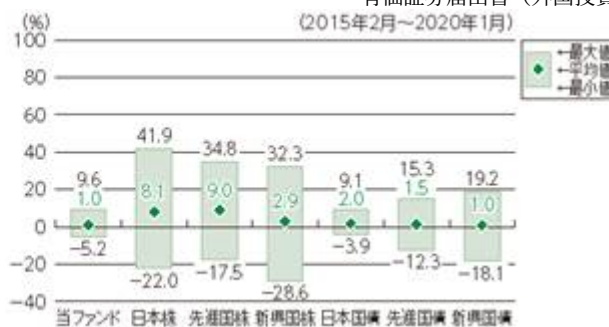
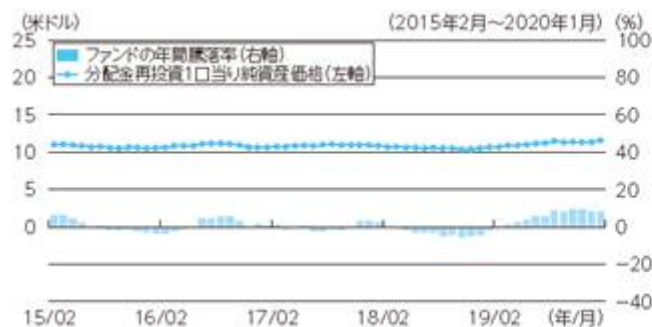
米ドル・クラス

ファンドの分配金再投資1口当り純資産価格・年間騰落率の推移

2015年2月～2020年1月の5年間におけるファンドの分配金再投資1口当り純資産価格（毎月末時点）と、年間騰落率（毎月末時点）の推移を示したものである。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

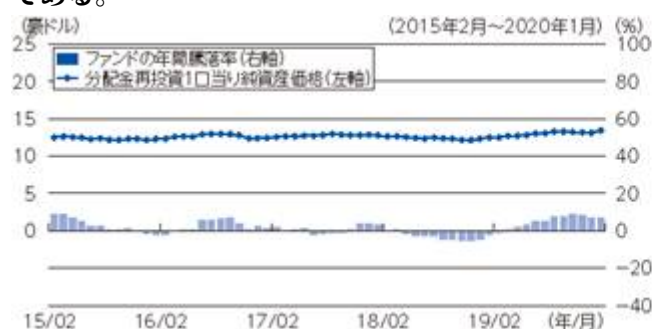
左のグラフと同じ期間における年間騰落率（毎月末時点）の平均と振幅を、ファンドと他の代表的な資産クラスとの間で比較したものである。



豪ドル・クラス

ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2015年2月～2020年1月の5年間におけるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格（毎月末時点）と、年間騰落率（毎月末時点）の推移を示したものである。



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

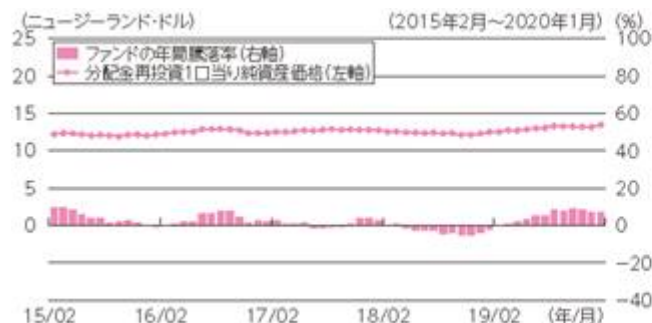
左のグラフと同じ期間における年間騰落率（毎月末時点）の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラスとの間で比較したものである。



ニュージーランド・ドル・クラス

ファンドの分配金再投資1口当り純資産価格・ 年間騰落率の推移

2015年2月～2020年1月の5年間に於けるファンドの分配金再投資1口当り純資産価格（毎月末時点）と、年間騰落率（毎月末時点）の推移を示したものである。



ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率（毎月末時点）の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラスとの間で比較したものである。



出所：管理会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

※ 分配金再投資1口当り純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものである。

※ ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当り純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。

※ 代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。

※ ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。

※ ファンドの分配金再投資1口当り純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当り純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合がある。

※ ファンドの年間騰落率は、各クラスの参照通貨建てで計算されており、円貨に換算されていない。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となる。

※ ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

<各資産クラスの指数>

- 日本株・・・TOPIX（配当込み）
- 先進国株・・・FTSE先進国株価インデックス（除く日本、円ベース）
- 新興国株・・・S&P新興国総合指数
- 日本国債・・・BBGバークレイズE1年超日本国債指数
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
- 新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス（円ベース）

（注）S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（株東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有している。なお、ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有さない。

F T S E先進国株価インデックス（除く日本、円ベース）、F T S E世界国債インデックス（除く日本、円ベース）およびF T S E新興国市場国債インデックス（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属する。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されている。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負わない。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

なし。

ただし、保有期間に応じて、以下の料率のC D S Cが課せられる。

発行日（注1）から買戻日（注2）

C D S C

までの期間	
2年未満	買戻価格の3.0%
2年以上3年未満	買戻価格の2.5%
3年以上4年未満	買戻価格の2.0%
4年以上5年未満	買戻価格の1.5%
5年以上6年未満	買戻価格の1.0%
6年以上7年未満	買戻価格の0.5%
7年以上	なし

（注1）上記の「発行日」とは、関連する純資産価額が計算され公表された日の日本における翌営業日をいう。

（注2）上記の「買戻日」とは、関連する純資産価額が計算され公表された日の日本における翌営業日をいう。

（注3）C D S Cは、ファンドおよび関連する投資環境の説明および情報提供等ならびにファンド受益証券の購入に関する事務コストの対価として管理会社が受領し、その全額または一部がファンド受益証券の販売を行う仲介業者を含む第三者に支払われるものである。

（2）【買戻し手数料】

上記のC D S Cが課せられる。

（3）【管理報酬等】

管理報酬

管理会社は、管理会社がファンドに提供したポートフォリオ運用業務およびマーケティング業務の対価として、管理報酬を受領する権利を有する。管理報酬は、ファンド資産から、月毎に、当該月間のファンドの平均純資産の1.6%を超えない年率で支払われる。2019年9月30日に終了した会計年度中の管理報酬（代行協会員報酬、販売報酬および投資運用報酬を含む。）は、410,546米ドルであった。

代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの代行協会員業務（目論見書および運用報告書の販売取扱会社への送付、ファンド受益証券1口当たり純資産価格の公表業務およびこれらに付随する業務）の対価として、代行協会員報酬を受領する権利を有する。代行協会員報酬は、管理報酬から、月毎に、当該月中のファンドの日々の平均純資産の0.1%の年率で後払いされる。また代行協会員はファンドの資産から、請求により、合理的な実費（管理会社により認められた費用に限る。）の払戻しを受ける権利がある。2019年9月30日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、25,659米ドルであった。

保管報酬

保管受託銀行は、保管受託銀行がファンドに提供したファンド資産の保管および監視に係る業務の対価として、保管報酬を受領する権利を有する。保管報酬は、ファンドの資産から、月毎に、当該月中のファンドの日々の平均純資産の0.13%を超えない年率で支払われる。2019年9月30日に終了した会計年度中の保管報酬は、33,357米ドルであった。

事務代行報酬

事務代行報酬は、ファンドの管理事務業務の対価として支払われる。管理会社は管理事務業務の範囲内において、純資産額の計算業務および登録事務・名義書換事務代行業務を委託している。

事務代行報酬は、ファンド資産から、月毎に、当該月中のファンドの日々の平均純資産の0.12%を上限とする年率で支払われる。事務代行報酬は管理会社に支払われ、管理会社はその一部を純資

産額の計算業務および登録事務・名義書換事務代行業務の委託先への支払いに使用する。2019年9月30日に終了した会計年度中の事務代行報酬は、30,791米ドルであった。

投資運用会社の報酬

投資運用会社は、投資運用会社がファンドに提供したファンドの保有資産の管理ならびにその投資方針および投資制限の遵守に係る業務の対価として、投資運用報酬を受領する権利を有する。投資運用報酬は、管理報酬から、月毎に、当該月中のファンドの日々の平均純資産の0.5%の年率で支払われる。この報酬は副投資運用会社に対して支払われる報酬を含む。2019年9月30日に終了した会計年度中の投資運用報酬は、71,845米ドルであった。

販売報酬

日本における販売会社は、日本における販売会社がファンドに提供した日本におけるファンド受益証券の販売業務、購入・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務およびこれらに付随する業務の対価として、販売報酬を受領する権利を有する。販売報酬は、管理報酬から、月毎に、日本における販売会社が販売したファンド証券に対応する当該月中のファンドの日々の平均純資産の0.5%の年率で後払いされる。2019年9月30日に終了した会計年度中の販売報酬は、338,701米ドル（代行協会員報酬を含む。）であった。

（４）【その他の手数料等】

ファンドが販売のために登録されている国において、外国投資信託に係る税金および／またはその他の規制当局による賦課金が課せられる場合がある。その他の費用はファンドにより支払われ、その他の税金、銀行手数料、法律関係費用および監査報酬を含む。

2019年9月30日に終了した会計年度中のその他の費用は、93,796米ドルであった。

（５）【課税上の取扱い】

①日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。)

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルクに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルク税務当局により課税されることは一切ない。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルクに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルク税務当局により課税されることは一切ない。

III 本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

IV 税制等の変更により上記IないしIIIに記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

②ルクセンブルクと米国外国口座税務コンプライアンス法

ファンドに対する課税

本書の日付において、ファンドは、ルクセンブルクの所得税またはキャピタル・ゲイン税を支払う義務を負わない。

ファンドは、純資産価額の0.05%に相当するルクセンブルクの年次税を支払う義務を負う。以下については、税率は0.01%に引き下げられる。

- a) 短期金融商品への集団投資および信用機関への預金を唯一の目的とするファンド
- b) 信用機関への集団投資を唯一の目的とするファンド
- c) 自己の口座を有するか集団貯蓄スキームまたはこれに相当するスキームおよびUCIに関連し
自然人のために口座を有する合法的な法人（以下「機関投資家」という。）、顧客のための個人の
ポートフォリオ管理委託の範囲内で引受けを行うポートフォリオ・マネジャーおよび保険会社
（以下「マネジャー」という。）ならびに投資信託のために留保されているカテゴリーまたはク
ラス

以下については、年次税は免税される。

- a) 他のUCIの受益証券または株式により表象される資産価額（ただし、かかる受益証券または
株式が既に年次税の対象となっている場合はこの限りではない。）
- b) 受益証券、カテゴリーおよび／またはクラス
 - (i) その有価証券が機関投資家、マネジャーまたはUCIのために留保され、
 - (ii) その単独の目的が短期金融商品への集団投資および信用機関への預金であり、
 - (iii) そのポートフォリオの満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ
 - (iv) 公認の格付機関から最高の格付を取得しているもの。
- c) 受益証券、カテゴリーおよび／またはクラスが以下に留保されている場合
 - (i) 自らの従業員の利益のために一または複数の雇用主の主導において設立された職域年金制度
またはこれに類似する投資ビークルのための機関
 - (ii) 自らの従業員に対して年金給付金を提供するために資金を投資する一または複数の雇用主を
有する会社
- d) その主要な目的がマイクロファイナンス機関への投資であるファンド
- e) 受益証券、カテゴリーおよび／またはクラス
 - (i) その有価証券が定期的に運営し、公認かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくはそ
の他の規制市場において上場または取引されているもので、かつ
 - (ii) 一つ以上の指数の運用実績を追従することを唯一の目的とするもの。

期限の到来により年次税は、関連ある純資産に基づき四半期毎に支払われ、当該税金が適用され
る四半期末において算定される。

さらに、ファンドが販売されるために登録される国において、ファンドは、外国UCI税およ
び／または当局によるその他課税の対象となることがある。

ファンドの投資に対する課税

ファンドのポートフォリオ・インカムの一部、とりわけ、配当および利息によるインカム、およ
び一定のキャピタル・ゲインは、これらが発生した国において、様々な税率かつ異なる種類の課税
対象となることがある。かかる所得およびキャピタル・ゲインは源泉徴収税の対象となることもあ
る。一定の状況において、ファンドは、ルクセンブルクと他国との間に存在する二重課税回避に関
する協定の適用を受ける資格を有さないことがある。一部の国では、ルクセンブルクにおける課税
対象者に限りかかる契約に基づき適格であるとみなされる。

受益者に対する課税

- a) ルクセンブルクの居住者

本書の日付において、ルクセンブルクの居住者が取得した分配金および受益証券の売却時に居
住者が得たキャピタル・ゲインは源泉徴収税の対象ではない。

分配金は所得税が個人所得税率で課される。

受益証券の売却時に生じたキャピタル・ゲインは、かかる受益証券が6ヶ月を超えて保有されている場合には所得税の対象ではない。ただし、居住受益者がファンドの受益証券の10%超を保有する場合はこの限りではない。

b) 非居住者

原則として、現行法に従い、

- 非居住者が取得した分配金および受益証券の売却時に非居住者が得たキャピタル・ゲインは源泉徴収税の対象ではない。
- 受益証券の売却時に非居住者が得たキャピタル・ゲインはルクセンブルクの所得税の対象ではない。

上記にかかわらず、ルクセンブルクと受益者の居住国間に二重課税条約が存在する場合、受益証券の売却時に生じたキャピタル・ゲインは、かかる受益者の居住国に属する税務当局との間において、原則としてルクセンブルクでは免税される。

情報交換

a) 欧州連合の他の加盟国（フランスの海外県、アゾレス諸島、マデイラ諸島、カナリア諸島、オーランド諸島およびジブラルタルを含む。）の居住者

居住国以外の国に拠点を置く支払代理人を通じてファンドから分配金またはファンドの証券の売却手取金を受領する個人は、自らに適用される法律上および規制上の規定に関する情報を求めるべきである。

指令2011/16および指令2014/107が対象とするほとんどの国において、ファンドの分配総額および／またはファンドの受益証券の売却、払戻しもしくは買戻しによる手取金の総額は、収益の実質的所有者の居住国の税務当局に報告される。

b) EU非加盟国または非加盟の領域の居住者

EU非加盟国または非加盟の領域の居住者に支払われる利息に対して、源泉徴収税は課されない。

上記にかかわらず、OECDが策定した、財務事項を対象とする自動的情報交換制度（AEOI）の枠組みにおいて、ファンドは、関連する法域にその後伝達されることを目的として、受益者に関する情報を収集し、これを第三者（受益者が税務上の居住者である参加国の税務当局を含む。）に開示しなければならない場合がある。かかる規制において定義される開示対象の財務情報および個人情報のデータは、受益者およびその直接的または間接的な受益者、実質的所有者、ならびに支配者の身元情報を含むが、これらに限られない。したがって、ファンドがその報告要件を遵守するために、受益者は、かかる情報に関するファンドからの合理的な要求を遵守するように求められる。「早期採択国」につき2016年に収集されたデータは2017年に交換され、その他のAEOI参加国（オーストリアおよびスイス）につき2017年に収集されたデータは2018年に交換される。AEOI参加国の一覧は、www.oecd.orgのウェブサイト

(<http://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/>)において閲覧できる。

c) 米国税

2014年7月1日付けで有効となった外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）の規定に基づき、ファンドが米国資産に直接または間接的に投資する場合、かかる米国投資から受領する所得は30%の米国源泉徴収税の対象となることがある。

かかる源泉徴収税を回避するために、米国は2014年3月28日付けで、ルクセンブルクと政府間協定（以下「政府間協定」という。）を締結しており、政府間協定に基づき、ルクセンブルクの金融機関は、直接または間接的な米国投資家に関する一定の情報を、ルクセンブルク税務当局に報告するべくデュー・ディリジェンスを行う。かかる情報は、ルクセンブルク税務当局により米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）に報告される。

上記の規定は、2010年12月17日法および現時点において有効な慣行に基づくものであり、また変更されることがある。投資予定者は、自らの本国、税務上の居住地またはドミサイルにおいて、自らの投資に関連する可能性のある納税額への影響に関する情報を求めるべきである。また、投資家は、管理会社がファンドの受益証券を公募する各国に特有の一定の税法規定に留意すべきである。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2020年1月末日現在)

資産の種類	国名／地域名	時価合計 米ドル	投資比率 (%)
債券	アメリカ	8,136,447	26.18
	日本	2,550,815	8.21
	イタリア	1,490,824	4.80
	ウルグアイ	1,386,349	4.46
	インドネシア	1,234,217	3.97
	チリ	1,227,993	3.95
	メキシコ	1,220,838	3.93
	パナマ	1,097,964	3.53
	サウジアラビア	941,922	3.03
	フランス	915,945	2.95
	カタール	914,599	2.94
	カザフスタン	866,508	2.79
	コロンビア	843,707	2.71
	ペルー	766,875	2.47
	スペイン	596,494	1.92
	モロッコ	476,290	1.53
	ドイツ	445,942	1.43
	アラブ首長国連邦	444,790	1.43
	南アフリカ	436,067	1.40
	ヴァージン諸島	409,613	1.32
	ケイマン諸島	409,039	1.32
	ブラジル	396,875	1.28
	ドミニカ共和国	315,600	1.02
	ナミビア	291,970	0.94
	オランダ	270,387	0.87
	フィリピン	265,002	0.85
	イギリス	233,627	0.75
	トリニダードトバゴ	219,963	0.71
	香港	215,369	0.69
	ポルトガル	151,351	0.49
	ロシア	116,643	0.38
	カナダ	66,984	0.22
	ベルギー	17,146	0.06
	小計	29,374,155	94.52
投資信託	ルクセンブルク	2,117,415	6.81
オプション	アメリカ	8,906	0.03
デリバティブ	アメリカ	9,422	0.03
	ドイツ	－52,440	－0.17
	小計	－43,018	－0.14
外国為替証拠金取引	該当なし	－1,008,264	－3.24
小 計		30,449,194	97.98
現金その他の資産（負債控除後）		626,996	2.02
合計 （純資産総額）		31,076,190 （約3,389百万円）	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（ｉ）債券

（2020年1月末日現在）

順位	銘柄	発行国 (発行地)	種類	額面金額	利率 (%)	償還日	(米ドル)				投資 比率 (%)
							取得価格		時価		
							単価	合計	単価	合計	
1	JAPAN GOVT 5-YR 0.1% 16-20/03/2021	日本	債券	120,000,000 円	0.1	2021/ 3 /20	101.61	1,144,471.83	100.28	1,110,296.73	3.57
2	US TREASURY N/B 2.75% 18-31/08/2023	アメリカ	債券	1,020,000 米ドル	2.75	2023/ 8 /31	101.63	1,036,654.68	105.01	1,071,079.66	3.45
3	US TREASURY N/B 2% 17-31/05/2024	アメリカ	債券	940,000 米ドル	2	2024/ 5 /31	101.24	951,639.84	102.86	966,878.17	3.11
4	SAUDI INT BOND 4.625% 17- 04/10/2047	サウジア ラビア	債券	800,000 米ドル	4.625	2047/10/ 4	111.65	893,200.00	116.25	930,000.00	2.99
5	US TREASURY N/B 2% 16-15/11/2026	アメリカ	債券	890,000 米ドル	2	2026/11/15	101.21	900,777.34	103.73	923,235.98	2.97
6	KAZAKHSTAN 1.5% 19- 30/09/2034	カザフス タン	債券	750,000 ユーロ	1.5	2034/ 9 /30	100.00	821,850.00	103.75	862,318.13	2.77
7	ENTEL CHILE SA 4.75% 14-01/08/2026	チリ	債券	800,000 米ドル	4.75	2026/ 8 / 1	106.09	848,687.50	107.66	861,250.00	2.77
8	PANAMA 9.375% 99- 01/04/2029	パナマ	債券	500,000 米ドル	9.375	2029/ 4 / 1	153.34	766,700.00	154.28	771,406.25	2.48
9	REPUBLIC OF PERU 5.625% 10- 18/11/2050	ペルー	債券	500,000 米ドル	5.625	2050/11/18	145.95	729,750.00	152.25	761,250.00	2.45
10	ITALY BTPS 4.5% 10- 01/03/2026	イタリア	債券	550,000 ユーロ	4.5	2026/ 3 / 1	128.67	795,733.38	124.26	757,371.03	2.44
11	FRANCE O.A.T. 0.75% 18-25/11/2028	フランス	債券	610,000 ユーロ	0.75	2028/11/25	107.05	727,198.64	109.09	737,423.54	2.37
12	PETROLEOS MEXICA 7.69% 19-23/01/2050	メキシコ	債券	600,000 米ドル	7.69	2050/ 1 /23	103.84	623,040.00	109.86	659,160.00	2.12
13	US TREASURY N/B 2.625% 18- 15/12/2021	アメリカ	債券	630,000 米ドル	2.625	2021/12/15	101.91	642,033.98	102.34	644,765.63	2.07
14	QATAR STATE OF 4.817% 19- 14/03/2049	カタール	債券	500,000 米ドル	4.817	2049/ 3 /14	124.13	620,625.00	127.56	637,812.50	2.05
15	INDONESIA (REP) 6.625% 07- 17/02/2037	インドネ シア	債券	450,000 米ドル	6.625	2037/ 2 /17	109.30	491,832.83	139.16	626,203.13	2.02
16	UNITED MEXICAN 4.5% 19-31/01/2050	メキシコ	債券	500,000 米ドル	4.5	2050/ 1 /31	108.65	543,250.00	112.16	560,781.25	1.80
17	JAPAN GOVT 30-YR 0.8% 16-20/03/2046	日本	債券	47,000,000 円	0.8	2046/ 3 /20	111.17	485,985.65	112.01	485,707.70	1.56
18	MOROCCO KINGDOM 4.25% 12-11/12/2022	モロッコ	債券	450,000 米ドル	4.25	2022/12/11	100.05	450,225.00	105.25	473,625.00	1.52
19	SPANISH GOVT 1.4% 18-30/04/2028	スペイン	債券	380,000 ユーロ	1.4	2028/ 4 /30	104.86	454,064.76	110.54	465,501.63	1.50
20	JAPAN GOVT 20-YR 1.8% 11-20/06/2031	日本	債券	41,350,000 円	1.8	2031/ 6 /20	129.09	512,013.55	120.68	460,397.84	1.48

順位	銘柄	発行国 (発行地)	種類	額面金額	利率 (%)	償還日	(米ドル)				投資 比率 (%)
							取得価格		時価		
							単価	合計	単価	合計	
21	BUNDESOBL-180 0% 19-18/10/2024	ドイツ	債券	390,000 ユーロ	0	2024/10/18	102.52	445,272.80	103.18	445,941.90	1.43
22	URUGUAY 7.875% 03-15/01/2033	ウルグアイ	債券	270,000 米ドル	7.875	2033/ 1 /15	140.00	378,000.00	153.34	414,028.13	1.33
23	STATE GRID OSEAS 3.5% 17-04/05/2027	ヴァージン諸島	債券	380,000 米ドル	3.5	2027/ 5 / 4	97.11	369,002.80	106.96	406,435.50	1.31
24	BRAZIL REP OF 7.125% 06-20/01/2037	ブラジル	債券	300,000 米ドル	7.125	2037/ 1 /20	123.36	370,067.05	132.09	396,281.25	1.28
25	JAPAN GOVT 10-YR 0.8% 13-20/09/2023	日本	債券	41,300,000 円	0.8	2023/ 9 /20	105.79	372,557.60	103.54	394,551.80	1.27
26	US TREASURY N/B 3% 15-15/05/2045	アメリカ	債券	330,000 米ドル	3	2045/ 5 /15	113.64	375,026.95	119.53	394,453.13	1.27
27	URUGUAY 4.975% 18-20/04/2055	ウルグアイ	債券	300,000 米ドル	4.975	2055/ 4 /20	116.07	348,195.00	124.19	372,562.50	1.20
28	COLOMBIA REP OF 5% 15-15/06/2045	コロンビア	債券	300,000 米ドル	5	2045/ 6 /15	117.22	351,645.00	121.16	363,468.75	1.17
29	SBSN INDO III 3.75% 18-01/03/2023	インドネシア	債券	335,000 米ドル	3.75	2023/ 3 / 1	100.00	335,000.00	104.47	349,970.31	1.13

(ii) 投資信託

(2020年1月末日現在)

順位	銘柄	発行国 (発行地)	種類	保有口数	通貨	米ドル				投資 比率 (%)
						取得価格		時価		
						単価	合計	単価	合計	
1	BNP PFI US MOR SHS X CAPITALISATION	ルクセンブルク	投資信託	622.222	米ドル	2,838.39	1,766,105.64	3,402.99	2,117,415.24	6.81

②【投資不動産物件】

該当事項なし。（2020年1月末日現在）

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。（2020年1月末日現在）

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

2020年１月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記会計年度末の純資産の推移は次の通りである。

<米ドル・クラス>

	純資産総額		１口当りの純資産価格	
	米ドル	百万円	米ドル	円
第一会計年度末 (2011年９月30日)	14,549,562.07	1,587	9.93	1,083
第二会計年度末 (2012年９月30日)	9,169,767.52	1,000	10.46	1,141
第三会計年度末 (2013年９月30日)	6,396,964.31	698	9.37	1,022
第四会計年度末 (2014年９月30日)	6,054,514.94	660	9.41	1,026
第五会計年度末 (2015年９月30日)	5,082,142.44	554	8.88	968
第六会計年度末 (2016年９月30日)	5,607,051.67	612	9.00	982
第七会計年度末 (2017年９月30日)	3,979,991.85	434	8.65	943
第八会計年度末 (2018年９月30日)	3,269,480.86	357	8.07	880
第九会計年度末 (2019年９月30日)	3,068,521.64	335	8.47	924
2019年２月末日	3,327,648.10	363	8.11	884
３月末日	3,367,729.44	367	8.21	895
４月末日	3,365,720.57	367	8.21	895
５月末日	3,355,705.27	366	8.26	901
６月末日	3,345,326.70	365	8.36	912
７月末日	3,110,662.36	339	8.39	915
８月末日	3,163,601.40	345	8.53	930
９月末日	3,068,521.64	335	8.47	924
10月末日	3,058,738.01	334	8.44	920
11月末日	2,990,207.27	326	8.40	916
12月末日	2,931,453.92	320	8.39	915
2020年１月末日	2,978,973.80	325	8.53	930

＜豪ドル・クラス＞

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	豪ドル	百万円	豪ドル	円
第一会計年度末 (2011年9月30日)	22,758,037.79	1,668	9.89	725
第二会計年度末 (2012年9月30日)	31,838,750.11	2,333	10.31	756
第三会計年度末 (2013年9月30日)	20,541,352.20	1,505	9.14	670
第四会計年度末 (2014年9月30日)	18,784,906.74	1,377	9.04	663
第五会計年度末 (2015年9月30日)	19,237,618.46	1,410	8.34	611
第六会計年度末 (2016年9月30日)	34,201,954.70	2,507	8.21	602
第七会計年度末 (2017年9月30日)	27,908,270.32	2,045	7.92	580
第八会計年度末 (2018年9月30日)	24,123,354.70	1,768	7.35	539
第九会計年度末 (2019年9月30日)	28,096,289.12	2,059	7.64	560
2019年2月末日	23,812,794.82	1,745	7.37	540
3月末日	25,578,299.32	1,875	7.46	547
4月末日	25,631,204.34	1,879	7.45	546
5月末日	25,576,978.51	1,875	7.49	549
6月末日	26,620,139.16	1,951	7.58	556
7月末日	26,546,547.57	1,946	7.59	556
8月末日	27,658,583.49	2,027	7.71	565
9月末日	28,096,289.12	2,059	7.64	560
10月末日	29,641,281.27	2,172	7.61	558
11月末日	30,399,698.64	2,228	7.57	555
12月末日	31,845,510.42	2,334	7.55	553
2020年1月末日	32,452,759.46	2,378	7.67	562

<ニュージーランド・ドル・クラス>

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	ニュージーランド・ドル	百万円	ニュージーランド・ドル	円
第一会計年度末 (2011年9月30日)	12,610,401.19	892	9.88	699
第二会計年度末 (2012年9月30日)	13,756,003.90	973	10.36	733
第三会計年度末 (2013年9月30日)	10,302,124.13	729	9.26	655
第四会計年度末 (2014年9月30日)	7,755,158.43	549	9.32	659
第五会計年度末 (2015年9月30日)	7,760,625.24	549	8.85	626
第六会計年度末 (2016年9月30日)	9,630,683.84	681	8.94	633
第七会計年度末 (2017年9月30日)	8,961,855.91	634	8.65	612
第八会計年度末 (2018年9月30日)	7,073,522.37	501	8.09	572
第九会計年度末 (2019年9月30日)	8,643,917.89	612	8.45	598
2019年2月末日	6,994,962.24	495	8.12	575
3月末日	7,252,996.66	513	8.22	582
4月末日	7,235,573.37	512	8.21	581
5月末日	7,415,862.48	525	8.26	584
6月末日	7,598,337.23	538	8.36	592
7月末日	7,694,875.61	544	8.38	593
8月末日	8,165,387.71	578	8.53	604
9月末日	8,643,917.89	612	8.45	598
10月末日	9,102,359.24	644	8.42	596
11月末日	8,693,612.38	615	8.37	592
12月末日	9,035,613.16	639	8.36	592
2020年1月末日	9,845,862.40	697	8.49	601

②【分配の推移】

<米ドル・クラス>

	1口当りの支払分配金	
	米ドル	円
第一会計年度 (2010年9月28日～ 2011年9月30日)	0.1750	19.09
第二会計年度 (2011年10月1日～ 2012年9月30日)	0.2265	24.70
第三会計年度 (2012年10月1日～ 2013年9月30日)	0.4080	44.50
第四会計年度 (2013年10月1日～ 2014年9月30日)	0.4080	44.50
第五会計年度 (2014年10月1日～ 2015年9月30日)	0.4080	44.50
第六会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月30日)	0.3800	41.44
第七会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月30日)	0.2400	26.17
第八会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月30日)	0.2400	26.17
第九会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月30日)	0.2400	26.17

（注）1口当りの支払分配金は、税引前の数字である。以下同じ。

＜豪ドル・クラス＞

	1口当りの支払分配金	
	豪ドル	円
第一会計年度 (2010年9月28日～ 2011年9月30日)	0.5550	40.68
第二会計年度 (2011年10月1日～ 2012年9月30日)	0.6745	49.43
第三会計年度 (2012年10月1日～ 2013年9月30日)	0.7680	56.29
第四会計年度 (2013年10月1日～ 2014年9月30日)	0.7680	56.29
第五会計年度 (2014年10月1日～ 2015年9月30日)	0.7680	56.29
第六会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月30日)	0.6800	49.84
第七会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月30日)	0.2400	17.59
第八会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月30日)	0.2400	17.59
第九会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月30日)	0.2400	17.59

<ニュージーランド・ドル・クラス>

	1口当りの支払分配金	
	ニュージーランド・ドル	円
第一会計年度 (2010年9月28日～ 2011年9月30日)	0.4200	29.72
第二会計年度 (2011年10月1日～ 2012年9月30日)	0.5160	36.51
第三会計年度 (2012年10月1日～ 2013年9月30日)	0.6480	45.85
第四会計年度 (2013年10月1日～ 2014年9月30日)	0.6480	45.85
第五会計年度 (2014年10月1日～ 2015年9月30日)	0.6480	45.85
第六会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月30日)	0.5800	41.04
第七会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月30日)	0.2400	16.98
第八会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月30日)	0.2400	16.98
第九会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月30日)	0.2400	16.98

③【収益率の推移】

<米ドル・クラス>

会計年度	収益率（注）
第一会計年度 (2010年9月28日～2011年9月30日)	1.05%
第二会計年度 (2011年10月1日～2012年9月30日)	7.62%
第三会計年度 (2012年10月1日～2013年9月30日)	－6.52%
第四会計年度 (2013年10月1日～2014年9月30日)	4.78%
第五会計年度 (2014年10月1日～2015年9月30日)	－1.30%
第六会計年度 (2015年10月1日～2016年9月30日)	5.63%
第七会計年度 (2016年10月1日～2017年9月30日)	－1.22%
第八会計年度 (2017年10月1日～2018年9月30日)	－3.93%
第九会計年度 (2018年10月1日～2019年9月30日)	7.93%

<豪ドル・クラス>

会計年度	収益率（注）
第一会計年度 （2010年9月28日～2011年9月30日）	4.45%
第二会計年度 （2011年10月1日～2012年9月30日）	11.07%
第三会計年度 （2012年10月1日～2013年9月30日）	－3.90%
第四会計年度 （2013年10月1日～2014年9月30日）	7.31%
第五会計年度 （2014年10月1日～2015年9月30日）	0.75%
第六会計年度 （2015年10月1日～2016年9月30日）	6.59%
第七会計年度 （2016年10月1日～2017年9月30日）	－0.61%
第八会計年度 （2017年10月1日～2018年9月30日）	－4.17%
第九会計年度 （2018年10月1日～2019年9月30日）	7.21%

<ニュージーランド・ドル・クラス>

会計年度	収益率（注）
第一会計年度 (2010年9月28日～2011年9月30日)	3.00%
第二会計年度 (2011年10月1日～2012年9月30日)	10.08%
第三会計年度 (2012年10月1日～2013年9月30日)	－4.36%
第四会計年度 (2013年10月1日～2014年9月30日)	7.65%
第五会計年度 (2014年10月1日～2015年9月30日)	1.91%
第六会計年度 (2015年10月1日～2016年9月30日)	7.57%
第七会計年度 (2016年10月1日～2017年9月30日)	－0.56%
第八会計年度 (2017年10月1日～2018年9月30日)	－3.70%
第九会計年度 (2018年10月1日～2019年9月30日)	7.42%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a：会計年度末の1口当り純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b：当該会計年度の直前の会計年度末の1口当り純資産価格（分配落の額）

＊第1会計年度の場合は、

b：1口当り当初発行価格（米ドル・クラスは10米ドル、豪ドル・クラスは10豪ドル、ニュージーランド・ドル・クラスは10ニュージーランド・ドル）

(参考情報)

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移（2010年10月29日～2020年1月末日現在）



（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりである。

<米ドル・クラス>

	販売口数	本邦内における 販売口数	買戻し口数	本邦内における 買戻し口数	発行済口数	本邦内における 発行済口数
第一会計年度 (2010年9月28日～ 2011年9月30日)	1,757,200	1,757,200	291,585	291,585	1,465,615	1,465,615
第二会計年度 (2011年10月1日～ 2012年9月30日)	469,735	469,735	1,058,811	1,058,811	876,539	876,539
第三会計年度 (2012年10月1日～ 2013年9月30日)	174,475	174,475	368,314	368,314	682,700	682,700
第四会計年度 (2013年10月1日～ 2014年9月30日)	204,000	204,000	243,060	243,060	643,640	643,640
第五会計年度 (2014年10月1日～ 2015年9月30日)	99,860	99,860	171,157	171,157	572,343	572,343
第六会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月30日)	119,965	119,965	69,249	69,249	623,059	623,059
第七会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月30日)	13,960	13,960	176,818	176,818	460,201	460,201
第八会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月30日)	3,000	3,000	57,984	57,984	405,217	405,217
第九会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月30日)	15,000	15,000	57,807	57,807	362,410	362,410

＜豪ドル・クラス＞

	販売口数	本邦内における 販売口数	買戻し口数	本邦内における 買戻し口数	発行済口数	本邦内における 発行済口数
第一会計年度 (2010年9月28日～ 2011年9月30日)	3,227,837	3,227,837	925,872	925,872	2,301,965	2,301,965
第二会計年度 (2011年10月1日～ 2012年9月30日)	3,128,718	3,128,718	2,341,135	2,341,135	3,089,548	3,089,548
第三会計年度 (2012年10月1日～ 2013年9月30日)	734,880	734,880	1,576,690	1,576,690	2,247,738	2,247,738
第四会計年度 (2013年10月1日～ 2014年9月30日)	415,042	415,042	584,420	584,420	2,078,360	2,078,360
第五会計年度 (2014年10月1日～ 2015年9月30日)	621,610	621,610	393,009	393,009	2,306,961	2,306,961
第六会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月30日)	2,141,143	2,141,143	281,580	281,580	4,166,524	4,166,524
第七会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月30日)	779,818	779,818	1,420,974	1,420,974	3,525,368	3,525,368
第八会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月30日)	141,600	141,600	386,768	386,768	3,280,200	3,280,200
第九会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月30日)	839,885	839,885	444,595	444,595	3,675,490	3,675,490

<ニュージーランド・ドル・クラス>

	販売口数	本邦内における 販売口数	買戻し口数	本邦内における 買戻し口数	発行済口数	本邦内における 発行済口数
第一会計年度 (2010年9月28日～ 2011年9月30日)	1,655,631	1,655,631	379,038	379,038	1,276,593	1,276,593
第二会計年度 (2011年10月1日～ 2012年9月30日)	535,616	535,616	484,538	484,538	1,327,671	1,327,671
第三会計年度 (2012年10月1日～ 2013年9月30日)	180,305	180,305	396,001	396,001	1,111,975	1,111,975
第四会計年度 (2013年10月1日～ 2014年9月30日)	37,950	37,950	317,755	317,755	832,170	832,170
第五会計年度 (2014年10月1日～ 2015年9月30日)	126,500	126,500	81,874	81,874	876,796	876,796
第六会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月30日)	305,656	305,656	104,684	104,684	1,077,768	1,077,768
第七会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月30日)	59,477	59,477	101,063	101,063	1,036,182	1,036,182
第八会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月30日)	30,100	30,100	191,939	191,939	874,343	874,343
第九会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月30日)	235,235	235,235	86,845	86,845	1,022,733	1,022,733

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（イ）海外における申込手続

ファンド証券1口当り発行価格は、管理会社がファンド証券の買付申込みを受理する評価日付のファンド証券1口当り純資産価格に基づく。

申込手数料はかからない。

受益者による当初の最低申込み口数は100口であり、その後の申込み口数は1口の整数倍とする。

1口単位の受益証券の申込みのみが受諾される。

評価日のルクセンブルク時間午前10時までに受領された受益証券の発行申込みは、当該評価日付で決定される純資産価格1口当りに基づき当該評価日に処理される。ルクセンブルク時間午前10時以後に受領された申込みは、次の評価日に受諾されたとみなされる。

払込みは、受益証券の発行価格が決定された評価日の後5評価日以内に、保管受託銀行の指図により、電信送金の形態で受益証券の関連するクラスの参照通貨で行われなければならない。

ファンド証券の発行は、保管受託銀行に対する対価の支払いを条件とする。

管理会社は、いつでもその裁量により、一定の国々または領域に居住する個人またはこれらにおいて設立された法人に対し、受益証券の発行を一時的に中止し、永続的に停止しまたは制限することができる。また、管理会社は、当該措置が受益者全体およびファンドの保護のため必要である場合、一定の個人または法人に対し受益証券の取得を禁止することができる。

別段の記載がない限り、記名式の受益証券を保有する受益者は、その受益証券を表象する券面を受領しない。その代わり、当該受益者には、登録簿に登録されている旨の確認書を送付される。

定められた支払期間内に保管受託銀行に対して支払が適切になされることが確実でない場合または注文が不完全な場合、管理会社は申込注文を延期および／または取り消す権利を留保する。管理会社またはその代行会社は、申込注文を処理する際に、負担した利息を慣行上の市場金利で反映した追加手数料を適用したり、または規定された期限までに支払ができなかったことによる損失の対価請求に加え受益証券の割当て（適用ある場合）を取り消すことがある。適切に記入された申込請求書が受領され、かつ支払期限までに支払がなされ、またはそれを取り消す形で保証する書面が受領されるまで、受益証券は発行されない。管理会社は不完全な注文の処理の遅延について責任を負わない。

申込み後の発行残余金は、その金額が15米ドル未満または関連通貨によるこれに相当する金額未満である場合を除き、受益者に払い戻される。払い戻されなかった金額はファンドが保有する。

管理会社は、特に監査人による評価報告書の提出義務に関して、ルクセンブルク法に規定される条件に従い、関連する法律により認められる範囲で、譲渡可能な有価証券の現物出資と引替えに受益証券の発行を受け付けることができる。ただし、かかる譲渡可能な有価証券が、前記「第1 ファンドの状況 2 投資方針」に記載されるファンドの投資方針および投資制限に合致したものであることを条件とする。別途規定されない限り、かかる取引の費用は申込者が負担する。

すべての受益証券は、記名式無額面証券で発行される。無記名式で発行することはできない。

受益証券の評価通貨は、米ドルである。

管理会社は、同一カテゴリーもしくはクラス内で発行された受益証券を、いつでも管理会社自身が決定した数の受益証券に分割または統合することを決定できる。当該受益証券の純資産総額は、分割／統合時に存在する分割／統合された受益証券の純資産額に等しくなければならない。

受益証券が認められた者以外によって保持されていることが判明した場合、当該受益証券は適切なカテゴリーもしくはクラスに転換される。

マーケット・タイミング取引、時間外取引およびアクティブ取引（以下に定義される。）は、申込注文および買戻注文のいずれについても同様に、正式に禁止されている。

マーケット・タイミング取引

マーケット・タイミング取引に関係する取引は許されない。

管理会社は、かかる取引を行っていることが疑われる投資家からの買付注文を拒否する権利を留保し、他の受益者を保護するために必要な手段をとることができる。

マーケット・タイミング取引とは、投資信託の純資産額計算システムの時間差および／または不完全性もしくは欠陥を利用し、投資家がシステムティックに単一の投資信託受益証券を短期間に売買する裁定取引技法である。

時間外取引

時間外取引に関係する取引は許されない。

時間外取引とは、取引日の注文受諾締切時間後に販売または買戻し注文を受諾し、その取引日に適用される純資産額に基づく価格にて注文を執行することである。

アクティブ取引

アクティブ取引に関係する取引は許されない。

アクティブ取引とは、通常短期間での利益を目的とし、短期間に大量の受益証券の販売または買戻しをすることである。この取引は、運用成績に影響を及ぼし、資産運用を妨げるため、他の受益者に不利益を与える。

受益証券の申込みおよび買戻しは、未知の純資産価額を参照して行われる。かかる申込みおよび買戻しは、受益証券口数または金額に関係することがある。

管理会社は、以下を行う権利を留保する。

- (a) 理由の如何を問わず、申込注文を全部または一部拒絶する権利
- (b) ファンドの受益証券の購入または保有を授権されていない者が保有する受益証券を随時買い戻す権利
- (c) マーケット・タイミング取引およびアクティブ取引に関連する手段を利用すると管理会社が疑う投資家からの申込注文または買戻し請求を拒絶する権利および該当する場合、ファンドのその他の投資家を保護するために必要な措置を講じる権利

管理会社は、最低申込口数、最低買戻し口数および最低保有口数を設定することを授権されている。

買付申込書を提出する複数の事業体について、かかる事業体の一つの同一グループに属することがその氏名により示されるか、または、かかる事業体の一つの中心的な意思決定機関を有する場合、かかる事業体からの申込みは、最低申込口数を計算するためにまとめられる。

受益証券の買戻し請求、合併手続／分割手続その他事由が、ある受益者が保有する受益証券の口数または正味簿価総額を、管理会社が決定する口数または価額を下回る額に減少させる効力を有する場合、ファンドは、すべての受益証券を買い戻すことができる。

純資産価額の計算の停止に関する項に定める場合において、管理会社は、受益証券の発行および買戻しならびにその純資産価格の計算を一時的に停止することを授権されている。

マネーロンダリング対策のための手続

以下の場合、マネーロンダリング対策のための手続に関連して、申込人が個人の場合は、関係当局（例えば、大使館、領事館、公証人、警察部長など）またはルクセンブルクもしくは約款において適用されるものと同等の身分証明基準に従う金融機関が認証する、申込人の身分証明書またはパスポートを、法人の場合は商業登記簿の抄本を、申込み用紙に添付しなければならない。

1. ファンドに直接申込みを行う場合。
2. マネーロンダリングを目的とする金融システムの利用禁止に関するルクセンブルクの基準と同等の身元確認手続が義務づけられていない国に所在する金融セクターの専門家を通じて申込みを行う場合。
3. 親会社がルクセンブルクの法律により求められる身元確認手続と同等の手続きに従う義務を負うが、親会社に適用される法律が子会社または支店によるこれらの規定の遵守確保を義務づけていない場合において、かかる親会社の子会社または支店を通じて申込みを行う場合。

更に管理会社は、ルクセンブルクの法律により求められる身元確認手続と同等の手続きに従う義務を負わない金融機関から送金された資金の資金源を特定する義務を負う。資金源が特定されるまで、申込み手続きを一時的に凍結することができる。

FATF（マネーロンダリングに関する金融作業部会）の決議に署名した国に所在する金融セクターの専門家は、ルクセンブルクの法律により求められるものと同等の身元確認義務を負うとみなすことが一般的に認められている。

（ロ）日本における申込手続

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報、(7) 申込期間」に記載される募集期間中の各日に、同書「第一部 証券情報」に従って取扱いが行われる。

その場合、日本における販売会社または販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

最低販売口数は100口で、販売は1口単位である。

ファンド証券1口当り発行価格は、管理会社がファンド証券の買付申込みを受理する評価日付のファンド証券1口当り純資産価格に基づく。

約定日は日本における販売会社または販売取扱会社が当該注文の成立を確認した日（通常、関連する純資産価額が計算され公表された日の日本における翌営業日）であり、日本における投資者は約定日から起算して日本における4営業日目に口座約款に基づき、受渡しを行うものとする。

申込金額は、日本円または各クラスの参照通貨で支払われ、関連するクラスの参照通貨との換算はすべて各申込みについての約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

日本に居住したまたは住所地を有する投資者による受益証券の申込みは、すべて、日本語の目論見書に記載された条件および要項（当該日本語の目論見書に明記される場合には販売手数料およびその他の手数料（もしあれば）の支払いを含む。）に従い、日本における販売会社を通じてなされなければならない。日本語の目論見書の写しは、日本における販売会社からその所在地において入手することができる。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社および販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

（イ）海外における買戻し

受益者は、ファンド証券を全ての評価日に買戻請求することができる。買戻請求は、ファンドの登録事務・名義書換事務代行会社に対して書面で行われなければならない。受益者による最低買戻口数は1口で、買戻しは1口の整数倍で行うものとする。

買戻価格は、換金の申込みが管理会社によって受理された評価日付の受益証券1口当り純資産価格（以下「買戻価格」という。）である。買戻価格からは、以下の料率のCDSCが控除される。

評価日のルクセンブルク時間午前10時までに受理されたファンド証券の買戻請求は、当該評価日付の純資産価格1口当りに基づいて取扱われる。ルクセンブルク時間午前10時を過ぎて受領された買戻請求は翌評価日に受理されたものとみなされる。

発行日（注1）から買戻日（注2）

までの期間	CDSC
2年未満	買戻価格の3.0%
2年以上3年未満	買戻価格の2.5%
3年以上4年未満	買戻価格の2.0%
4年以上5年未満	買戻価格の1.5%
5年以上6年未満	買戻価格の1.0%
6年以上7年未満	買戻価格の0.5%
7年以上	なし

（注1）上記の「発行日」とは、関連する純資産価額が計算され公表された日の日本における翌営業日をいう。

（注2）上記の「買戻日」とは、関連する純資産価額が計算され公表された日の日本における翌営業日をいう。

C D S Cは、その全額または一部がファンドの受益証券の販売を行う仲介業者を含む第三者に支払われるようにすることができる管理会社によって保有される。

管理会社は、通常の場合、受益者の請求後遅滞なく受益証券の買戻しが行えるよう、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを保証するものとする。買戻価格は、買戻日に適用される受益証券1口当り純資産価格によって、申込価格よりも高くなる場合もあれば低くなる場合もある。

買戻代金（C D S C（もしあれば）の控除後）の支払は、券面の受領（もし券面が発行されていれば）を条件として当該評価日後4評価日以内に保管受託銀行またはその支店により関連するクラスの参照通貨で行われる。

管理会社の取締役会および保管受託銀行は、買戻し代金の他国への送金が制限され、または不可能となる為替管理規制の適用または管理会社の取締役会および保管受託銀行の支配の及ばないその他の事態に起因する不払いに関して責任を負わないものとする。

ファンドの資産に対する受益証券1口当りの純資産額の計算を中止した場合、受益証券の発行が中止されるほか、買戻しも中止される。買戻しを中止する場合、買戻し請求の執行を延期または中止する受益者にその旨を通知するものとする。

注文が不完全な場合、管理会社は買戻し請求を延期する権利を留保する。管理会社は不完全な注文の処理の遅延について責任を負わない。

現物による買戻しは、関連する法律により認められる範囲で、管理会社の特別な承認があった場合に可能となる。ただし、他の受益者が損失を被らず、かつファンドの監査人により評価報告書が作成されることを条件とする。かかる場合に譲渡されうる資産の類型および種類は、ファンドの投資方針および制限を考慮して、管理会社により決定される。当該譲渡の費用は申込者が負担する。

ある評価日に受領した買戻し請求の純額の合計が、ファンドの純資産の10%以上である場合、管理会社は、買い戻されるまたは転換される受益証券の口数をファンドの純資産の10%までに減らすため、買戻しの申込みを比例按分により分割するまたは持ち越すことを決定することができる。持ち越された買戻しの申込みは、再度純資産の10%の上限を条件として、翌評価日に受領する買戻しの申込みよりも優先的に処理される。

口座に保有される受益証券の場合（受益証券の端数を含むと否とにかかわらず）、買戻し後の残余金は、その金額が15米ドル未満または関連通貨によるこれに相当する金額未満である場合を除き、受益者に払い戻される。払い戻されなかった金額はファンドに属するとみなされる。

（ロ）日本における買戻し

日本における受益者は、買戻し停止期間中を除き、いつでもファンド営業日に日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理会社に対して買戻しを請求することができる。上記のC D S Cは、日本における買戻しにも適用される。「発行日」とは、関連する純資産価額が計算され公表された日の日本における翌営業日をいう。「買戻日」とは、関連する純資産価額が計算され公表された日の日本における翌営業日をいう。

ファンド証券1口当りの買戻価格は、原則として、管理会社が日本における販売会社から買戻し請求を受領した買戻注文に係る評価日付のファンド証券の1口当りの純資産価格とする。買戻代金は、口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて支払われるものとする。ファンド証券の買戻しは1口単位とする。

日本における買戻しの約定日は、販売会社が当該買戻し請求の成立を確認した日である。日本の受益者と販売会社との買戻し代金の受渡日は、約定日から起算して日本における4営業日目である。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

一口当り純資産価格の計算

各純資産額計算は管理会社の責任で以下のように行われる。

1. 純資産額は米ドルで、土曜日および日曜日を除く、ルクセンブルク、ロンドンおよび東京における銀行営業日かつ日本における金融商品取引業者の営業日である各評価日に計算される。
2. 一口当り純資産価格は、対応するカテゴリーまたはクラスの純資産総額を参照して計算される。各カテゴリーまたはクラスの純資産総額はそれぞれが保有する全資産項目（以下の第4項に詳細に記載される特定の内部サブ・ポートフォリオが保有する権利または割合を含む。）を合計し、そこから関係する負債およびコミットメントを差し引くことによって計算される。これらはすべて以下の第4項の第4段落の記載に従う。
3. 各カテゴリーまたはクラスの一口当り純資産価格は、それぞれの純資産総額を発行済の受益証券口数で除し、小数点以下の数字が使用されない通貨を除き、小数点以下二桁まで計算される。
4. 一または複数のカテゴリーまたはクラスに属する資産の全体的な財務および運営管理を確実にするため、管理会社は、内部的に管理する資産と同数の内部サブ・ポートフォリオ（以下「内部サブ・ポートフォリオ」という。）を組成することができる。
そのため完全にまたは一部において同一の投資方針を有する一または複数のカテゴリーまたはクラスは、この目的のために組成された内部サブ・ポートフォリオにおいてこの投資方針を実行するために、それらが各々取得した資産を合わせることができる。各カテゴリーまたはクラスがこれらの内部サブ・ポートフォリオのそれぞれに保有する部分は、以下の2つの段落に詳述されるようにパーセンテージまたは権利によって示される。内部サブ・ポートフォリオを組成する唯一の目的は、ファンドの財務および運営管理である。
保有パーセンテージは、ある内部サブ・ポートフォリオの資産に対する貢献率に基づいてのみ算出される。これらの保有パーセンテージは、当該内部サブ・ポートフォリオへの関与を増やすまたは減らすこととなる、買戻し、販売、分配または一般に当該カテゴリーまたはクラスに影響を及ぼすその他の事由を考慮して、各評価日に再計算される。
ある内部サブ・ポートフォリオにより与えられる権利は、上記第1、2および3項で言及される方法と同様の方法により定期的に評価される。付与される全権利数は、当該内部サブ・ポートフォリオへの関与を増やすまたは減らすこととなる、買戻し、販売、分配または一般に当該クラスに影響を及ぼすその他の事由により変動する。
5. つくられたカテゴリーまたはクラスの数にかかわらず、ファンドの純資産総額はルクセンブルク法、約款または英文目論見書に定義される間隔で計算される。ファンドの純資産総額は、ファンドにつくられた各カテゴリーまたはクラスの純資産総額を総計して算出される。
6. 権利および保有パーセンテージに関する上記第4項の記載に反することなく、ファンドの純資産は以下に規定される規則に従い評価される。

資産の構成

ファンドの資産には主として以下のものが含まれる。

- 1 未受領の発生済利息および支払日までに預金に発生する利息を含む、手元現金および現金預金
- 2 すべての未払手形および売掛債権（代金受領前の有価証券の売却金額を含む。）
- 3 ファンドが保有するすべての有価証券、受益証券、株式、債券、オプションまたは新株引受権ならびにその他の投資対象および有価証券
- 4 現金または有価証券でファンドが受領することになっているとファンドが認識しているすべての分配および配当
- 5 ファンドが保有する有価証券による、すべての未受領の発生済利息および支払期日までに生じるすべての利息（当該利息がこれらの有価証券の元本に含まれない限りにおいて）
- 6 ファンドの設立費用（償却されていない限りにおいて）
- 7 前払費用を含む、すべてのその他の資産（種類にかかわらず。）

評価規則

ファンドの資産は以下のとおり評価される。

- 1 手元現金、現金預金、一覧支払手形、受取金、前払費用、ならびに未受領の分配および利息の価額は、その価額を受領できる可能性が低い場合を除き、これらの資産の額面価額で評価される。その価額を受領できる可能性が低い場合、これらの資産の実際の価額を反映するのに十分であると管理会社が考える額を控除することによりその価額は決定される。
- 2 投資信託の受益証券の価額は評価日に入手可能な直近の純資産価格に基づき決定される。
- 3 定期的に営業し、公認され公衆がアクセス可能な証券取引所またはその他の規制市場に上場されるすべての有価証券の評価は、評価日における直近の知られたる終値に基づき、かかる有価証券が複数の市場で取引されている場合には、かかる資産の主な市場の評価日における知られたる終値に基づく。この直近の知られたる終値が正しい価格を反映していない場合、評価は管理会社により慎重かつ誠実に見積もられる、推定売却価格に基づく。
- 4 非上場有価証券または証券取引所もしくは定期的に営業し、公認され公衆がアクセス可能なその他の規制市場で取引されない有価証券は、管理会社によりこの目的のために任命される適格な専門家により、慎重かつ誠実に見積もられる、推定売却価格に基づき評価される。
- 5 ファンドの基準通貨以外の通貨で表示される有価証券は評価日の実勢為替レートで換算される。
- 6 市場慣行上許容される場合、流動資産、短期金融商品およびその他のすべての金融商品は額面価額に経過利息を加算した価額または定額法による減価償却に従い評価することができる。定額法による減価償却を行ってポートフォリオの資産を評価するとの決定は、管理会社により承認されなければならない。管理会社はその決定の理由を記録する。管理会社は金融商品の評価に関して適切な確認と管理を行う。
- 7 管理会社は、関係する評価レートに関する規則を作成または修正する権限を有する。これに関する決定は英文目論見書に記載される。
- 8 規制市場において取引されていない先物、先渡しまたはオプション契約の清算価額とは、取締役会により設定された方針に基づき、各種の契約について一貫して適用される基準に従い決定される清算価格の純額を意味する。規制市場において取引されている先物、先渡しまたはオプション契約の清算価格は、管理会社により特定の先物、先渡しまたはオプション契約が取引されている規制市場における当該契約の入手可能な直近の決済価格に基づくものとする。ただし、純資産価額が決定される日において先物、先渡しまたはオプション契約の清算を行うことができない場合は、当該契約の清算価格は、管理会社の取締役会が公正かつ合理的であるとみなす価額を基準として決定される。
- 9 金利スワップは、その支払期日に対応する、評価日におけるゼロ・クーポン・スワップ・レートにて、ファンドにより相手方に対して支払われるすべての将来の金利と、支払期日に対応する、評価日におけるゼロ・クーポン・スワップ・レートにて、相手方によりファンドに対して支払われるすべての将来の金利との差に基づき、評価される。
- 10 CDSの内部評価モデルは、時価評価額を計算するために、インプットとして、CDSレート・カーブ、リカバリー・レートおよびディスカウント・レート（LIBORまたはマーケット・スワップ・レート）を利用する。この内部モデルはまた、デフォルト確率のレート・カーブも計算する。CDSレート・カーブを確立するために、CDS市場で取引する一定数の相手方からのデータが使用される。管理会社は、相手方のCDSの評価を、内部モデルにより得られた評価と比較するために使用する。内部モデル構築の開始点においては、CDS契約時の際のCDSの変数部分と定数部分は等しい。
- 11 エクイティ・デフォルト・スワップ（以下「EDS」という。）は株式に影響を及ぼす事象により影響を受けるため、その評価は主として株式のボラティリティーおよびその非対称のポジションに依存する。ボラティリティーが大きいほど、株式が70%の閾値に到達するリスクは高くなり、ひいてはEDSスプレッドも大きくなる。株式の大きなボラティリティーは、当該ファンド資産の大きなボラティリティー、ひいては信用事由の高い確率を示すため、ある企業

のCDSの спреッドはまた、そのボラティリティーを反映する。EDSおよびCDSの спреッドが株式の潜在的なボラティリティーと相関関係があり、その関係が時間の経過につき安定傾向にあると仮定した場合、EDSはCDSの代わりとみなすことができる。EDS評価における重要な点は株式に關係する事象の潜在的な確率を計算することである。一般的に二つの方法が認められている。一つめは、EDSを評価するモデルにおいてインプットとしてCDSの市場スプレッドを使用し、二つめは、確率を推定するために当該株式の過去のデータを使用する。過去のデータは将来起きる可能性のあることに関して必ずしも適切な指針ではないが、当該データは危機的な状況における株式の一般的な値動きを反映することができる。二つの方法を比較した場合、過去の確率が株式の潜在的な確率より高くなるのは非常に稀有である。

- 12 CFDおよびTRSは、常に直近既知の参照先の株価と取引が成立した際考慮される評価額との差を反映して評価される。

負債の構成

ファンドの負債には主として以下のものが含まれる。

- 1 すべての借入金、満期手形および買掛債務
- 2 すべての既知の負債（支払期日の到来の有無を問わず、すべての満期到来した現金または現物での支払に関する契約上の義務を含み、またファンドにより宣言された未払いの分配金を含む。）
- 3 管理会社が許可または承認した、ファンドの投資対象に関する潜在的な資本損失を補償するための準備金を含むすべての準備金
- 4 ファンドの資本により表章されるものを除く、ファンドのその他すべての債務。この債務の額を評価するため、約款、目論見書およびその他のファンドに関する書類を訂正するための費用、管理報酬、成功報酬および臨時費用、政府機関および証券取引所に対する租税公課、資産の売買またはその他で負担する、金融手数料、銀行手数料または仲介手数料を含む（これらに限定されない。）ファンドが負担するすべての費用をファンドは考慮する。これらの負債を評価する際、ファンドは定期的な管理およびその他の費用を時間比例基準で考慮する。

ある一つのカテゴリーまたはクラスに割り当てられない資産、負債、費用および報酬は、複数のカテゴリーまたはクラスに等しく配分されるか、または各々の純資産に応じてこれを調整するための金額の対象となる。買戻し中のファンドの各受益証券は発行済の受益証券として考慮され、当該受益証券の買戻しに関する評価日が終了するまで存続し、当該日終了より買戻金が適切に支払われるまで、その価格はファンドの債務として考慮される。受領される購入申込書に従いファンドにより発行される各受益証券は、ファンドにより適切に受領されるまで、ファンドに帰属する口数として考慮される。できる限り、評価日までのファンドにより決定された投資または投資回収が考慮される。

管理会社の取締役会は、計算された純資産価格がファンドの受益証券の実際の価値を表していないと考える場合、または評価日以降関連する市場において重大な変化があった場合、同日に純資産価格を更新することができ、慎重かつ誠実に新たな純資産価格を決定する。

（２）【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券または確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売されるファンド証券の券面またはその確認書は、日本における販売会社または日本における販売会社の保管者の名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の預り証またはその他の通知書が交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

ファンドは無期限に存続するものとして設定されている。

（４）【計算期間】

ファンドの決算日は毎年９月30日である。

（５）【その他】

（イ）受益証券の純資産価格の計算ならびに発行および買戻しの停止

法律上の根拠に基づく停止に影響を与えることなく、次の場合、管理会社は、いつでも、一時的にファンドの受益証券の純資産価格の計算ならびに発行および買戻しを停止することができる。

- （i）ある時期においてファンドの投資資産の相当部分が上場されている主要な為替市場もしくは証券取引所である、一つもしくは複数の為替市場、もしくは一つの証券取引所が閉鎖されている期間中（ただし、通常の休日を除く。）または取引が相当の制限を受けるもしくは停止する期間中。
- （ii）政治的、経済的、軍事的、通貨上もしくは社会的な事由のため、またはファンドの責任もしくは権限が及ばない不可抗力により、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。
- （iii）ファンドの投資対象の価格またはある特定の市場もしくは証券取引所の時価を決めるために通常使用される通信手段が使用できない期間中。
- （iv）外国為替もしくは送金の制限によりファンドのために取引が行えないまたはファンド資産の売買が通常の為替レートで行えない場合。
- （v）一または複数のカテゴリーまたはクラスを解散する決定がなされた場合。
- （vi）一または複数のカテゴリーまたはクラス内において、それらによる、またはそれらにおける合併、事業譲渡、分割または組織再編に際しての交換比率を決定する目的の場合。
- （vii）フィーダー・ファンドについては、マスター・ファンドの受益証券の純資産価格計算、発行もしくは買戻しが停止された場合。
- （viii）管理会社の取締役会が正当な理由により受益者の全般的な利益を保護するために停止が必要であると判断するその他の場合。

純資産価格の計算が停止された場合、管理会社は直ちに適切な方法により、受益証券の購入もしくは買戻しを請求する受益者に通知する。

受益者の利益にマイナスの影響を及ぼす可能性のある例外的な場合、または購入もしくは買戻しの申込みがファンドの純資産の10%を超える場合、管理会社は必要な有価証券の売買がなされるまで受益証券の価格決定をしない権利を留保する。この場合、未処理の購入および買戻しの申込みは、純資産価格の算出と同時に処理される。

保留された購入および買戻し申込みは、停止解除前にファンドが当該通知を受領した場合、書面による通知により取り消すことができる。保留された申込みは、停止解除後最初の計算日に考慮される。すべての保留された申込みが同一の計算日に処理できない場合、申込みの早い順で処理が優先される。

スイング・プライシング

一定の市況において、あるカテゴリーまたはクラスの取引高およびかかる取引の規模を考慮した上で、管理会社は、資産の売買価格に基づいて、かつ／または、かかる資産が取引される市場に適用される売値と買値の見積差額を適用することによって、受益証券一口当り純資産価格を計算することが受益者の利益であるとみなすことができる。また、管理会社は、取引手数料および販売手数料のために純資産価額を調整することができる。ただし、かかる手数料は当該時点におけるカテゴリーまたはクラスの純資産価額の1%を上回らない。

（ロ）発行限度額

ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができる。

（ハ）約款

全ての受益者は、ファンド証券を取得することにより、ファンドの受益者、管理会社および保管受託銀行の関係は約款に従うことについて完全に同意する。

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも変更することができる。変更は、署名時に発効する。

日本においては、管理会社は、約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

(二) ファンドの存続期間および解散

ファンドは無期限に設定されている。

ファンドの清算および償還

管理会社は、随時理由を問わず、ファンドの清算および償還を提案することができる。

ファンドの清算および償還は以下の場合に行われる。

(i) 管理会社がその旨決定した場合

(ii) 2010年12月17日法第21条b)、c)、d) およびe) 項に従い、管理会社または保管受託銀行の役務が停止された場合で、以下の(iii)に述べられる特別な状況に反することなしに2か月以内に継承者が決まらない場合

(iii) 管理会社が破産した場合

(iv) ファンドの純資産が6か月以上にわたり、2010年12月17日法に規定される最低限度額の四分の一を下回る場合

(v) 金融監督委員会がその旨決定した場合

ファンドの純資産が法定の最低限度額の三分の二を下回る場合、管理会社はファンドの清算を決定することができる。

ファンドの清算の場合、個人または法人でありうる一または複数の清算人により清算が行われる。清算人は管理会社により任命され、2010年12月17日法に反することなく清算人の権限および報酬を管理会社が決定する。

各カテゴリーまたはクラスの償還金の純額は、受益者が各カテゴリーまたはクラスに所有する受益証券口数に比例して各カテゴリーまたはクラスの受益者に対して清算人により分配される。

ファンドの通常の償還の場合、純資産は所有するファンドの受益証券に比例して適格当事者に分配される。償還における終了時および償還日から最大9か月以内に分配されなかった純資産は、法定の時効期間が満了するまで公的預託機関に預託される。

純資産額の計算またはかかるカテゴリーまたはクラスの受益証券のすべての申込みおよび買戻しもまた、償還期間中停止される。

ファンドの合併、譲渡、分割

管理会社は、約款が規定する制限および要項に基づき、以下の有効性および条件について決定する唯一の権限を有するものとする。

- 1) 他のUCI（ルクセンブルク法に基づき設立されたものであるかまたは他のEU加盟国において設定されたものであるかを問わない。）への譲渡によるファンドの合併に伴うファンドの終了
- 2) a) 他の集合投資信託のサブ・ファンド（ルクセンブルク法に基づき設立されたものであるかまたは他のEU加盟国において設定されたものであるかを問わない。）および／またはb) 他の集合投資信託（ルクセンブルク法に基づき設立されたものであるかまたは他のEU加盟国において設定されたものであるかを問わない。）の受入ファンドであるファンドへの譲渡

3) ファンドの分割

分割の手法は、2010年12月17日法が予見する合併の手法と同様とする。

上記の例外として、ファンドが当該合併により消滅する場合、かかる合併の有効性については管理会社が決定しなければならない。

合併による投資違反を回避するため、また受益者の利益を図るため、投資運用会社は、合併前に、合併するサブ・ファンドのポートフォリオを見直す必要がある場合がある。かかる見直しは、受入側のサブ・ファンドの投資方針に従うものとする。

本事項により、ファンドのレベルで採択された決定は、カテゴリーまたはクラスのレベルでも採択される場合がある。

(ホ) 関係法人との契約の更改等に関する手続

運用委託契約

いずれの当事者も、他方の当事者に対して、同契約の解除を決定した旨を、30営業日前に適式に署名された書面で通知する（電子メールを除く。）ことにより、違約金なしに同契約を解除することができる。

保管契約

いずれの当事者も、他方の当事者に対して、書留郵便により6か月前に書面で通知することにより、同契約をいつでも解除することができる。

管理事務代行契約

いずれの当事者も、他方の当事者に対して、書留郵便により90日前に書面で通知することにより、同契約をいつでも解除することができる。

受益証券販売・買戻契約

同契約は、いずれかの当事者による3か月前の書面による通知により解除されるまで存続する。

代行協会員契約

同契約は、いずれかの当事者による3か月前の書面による通知により解除されるまで存続する。

4 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者がファンドに関する権利を直接行使するためには、ファンド証券名義人として登録されていなければならない。従って、日本における販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は、口座約款に基づき日本における販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において自ら行う手続きにより権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

(1) 分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じてファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有する。

支払日から5年以内に請求されなかった分配金は失効し、ファンドに返還される。

(2) 買戻請求権

受益者は、評価日においてファンド証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有する。

(3) 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対してその持分に
応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(注) 約款には受益者集会に関する規定はない。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に
対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効する。

(4) 損害賠償請求権

(受益者名簿に登録されている) 受益者は、管理会社（および該当する場合は保管受託銀行）
に対して、2010年12月17日法の適用される規定に従い、約款に定められた義務の不履行に基づく
損害賠償を請求する権利を有する。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルクにお
ける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
上記代理人は、管理会社から日本国内において、

(イ) 管理会社またはファンドに対する、ルクセンブルクおよび日本における法律上の問題ならびに
日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、訴訟関係書類を受領する権
限、

(ロ) 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違
に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、
を委任されている。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人な
らびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 竹野 康造

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有す
ることを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルクにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム（Ernst & Young Société anonyme）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2020年1月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=109.06円、1豪ドル=73.29円および1ニュージーランド・ドル=70.76円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

BNPパリバ・グローバル債券ファンド

純資産計算書

2019年9月30日現在

	注記	BNPパリバ・ グローバル債券ファンド	
		米ドル	千円
資産		28,066,442	3,060,926
投資有価証券—取得原価		21,579,851	2,353,499
投資有価証券に係る未実現評価利益／（損失）		904,937	98,692
投資有価証券—時価	2	22,484,788	2,452,191
金融商品に係る未実現純利益	2、8、9	8,176	892
銀行預金および定期預金	2	5,031,264	548,710
その他の資産		542,214	59,134
負債		627,984	68,488
その他の負債		627,984	68,488
純資産額		27,438,458	2,992,438

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

BNPパリバ・グローバル債券ファンド

損益および純資産変動計算書

2019年9月30日に終了した会計年度

	注記	BNPパリバ・ グローバル債券ファンド	
		米ドル	千円
投資有価証券および資産に係る収益		763,297	83,245
報酬および費用	3	474,694	51,770
銀行に係る支払利息		1,658	181
その他の費用	12	78,726	8,586
税金	4	12,086	1,318
取引手数料	11	1,326	145
費用合計		568,490	62,000
投資純利益		194,807	21,246
以下に係る実現純損益：			
投資有価証券	2、13	(445,804)	(48,619)
金融商品	2	(1,165,641)	(127,125)
当期実現純損失		(1,416,638)	(154,499)
以下に係る未実現純損益の増減額：			
投資有価証券	13	1,874,846	204,471
金融商品		(165,419)	(18,041)
運用による純資産の増減		292,789	31,932
発行額／（買戻額）純額		2,534,216	276,382
分配金支払額	7	(801,700)	(87,433)
期中における純資産の増／（減）		2,025,305	220,880
期首純資産		25,413,153	2,771,558
期末純資産		27,438,458	2,992,438

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

BNPパリバ・グローバル債券ファンド
直近3会計年度に関する主要数値（注記6）

BNPパリバ・ グローバル債券ファンド	米ドル	米ドル	米ドル	受益証券口数
	2017年9月30日 現在	2018年9月30日 現在	2019年9月30日 現在	2019年9月30日 現在
純資産	32,359,007	25,413,153	27,438,458	

受益証券1口当たり純資産額

豪ドル・クラス受益証券一分配 型（訳注1）	7.92	7.35	7.64	3,675,490.000
ニュージーランド・ドル・クラ ス受益証券一分配型（訳注2）	8.65	8.09	8.45	1,022,733.000
米ドル・クラス受益証券一分配 型（訳注3）	8.65	8.07	8.47	362,410.000

BNPパリバ・ グローバル債券ファンド	千円	千円	千円	受益証券口数
	2017年9月30日 現在	2018年9月30日 現在	2019年9月30日 現在	2019年9月30日 現在
純資産	3,529,073	2,771,558	2,992,438	

受益証券1口当たり純資産額

豪ドル・クラス受益証券一分配 型（訳注1）	580円	539円	560円	3,675,490.000
ニュージーランド・ドル・クラ ス受益証券一分配型（訳注2）	612円	572円	598円	1,022,733.000
米ドル・クラス受益証券一分配 型（訳注3）	943円	880円	924円	362,410.000

（訳注1）当参照通貨は豪ドルである。

（訳注2）当参照通貨はニュージーランド・ドルである。

（訳注3）当参照通貨は米ドルである。

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

BNPパリバ・グローバル債券ファンド

投資有価証券明細表

2019年9月30日現在

額面	銘柄	通貨	時価 (米ドル)	純資産に対する 割合 (%)
公認の証券取引所への上場を認可されたおよび／またはその他の規制市場で取引される譲渡可能な有価証券			18,243,751	66.47
債券			16,459,667	59.97
米国			3,428,779	12.50
26,000	AIRCASTLELTD4.400%18-25/09/2023	USD	27,350	0.10
24,000	AMERICANINTERNATIONALGROUP4.125%13-15/02/2024	USD	25,665	0.09
12,000	AMERICANINTERNATIONALGROUP4.500%14-16/07/2044	USD	13,362	0.05
51,000	AMERICANTOWER3.300%16-15/02/2021	USD	51,714	0.19
35,000	AMGENINC4.100%11-15/06/2021	USD	36,045	0.13
12,000	APPLEINC2.400%13-03/05/2023	USD	12,209	0.04
27,000	AT&TINC2.625%12-01/12/2022	USD	27,295	0.10
24,000	AT&TINC3.550%19-01/06/2024	USD	25,092	0.09
23,000	AT&TINC4.500%15-15/05/2035	USD	25,152	0.09
11,000	BANKOFAMERICACORP3.248%16-21/10/2027	USD	11,422	0.04
36,000	BANKOFAMERICACORP3.300%13-11/01/2023	USD	37,185	0.14
27,000	BERKSHIREHATHAWAY5.150%14-15/11/2043	USD	34,045	0.12
22,000	BOARDWALKPIPELI4.450%17-15/07/2027	USD	22,670	0.08
9,000	BOEINGCO2.350%14-30/10/2021	USD	9,060	0.03
15,000	BURLINGTONNORTH4.550%14-01/09/2044	USD	18,012	0.07
30,000	CAPITALONEFINL3.800%18-31/01/2028	USD	31,665	0.12
15,000	CELGENECORP3.625%14-15/05/2024	USD	15,806	0.06
11,000	CELGENECORP5.000%15-15/08/2045	USD	13,776	0.05
20,000	CHARTERCOMMOPT4.908%16-23/07/2025	USD	21,962	0.08
20,000	CITIGROUPINC3.200%16-21/10/2026	USD	20,647	0.08
56,000	CITIGROUPINC3.400%16-01/05/2026	USD	58,608	0.21
12,000	CITIGROUPINC4.600%16-09/03/2026	USD	13,101	0.05
43,000	COMCASTCORP3.950%18-15/10/2025	USD	46,800	0.17
15,000	COMCASTCORP6.400%10-01/03/2040	USD	21,198	0.08
28,000	COMCASTCORP6.950%07-15/08/2037	USD	41,285	0.15
10,000	CONCHORES/MIDLA4.875%17-01/10/2047	USD	11,423	0.04
11,000	CONOCOPHILLIPSCO4.950%16-15/03/2026	USD	12,688	0.05
21,000	CVSHEALTHCORP4.100%18-25/03/2025	USD	22,414	0.08
20,000	CVSHEALTHCORP5.300%13-05/12/2043	USD	23,130	0.08
9,000	DOWCHEMICALCO4.375%12-15/11/2042	USD	9,363	0.03
15,000	DOWCHEMICALCO4.625%14-01/10/2044	USD	16,025	0.06
30,000	DUKEENERGYCORP3.750%14-15/04/2024	USD	31,780	0.12
22,000	ENTERPRISEPRODU4.450%12-15/02/2043	USD	24,099	0.09
12,000	EXELONCORP4.950%16-15/06/2035	USD	14,085	0.05
10,000	FEDEXCORP4.400%17-15/01/2047	USD	10,237	0.04
17,000	FORDMOTORCO4.346%16-08/12/2026	USD	17,052	0.06
28,000	FORDMOTORCO4.750%13-15/01/2043	USD	24,324	0.09
39,000	FORTIVECORP2.350%17-15/06/2021	USD	39,045	0.14
14,000	GENERALELECTRICCAPSVC7.500%95-21/08/2035	USD	17,703	0.06

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

BNPパリバ・グローバル債券ファンド

投資有価証券明細表（続き）

2019年9月30日現在

額面	銘柄	通貨	時価 (米ドル)	純資産に対する 割合 (%)
米国（続き）				
19,000	GENERAL MOTORS FIN 5.250% 16-01/03/2026	USD	20,516	0.07
26,000	GILEAD SCIENCES 4.800% 14-01/04/2044	USD	31,086	0.11
11,000	GOLDMAN SACHS GROUP 3.850% 17-26/01/2027	USD	11,667	0.04
20,000	GOLDMAN SACHS GROUP 6.250% 11-01/02/2041	USD	27,706	0.10
36,000	GOLDMAN SACHS GROUP 6.750% 07-01/10/2037	USD	48,538	0.18
6,000	HOME DEPOT INC 3.000% 16-01/04/2026	USD	6,298	0.02
18,000	HUNTINGTON BANC 2.300% 16-14/01/2022	USD	18,083	0.07
13,000	INTEL CORP 4.250% 12-15/12/2042	USD	15,389	0.06
8,000	INTL PAPER CO 4.750% 11-15/02/2022	USD	8,427	0.03
21,000	JP MORGAN CHASE 2.550% 16-01/03/2021	USD	21,118	0.08
50,000	JP MORGAN CHASE 3.250% 12-23/09/2022	USD	51,691	0.19
25,000	JP MORGAN CHASE 6.400% 08-15/05/2038	USD	35,638	0.13
29,000	KRAFT HEINZ FOOD 4.375% 16-01/06/2046	USD	27,489	0.10
35,000	MARATHON OIL CORP 3.850% 15-01/06/2025	USD	36,398	0.13
62,000	MORGAN STANLEY 3.125% 16-27/07/2026	USD	63,946	0.23
16,000	MOSAIC CO 4.050% 17-15/11/2027	USD	16,617	0.06
40,000	NEWELL BRANDS 4.200% 16-01/04/2026	USD	41,789	0.15
14,000	ORACLE CORP 4.000% 16-15/07/2046	USD	15,658	0.06
37,000	PLAINS ALL AMER 3.650% 12-01/06/2022	USD	37,931	0.14
12,000	PRINCIPAL FINANCIAL 3.100% 16-15/11/2026	USD	12,411	0.05
25,000	PROLOGIS LP 3.750% 15-01/11/2025	USD	27,226	0.10
9,000	PRUDENTIAL FINANCIAL 6.625% 10-21/06/2040	USD	12,925	0.05
21,000	ROPER TECHNOLOGI 4.200% 18-15/09/2028	USD	23,100	0.08
17,000	SABINE PASS LIQU 4.200% 17-15/03/2028	USD	18,016	0.07
7,000	SANTANDER HOLDINGS USA 4.500% 15-17/07/2025	USD	7,512	0.03
24,000	SHERWIN-WILLIAMS 3.450% 17-01/06/2027	USD	25,113	0.09
37,000	UNITED TECHNOLOGIES CORP 3.100% 12-01/06/2022	USD	38,062	0.14
313,739	US TREASURY INFL IX N/B 0.375% 15-15/07/2025	USD	318,249	1.16
110,000	US TREASURY N/B 2.250% 16-15/08/2046	USD	112,862	0.41
1,020,000	US TREASURY N/B 2.750% 18-31/08/2023	USD	1,065,661	3.88
12,000	VALERO ENERGY 4.350% 18-01/06/2028	USD	13,035	0.05
12,000	VALERO ENERGY 4.375% 16-15/12/2026	USD	12,958	0.05
50,000	VERIZON COMMUNICATIONS INC 4.329% 18-21/09/2028	USD	56,625	0.21
47,000	VERIZON COMMUNICATIONS INC 5.012% 17-15/04/2049	USD	59,006	0.22
20,000	WALT DISNEY CO 6.650% 19-15/11/2037	USD	30,101	0.11
13,000	WALT DISNEY CO 6.650% 19-15/11/2037	USD	19,565	0.07
15,000	WASTE MANAGEMENT 3.500% 14-15/05/2024	USD	15,820	0.06
10,000	WELLS FARGO & CO 4.150% 19-24/01/2029	USD	11,068	0.04
24,000	WELLTOWER 4.000% 15-01/06/2025	USD	25,645	0.09
36,000	XTO ENERGY INC 6.750% 07-01/08/2037	USD	53,340	0.19

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

BNPパリバ・グローバル債券ファンド

投資有価証券明細表（続き）

2019年9月30日現在

額面	銘柄	通貨	時価 (米ドル)	純資産に対する 割合 (%)
	日本		2,572,296	9.37
41,300,000	JAPAN GOVT 10-YR 0.800% 13-20/09/2023	JPY	399,840	1.46
10,000,000	JAPAN GOVT 20-YR 0.400% 16-20/03/2036	JPY	97,272	0.35
41,350,000	JAPAN GOVT 20-YR 1.800% 11-20/06/2031	JPY	469,544	1.71
47,000,000	JAPAN GOVT 30-YR 0.800% 16-20/03/2046	JPY	488,586	1.78
120,000,000	JAPAN GOVT 5-YR 0.100% 16-20/03/2021	JPY	1,117,054	4.07
	インドネシア		1,734,063	6.33
200,000	REP OF INDONESIA 2.150% 17-18/07/2024	EUR	234,325	0.85
850,000	REP OF INDONESIA 6.625% 07-17/02/2037	USD	1,152,280	4.21
335,000	SBSN INDO III 3.750% 18-01/03/2023	USD	347,458	1.27
	ウルグアイ		990,753	3.61
300,000	URUGUAY 4.975% 18-20/04/2055	USD	352,406	1.28
160,000	URUGUAY 7.625% 06-21/03/2036	USD	236,300	0.86
270,000	URUGUAY 7.875% 03-15/01/2033	USD	402,047	1.47
	スペイン		939,296	3.42
100,000	CAIXABANK 2.625% 14-21/03/2024	EUR	123,569	0.45
670,000	SPANISH GOVT 1.400% 18-30/04/2028	EUR	815,727	2.97
	イタリア		911,829	3.32
100,000	ITALY BTPS 3.850% 19-01/09/2049	EUR	157,286	0.57
550,000	ITALY BTPS 4.500% 10-01/03/2026	EUR	754,543	2.75
	英国		761,184	2.78
32,000	BP CAPITAL PLC 3.245% 12-06/05/2022	USD	32,942	0.12
50,000	GLAXOSMITHKLINE 6.375% 08-09/03/2039	GBP	103,676	0.38
50,000	HSBC HOLDINGS PLC 6.500% 09-20/05/2024	GBP	75,470	0.28
159,000	UK TREASURY 4.250% 09-07/09/2039	GBP	316,351	1.15
100,000	UNITED KINGDOM G 2.000% 15-07/09/2025	GBP	136,187	0.50
50,000	UNITED KINGDOM G 3.500% 14-22/01/2045	GBP	96,558	0.35
	ブラジル		699,359	2.55
550,000	REP OF BRAZIL 7.125% 06-20/01/2037	USD	699,359	2.55
	中国		473,081	1.72
460,000	SINOPEC OVERSEAS 3.250% 17-13/09/2027	USD	473,081	1.72
	モロッコ		470,391	1.71
450,000	MOROCCO KINGDOM 4.250% 12-11/12/2022	USD	470,391	1.71

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

BNPパリバ・グローバル債券ファンド

投資有価証券明細表（続き）

2019年9月30日現在

額面	銘柄	通貨	時価 (米ドル)	純資産に対する 割合 (%)
	アラブ首長国連邦		433,025	1.57
200,000	ABU DHABI GOVT 2.500% 19-30/09/2029	USD	198,650	0.72
200,000	ABU DHABI GOVT 4.125% 17-11/10/2047	USD	234,375	0.85
	南アフリカ		427,430	1.56
212,000	REP OF SOUTH AFRICA 5.500% 10-09/03/2020	USD	214,120	0.78
200,000	REP OF SOUTH AFRICA 5.875% 18-22/06/2030	USD	213,310	0.78
	英領バージン諸島		400,669	1.46
380,000	STATE GRID OSEAS 3.500% 17-04/05/2027	USD	400,669	1.46
	フランス		330,578	1.21
100,000	BPCE 4.250% 12-06/02/2023	EUR	124,978	0.46
77,000	FRANCE O.A.T. 4.500% 09-25/04/2041	EUR	159,187	0.58
16,000	RENAULT 1.000% 17-08/03/2023	EUR	17,894	0.07
25,000	RENAULT 3.125% 14-05/03/2021	EUR	28,519	0.10
	ドミニカ共和国		313,500	1.14
300,000	REP OF DOMINICAN 7.500% 10-06/05/2021	USD	313,500	1.14
	ドイツ		292,770	1.06
40,000	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 2.500% 14-15/08/2046	EUR	75,049	0.27
110,000	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 3.250% 10-04/07/2042	EUR	217,721	0.79
	ナミビア		277,578	1.01
275,000	REP OF NAMIBIA 5.250% 15-29/10/2025	USD	277,578	1.01
	コロンビア		214,313	0.78
150,000	REP OF COLOMBIA 7.375% 06-18/09/2037	USD	214,313	0.78
	香港		209,563	0.76
200,000	CNAC HK FINBRID 4.625% 18-14/03/2023	USD	209,563	0.76
	トリニダード・トバゴ		207,750	0.76
200,000	TRINIDAD & TOBAGO 4.500% 16-04/08/2026	USD	207,750	0.76
	ポルトガル		145,759	0.53
80,000	PORTUGUESE OTS 4.100% 15-15/02/2045	EUR	145,759	0.53

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

BNPパリバ・グローバル債券ファンド

投資有価証券明細表（続き）

2019年9月30日現在

額面	銘柄	通貨	時価 (米ドル)	純資産に対する 割合 (%)
オランダ			143,568	0.52
14,000	ABN AMRO BANK NV 1.000% 15-16/04/2025	EUR	16,012	0.06
30,000	BMW FINANCE NV 0.750% 16-15/04/2024	EUR	33,593	0.12
10,000	DAIMLER INTL FIN 1.375% 19-26/06/2026	EUR	11,595	0.04
30,000	DEUTSCHE TEL FIN 1.500% 16-03/04/2028	EUR	35,444	0.13
10,000	RABOBANK 4.125% 10-14/07/2025	EUR	13,551	0.05
30,000	VOLKSWAGEN INTERNATIONAL FN 0.875% 15-16/01/2023	EUR	33,373	0.12
カナダ			65,461	0.24
50,000	CANADA GOVT 3.500% 11-01/12/2045	CAD	53,639	0.20
10,000	CANADIAN NATL RE 4.950% 17-01/06/2047	USD	11,822	0.04
ベルギー			16,672	0.06
14,000	ANHEUSER - BUSCH INBEV 1.500% 15-18/04/2030	EUR	16,672	0.06
変動利付債券			1,784,084	6.50
米国			1,549,645	5.64
149,000	AT&T INC 17-15/07/2021 FRN	USD	150,311	0.55
148,000	BANK OF AMERICA CORP 18-05/03/2024 FRN	USD	148,093	0.54
149,000	CITIGROUP INC 16-01/09/2023 FRN	USD	152,534	0.56
148,000	CVS HEALTH CORP 18-09/03/2021 FRN	USD	148,808	0.54
200,000	FORD MOTOR CREDIT 17-03/08/2022 FRN	USD	195,816	0.71
150,000	GENERAL MILLS 18-17/10/2023 FRN	USD	151,146	0.55
18,000	HP ENTERPRISE 16-15/10/2025 FRN	USD	20,011	0.07
130,000	JP MORGAN CHASE 18-23/04/2024 FRN	USD	129,819	0.47
149,000	MORGAN STANLEY 16-24/10/2023 FRN	USD	151,696	0.55
148,000	VERIZON COMMUNICATIONS INC 17-16/03/2022 FRN	USD	150,159	0.55
149,000	WELLS FARGO & CO 16-31/10/2023 FRN	USD	151,252	0.55
オランダ			119,838	0.44
100,000	ALLIANZ FINANCE 11-08/07/2041 FRN	EUR	119,838	0.44
ロシア			114,601	0.42
100,500	RUSSIAN FEDERATION 00-31/03/2030 SR	USD	114,601	0.42
短期金融商品			2,173,450	7.93
米国			2,173,450	7.93
2 179 900	US TREASURY BILL 0.000% 19-29/11/2019	USD	2,173,450	7.93
投資ファンドの株式／受益証券			2,067,587	7.55
ルクセンブルク			2,067,587	7.55
622.22	BNP PARIBAS FLEXI I US MORTGAGE - X - CAP	USD	2,067,587	7.55
投資有価証券合計			22,484,788	81.95

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

BNPパリバ・グローバル債券ファンド**財務書類に対する注記**

2019年9月30日現在

注記1．概要**a) 2019年9月30日に終了した会計年度に発生した事象**

当会計年度中に発生した特別な事象はなかった。

b) 募集サブファンド

投資有価証券が本書で詳述されているサブファンドは2019年9月30日に募集可能である。

注記2．重要な会計方針**a) 純資産額**

本年次報告書は、2019年9月30日現在の直近の純資産額に基づき作成されている。

b) 財務書類の表示

本財務書類は集团的投資事業に関する、ルクセンブルグで施行されている法令に準拠して作成および表示されている。

損益および純資産変動計算書は、2018年10月1日から2019年9月30日までの会計年度を対象としている。

c) 投資有価証券の評価

手元現金および預金、一覧払の手形および為替手形、ならびに受取債権、前払費用、ならびに受領予定であるが未受領である分配金および利息の額については、これら資産の名目価額から構成される。ただし、受領の見込みがない金額は除いている。受領の見込みがない金額がある場合には、これらの評価はAIFMがこれら資産の実際の価値を反映するために適切と考えられる金額を控除することによって決定される。

証券取引所またはその他の規制市場で日常的に取引される譲渡可能な有価証券の評価は、一般に認知され、かつ、公開されている、評価日における既知の最終の終値に基づいて算定されている。当該有価証券が複数の市場で取引されている場合、当有価証券が取引される主要な市場における既知の最終の終値に基づいて算定されている。価格が適正な価値を反映していない場合には、評価はAIFMの取締役会の責任により、またはその責任の下で慎重かつ誠実に決定される可能性の高い売値に基づいて算定されている。

証券取引所に上場されていない、または一般に認知され、かつ公開されている、定期的に機能を果たす規制市場で取引されていない譲渡可能な有価証券の評価は、AIFMの取締役会の責任により、またはその責任の下で慎重かつ誠実に決定される可能性の高い売値に基づいて算定されている。

集团的投資事業の受益証券または証券は、評価日に入手可能な直近の純資産額で評価される。

当ファンドのAIFMの取締役会は、例外的な状況において、その他の評価法が当ファンド資産の公正価値をより適切に反映すると判断される場合に用いられるその他の評価法を認めることがある。

デリバティブは当ファンドのAIFMの取締役会により決定された規則および目論見書に記載された規則に従い評価される。

BNPパリバ・グローバル債券ファンド**財務書類に対する注記（続き）**

2019年9月30日現在

d) 先物契約の評価

未決済の先物契約は評価日または期末日における既知の終値で評価され、当該評価によって生じた未実現損益は純資産計算書で認識される。

先物契約に係る債務を担保する証拠金は、純資産計算書の「銀行預金および定期預金」に含まれる。

e) オプションの評価

株式市場で取引されているオプションの決済額は、当ファンドが当オプションを取引している株式市場により公表された終値に基づいている。株式市場で取引されていないオプションの決済額は、各契約の適合規準に従い、AIFMの取締役会が定める規則に基づき決定される。

f) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約は評価日に適用される先渡為替レートで評価され、当該評価によって生じた未実現損益は純資産計算書に認識される。

g) 金利スワップの評価

金利スワップは、当ファンドが、支払の期日に対応するゼロ・クーポン・スワップ・レートで評価日に当ファンドのカウンターパーティーに支払う将来のすべての利息の価値と、カウンターパーティーが、支払の期日に対応するゼロ・クーポン・スワップ・レートで評価日に当ファンドに支払う将来のすべての利息の価値との差額に基づいて評価される。

h) 投資有価証券に係る収益

分配金は、当該情報が当ファンドにより入手可能な範囲において、その公表された日に収益として認識される。利息は日次ベース（源泉税控除後）で未収計上される。

i) モーゲージバック証券（to be announced）のポジション

モーゲージバック証券（to be announced）はモーゲージ・ローンの後日、固定価格で一括して購入／売却することになるため、モーゲージ保証付き有価証券の直近の取引市場の慣行による影響を受ける。

購入／売却時においては、具体的な有価証券については指定されないが、その元本の性質については既知である。購入／売却時に価格について合意していても、最終的な額面価額はまだ確定していない。

「to-be-announced（以下「TBA」という）モーゲージバック証券」のポジションがある場合、有価証券明細表に掲載されている。

j) 投資有価証券に係る実現純損益

投資有価証券に係る実現純損益は売却有価証券の平均原価に基づいて算定される。

BNPパリバ・グローバル債券ファンド**財務書類に対する注記（続き）**

2019年9月30日現在

k) 外貨換算

当サブファンドの参照通貨以外の通貨建の資産および負債額はすべて、純資産額の決定時の実勢為替レートを参考に算定される。

当サブファンドの通貨以外の通貨建で購入された有価証券の買値は、当有価証券の購入日における実勢為替レートに基づき当サブファンドの通貨へ換算される。

当サブファンドの参照通貨以外の通貨建の収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートを参考に算定される。

実現為替差損益は、損益および純資産変動計算書の「金融商品に係る実現純損益」において認識される。

l) 空売証券

空売証券がある場合、純資産計算書上の投資有価証券において純額で表示されている。

注記3．報酬および費用（上限年率）

A I F Mは、当ファンドの資産から、各月における当ファンドの平均純資産の実効年率1.60%を上限とする管理報酬（以下「管理報酬」という）を、毎月受取る権利を有する。

事務代行報酬は、各月における当ファンドの平均純資産の実効年率0.12%を上限として、毎月支払われる。

代行協会員報酬は、管理報酬から、各月における平均純資産に基づき年率0.10%にあたる報酬が毎月支払われる。

保管報酬は、各月における当ファンドの平均純資産の実効年率0.13%を上限として、毎月支払われる。

販売会社報酬は、管理報酬から、各月における平均純資産に基づき年率0.50%にあたる報酬が毎月支払われる。

注記4．税金

当ファンドはルクセンブルグ大公国において、純資産額の0.05%に相当する「年次税」の納税対象である。この税率は以下の場合、0.01%へ軽減されている。

- a) 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするファンド
- b) 信用機関への集団的投資を唯一の目的とするファンド
- c) 機関投資家、管理会社およびU C Iのために留保されたカテゴリーまたはクラス

BNPパリバ・グローバル債券ファンド**財務書類に対する注記（続き）**

2019年9月30日現在

以下の場合、「年次税」が免除される。

- a) 受益証券またはその他のUCIにおける証券がすでに「年次税」の課税対象となっている場合に資産額が当該受益証券または証券によって表されている場合
- b) 受益証券、カテゴリーおよび／またはクラスが下記の要件を満たす場合
 - (i) これら有価証券が機関投資家、管理会社およびUCIのために留保され、
 - (ii) その唯一の目的が短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金であり、
 - (iii) ポートフォリオの満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ
 - (iv) 公認の格付機関から最高の格付けを取得している
- c) 受益証券、カテゴリーおよび／またはクラスが下記に保有されている場合
 - (i) 従業員の便益のために一人または複数の雇用主のイニシアティブにより設定された、企業退職年金または同様の投資ビークルのための機関
 - (ii) 従業員へ年金給付を提供する目的でファンドに投資している、一人または複数の雇用主を有する企業
- d) 主要な目的が、小規模金融機関への投資であるファンド
- e) 受益証券、カテゴリーおよび／またはクラスが下記の要件を満たす場合
 - (i) これら有価証券が日常的に取引され、認知され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくはその他の規制市場において上場または取引されているもので、かつ
 - (ii) 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの

期限の到来により「年次税」は、関連のある純資産に基づき四半期毎に支払われ、当該税金が適用される四半期末において算定される。

さらに、当ファンドを販売するために登録されている国において、当ファンドは外国UCI税および／または当局によるその他課税の対象となる可能性がある。

注記5．換算レート

当ファンドの参照通貨以外の通貨建てクラス受益証券の換算に2019年9月30日現在使用された為替レートは、以下のとおりである。

1米ドル	=	1.48266	豪ドル
1米ドル	=	1.59480	ニュージーランド・ドル

注記6．受益証券の通貨

受益証券1口当たり純資産額は「直近3会計年度に関する主要数値」にあるサブファンドの通貨ではなく、受益証券クラスの通貨で算定されている。

BNPパリバ・グローバル債券ファンド

財務書類に対する注記（続き）

2019年9月30日現在

注記7．分配金

2018年10月1日から2019年9月30日までの会計年度において、以下の分配金が支払われた。

配当落ち日	支払日	1口当たりの分配金		
		豪ドル・クラス 受益証券	ニュージーランド・ ドル・クラス 受益証券	米ドル・クラス 受益証券
2018年10月22日	2018年10月26日	0.0200	0.0200	0.0200
2018年11月21日	2018年11月28日	0.0200	0.0200	0.0200
2018年12月21日	2019年1月7日	0.0200	0.0200	0.0200
2019年1月21日	2019年1月25日	0.0200	0.0200	0.0200
2019年2月21日	2019年2月27日	0.0200	0.0200	0.0200
2019年3月22日	2019年3月28日	0.0200	0.0200	0.0200
2019年4月23日	2019年5月7日	0.0200	0.0200	0.0200
2019年5月21日	2019年5月28日	0.0200	0.0200	0.0200
2019年6月21日	2019年6月27日	0.0200	0.0200	0.0200
2019年7月22日	2019年7月26日	0.0200	0.0200	0.0200
2019年8月21日	2019年8月28日	0.0200	0.0200	0.0200
2019年9月24日	2019年9月30日	0.0200	0.0200	0.0200

BNPパリバ・グローバル債券ファンド

財務書類に対する注記（続き）

2019年9月30日現在

注記8．先物契約

2019年9月30日現在、未決済のポジションは以下のとおりである。

BNPパリバ・グローバル債券ファンド

通貨	契約数	買建／ 売建	種類	満期	名目額 (米ドル)	未実現純利 益／(損失) (米ドル)
EUR	3	売	EURO-BUND FUTURE	2019年12月6日	569,902	(196)
EUR	3	買	EURO-SCHATZ FUTURE	2019年12月6日	367,386	(1,210)
EUR	3	買	EURO-BOBL FUTURE	2019年12月6日	443,657	(3,598)
USD	4	買	US 10YR NOTE FUT (CBT)	2019年12月19日	521,250	(6,250)
USD	2	買	ULTRA LONG TERM US TREASURY BOND FUTURE	2019年12月19日	383,813	(14,750)
USD	3	買	US 2YR NOTE FUTURE (CBT)	2019年12月31日	646,500	(1,781)
USD	8	買	US 5YR NOTE FUTURE (CBT)	2019年12月31日	953,188	(7,000)
CAD	2	買	CAN 10YR BOND FUT.	2019年12月18日	215,404	(2,870)
EUR	1	買	EURO-BTP FUTURE	2019年12月6日	158,995	1,330
EUR	1	買	EURO OAT FUTURE FRENCH GOVT BD 10YR 6%	2019年12月6日	185,672	(2,180)
USD	2	買	ULTRA 10 YEAR US TREASURY NOTE FUTURES	2019年12月19日	284,813	(4,922)
AUD	2	買	AUST 10 YR BONDS FUTURE	2019年12月16日	202,575	2,117
GBP	1	買	LONG GILT FUTURE (LIFFE)	2019年12月27日	165,421	739
USD	1	買	US LONG BOND FUT (CBT)	2019年12月19日	162,313	500
					合計：	(40,071)

2019年9月30日現在、先物および／またはオプションに関する証拠金残高は88,687米ドルであった。

先物契約の仲介業者

BNPパリバ、パリ

BNPパリバ・グローバル債券ファンド

財務書類に対する注記（続き）

2019年9月30日現在

注記9．先渡為替契約

2019年9月30日現在、先渡為替契約は以下のとおりである。

BNPパリバ・グローバル債券ファンド

通貨	購入金額	通貨	売却金額
AUD	28,475,156	AUD	883,095
CAD	75,000	CAD	843,613
CHF	66,521	CHF	285,391
EUR	415,000	CLP	38,044,260
GBP	319,108	EUR	5,057,095
IDR	128,275,000	GBP	696,000
JPY	157,843,083	INR	9,000
KRW	82,403,702	JPY	372,126,355
MXN	2,759,719	KRW	79,734,690
NOK	5,474,413	MXN	2,718,529
NZD	9,484,111	NOK	4,546,830
RUB	69,000	NZD	309,259
SEK	2,069,352	SEK	1,687,383
USD	12,541,642	SGD	73,547
		TWD	8,469,322
		USD	28,299,305
未実現純利益（米ドル）			48,247

2019年9月30日現在、未決済契約の直近の満期はすべて2020年1月22日である。

先渡為替契約のカウンターパーティー

BNPパリバ、パリ

シティグループ・グローバル・マーケット

ゴールドマン・サックス・インターナショナル、ロンドン

HSBC、フランス

JPモルガン

モルガン・スタンレー・バンク

モルガン・スタンレー、ヨーロッパ

ソシエテ・ジェネラル

UBSヨーロッパ

BNPパリバ・グローバル債券ファンド**財務書類に対する注記（続き）**

2019年9月30日現在

注記10. 投資有価証券明細の構成に関する変動

投資有価証券明細の構成に関する変動表はAIFMの登録上の事務所において、また現地の代行会社から無料で入手可能である。

注記11. 取引手数料

譲渡可能な有価証券、短期金融商品、デリバティブまたはその他の適格資産の売買について当ファンドが負担する取引手数料は、主に、標準手数料、取引に係るその他手数料、収入印紙税、仲介手数料、保管手数料、付加価値税、証券取引所に係る手数料およびRTO手数料（発注の受領および伝達）から構成される。

債券市場の慣行に従い、呼び値スプレッドは当該有価証券の売買時に適用される。したがって、いかなる取引においてもブローカーが引用する買値と売値との間に差異が発生し、これはブローカーの報酬を表わす。

注記12. その他の費用

その他の費用は当ファンドが負担し、この中には、公告費、その他の税金、銀行手数料、法務報酬および監査報酬が含まれる。

注記13. 投資有価証券に係る実現および未実現損益

2013年7月付のAIFM法に従い、当会計年度中の投資有価証券に係る実現損益の詳細は以下のとおりである。

	実現利益 (サブファンドの 通貨建)	実現損失 (サブファンドの 通貨建)	実現純損益 (サブファンドの 通貨建)
BNPパリバ・グローバル債券ファンド	298,189	743,993	(445,804)

2013年7月付のAIFM法に従い、当会計年度中の投資有価証券に係る未実現損益の詳細は以下のとおりである。

	未実現利益の増減 (サブファンドの 通貨建)	未実現損失の増減 (サブファンドの 通貨建)	未実現純損益の増減 (サブファンドの 通貨建)
BNPパリバ・グローバル債券ファンド	1,927,401	52,555	1,874,846

[次へ](#)

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND

Financial statements at 30/09/2019

		BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND
	Expressed in Notes	USD
Statement of net assets		
Assets		28 066 442
<i>Securities portfolio at cost price</i>		21 579 851
<i>Unrealised gain/(loss) on securities portfolio</i>		904 937
Securities portfolio at market value	2	22 484 788
Net Unrealised gain on financial instruments	2,8,9	8 176
Cash at banks and time deposits	2	5 031 264
Other assets		542 214
Liabilities		627 984
Other liabilities		627 984
Net asset value		27 438 458
Statement of operations and changes in net assets		
Income on investments and assets		763 297
Fees and costs	3	474 694
Bank interest		1 658
Other expenses	12	78 726
Taxes	4	12 086
Transaction fees	11	1 326
Total expenses		568 490
Net result from investments		194 807
Net realised result on:		
Investments securities	2,13	(445 804)
Financial instruments	2	(1 165 641)
Net realised result		(1 416 638)
Movement on net unrealised gain/(loss) on:		
Investments securities	13	1 874 846
Financial instruments		(165 419)
Change in net assets due to operations		292 789
Net subscriptions/(redemptions)		2 534 216
Dividends paid	7	(801 700)
Increase/(Decrease) in net assets during the year/period		2 025 305
Net assets at the beginning of the financial year/period		25 413 153
Net assets at the end of the financial year/period		27 438 458

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

Page 10

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND

Key figures relating to the last 3 years (Note 6)

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND	USD	USD	USD	Number of units
	30/09/2017	30/09/2018	30/09/2019	30/09/2019
Net assets	32 359 007	25 413 153	27 438 458	
Net asset value per unit				
Units "Class AUD - Distribution"	7.92	7.35	7.64	3 675 490.000
Units "Class NZD - Distribution"	8.65	8.09	8.45	1 022 733.000
Units "Class USD - Distribution"	8.65	8.07	8.47	362 410.000

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

Page 11

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND

Securities portfolio at 30/09/2019

Expressed in USD

Quantity	Denomination	Quotation currency	Market value	% of net assets
Transferable securities admitted to an official stock exchange listing and/or traded on another regulated market			18 243 751	66.47
Bonds			16 459 667	59.97
United States of America			3 428 779	12.50
26 000	AIRCRAFT LTD 4.400% 18-25/09/2023	USD	27 350	0.10
24 000	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP 4.125% 13-15/02/2024	USD	25 665	0.09
12 000	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP 4.500% 14-16/07/2044	USD	13 362	0.05
51 000	AMERICAN TOWER 3.300% 16-15/02/2021	USD	51 714	0.19
35 000	AMGEN INC 4.100% 11-15/06/2021	USD	36 045	0.13
12 000	APPLE INC 2.400% 13-03/05/2023	USD	12 209	0.04
27 000	AT&T INC 2.625% 12-01/12/2022	USD	27 295	0.10
24 000	AT&T INC 3.550% 19-01/06/2024	USD	25 092	0.09
23 000	AT&T INC 4.500% 15-15/05/2035	USD	25 152	0.09
11 000	BANK OF AMERICA CORP 3.248% 16-21/10/2027	USD	11 422	0.04
36 000	BANK OF AMERICA CORP 3.300% 13-11/01/2023	USD	37 185	0.14
27 000	BERKSHIRE HATHAWAY 5.150% 14-15/11/2043	USD	34 045	0.12
22 000	BOARDWALK PIPELINE 4.450% 17-15/07/2027	USD	22 670	0.08
9 000	BOEING CO 2.350% 14-30/10/2021	USD	9 060	0.03
15 000	BURLINGTON NORTH 4.550% 14-03/09/2044	USD	18 012	0.07
30 000	CAPITAL ONE FINL 3.800% 18-31/01/2028	USD	31 665	0.12
15 000	CELODENE CORP 3.625% 14-15/05/2024	USD	15 806	0.06
11 000	CELODENE CORP 5.000% 15-15/08/2045	USD	13 776	0.05
20 000	CHARTER COMM OPT 4.900% 16-23/07/2025	USD	21 962	0.08
20 000	CITIGROUP INC 3.200% 16-21/10/2026	USD	20 647	0.08
56 000	CITIGROUP INC 3.400% 16-01/05/2026	USD	58 608	0.21
12 000	CITIGROUP INC 4.600% 16-09/03/2026	USD	13 101	0.05
43 000	COMCAST CORP 3.950% 18-15/10/2025	USD	46 800	0.17
15 000	COMCAST CORP 6.400% 10-01/03/2040	USD	21 198	0.08
38 000	COMCAST CORP 6.950% 07-15/08/2037	USD	41 285	0.15
10 000	CONCHO RESERVOIR 4.875% 17-01/10/2047	USD	11 423	0.04
11 000	CONOCOPHILLIPS CO 4.950% 16-15/03/2026	USD	12 688	0.05
21 000	CVS HEALTH CORP 4.100% 18-25/03/2025	USD	22 414	0.08
20 000	CVS HEALTH CORP 5.300% 13-05/12/2043	USD	23 130	0.08
9 000	DOW CHEMICAL CO 4.375% 12-15/11/2042	USD	9 363	0.03
15 000	DOW CHEMICAL CO 4.625% 14-01/10/2044	USD	16 025	0.06
30 000	DUKE ENERGY CORP 3.750% 14-15/04/2024	USD	31 780	0.12
22 000	ENTERPRISE PRODU 4.450% 12-15/02/2043	USD	24 099	0.09
12 000	EXELON CORP 4.950% 16-15/06/2035	USD	14 085	0.05
10 000	FEDEX CORP 4.400% 17-15/01/2047	USD	10 237	0.04
17 000	FORD MOTOR CO 4.340% 16-08/12/2026	USD	17 052	0.06
28 000	FORD MOTOR CO 4.750% 13-15/01/2043	USD	24 324	0.09
39 000	FORTIVE CORP 2.350% 17-15/06/2021	USD	39 045	0.14
14 000	GENERAL ELECTRIC CAP SVC 7.500% 95-21/08/2035	USD	17 703	0.06
19 000	GENERAL MOTORS FIN 5.250% 16-01/03/2026	USD	20 516	0.07
26 000	GILEAD SCIENCES 4.800% 14-01/04/2044	USD	31 086	0.11
11 000	GOLDMAN SACHS GROUP 3.850% 17-26/01/2027	USD	11 667	0.04
20 000	GOLDMAN SACHS GROUP 6.250% 11-01/02/2041	USD	27 706	0.10
36 000	GOLDMAN SACHS GROUP 6.750% 07-01/10/2037	USD	48 538	0.18
6 000	HOME DEPOT INC 3.000% 16-01/04/2026	USD	6 298	0.02
18 000	HUNTINGTON BANC 2.300% 16-14/01/2022	USD	18 083	0.07
13 000	INTEL CORP 4.250% 12-15/12/2042	USD	15 389	0.06
8 000	INTL PAPER CO 4.750% 11-15/02/2022	USD	8 427	0.03
21 000	JP MORGAN CHASE 2.550% 16-01/03/2021	USD	21 118	0.08
50 000	JP MORGAN CHASE 3.250% 12-23/09/2022	USD	51 691	0.19
25 000	JP MORGAN CHASE 6.400% 08-15/05/2038	USD	35 638	0.13
29 000	KRAFT HEINZ FOOD 4.375% 16-01/06/2046	USD	27 469	0.10
35 000	MARATHON OIL CORP 3.850% 15-01/06/2025	USD	36 398	0.13
62 000	MICROAN STANLEY 3.125% 16-27/07/2026	USD	63 946	0.23
16 000	MOBAC CO 4.050% 17-15/11/2027	USD	16 617	0.06
40 000	NEWELL BRANDS 4.200% 16-01/04/2026	USD	41 789	0.15

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND

Securities portfolio at 30/09/2019

Expressed in USD

Quantity	Denomination	Quotation currency	Market value	% of net assets
14 000	ORACLE CORP 4.000% 16-15/03/2046	USD	15 658	0.06
37 000	PLAINS ALL AMER 3.650% 12-01/06/2022	USD	37 991	0.14
12 000	PRINCIPAL FINANCIAL 3.100% 16-15/01/2026	USD	12 411	0.05
25 000	PROLOGIS LP 3.750% 15-01/01/2025	USD	27 226	0.10
9 000	PRUDENTIAL FINANCIAL 6.625% 10-21/06/2040	USD	12 925	0.05
21 000	ROPER TECHNOLOGI 4.200% 18-15/09/2028	USD	23 100	0.08
17 000	SABINE PASS LIQU 4.200% 17-15/03/2028	USD	18 016	0.07
7 000	SANTANDER HOLDINGS USA 4.500% 15-17/07/2025	USD	7 512	0.03
24 000	SHEK WEN WILLIAMS 3.450% 17-01/06/2027	USD	25 113	0.09
37 000	UNITED TECHNOLOGIES CORP 3.100% 12-01/06/2022	USD	38 062	0.14
313 739	US TREASURY INFL EX NB 0.375% 15-15/07/2025	USD	318 249	1.16
110 000	US TREASURY NB 2.250% 16-15/08/2046	USD	112 062	0.41
1 020 000	US TREASURY NB 2.750% 18-31/08/2023	USD	1 063 661	3.88
12 000	VALERO ENERGY 4.350% 18-01/06/2028	USD	13 035	0.05
12 000	VALERO ENERGY 4.375% 16-15/12/2026	USD	12 998	0.05
50 000	VERIDON COMMUNICATIONS INC 4.325% 18-21/09/2028	USD	56 625	0.21
47 000	VERIDON COMMUNICATIONS INC 5.012% 17-15/04/2049	USD	59 006	0.22
20 000	WALT DISNEY CO 6.650% 19-15/11/2037	USD	30 101	0.11
13 000	WALT DISNEY CO 6.650% 19-15/11/2037	USD	19 565	0.07
15 000	WASTE MANAGEMENT 3.500% 34-15/05/2034	USD	15 820	0.06
10 000	WELLS FARGO & CO 4.150% 19-24/01/2029	USD	11 068	0.04
24 000	WELLTOWER 4.000% 15-01/06/2025	USD	25 645	0.09
36 000	XTO ENERGY INC 6.750% 07-20/08/2037	USD	33 340	0.19
Japan			2 572 296	9.37
41 300 000	JAPAN GOVT 10-YR 0.800% 13-20/09/2023	JPY	399 640	1.46
10 000 000	JAPAN GOVT 20-YR 0.400% 16-20/03/2036	JPY	97 272	0.35
41 350 000	JAPAN GOVT 20-YR 1.800% 11-20/06/2031	JPY	469 544	1.71
47 000 000	JAPAN GOVT 30-YR 0.800% 16-20/03/2046	JPY	488 586	1.78
120 000 000	JAPAN GOVT 5-YR 0.100% 16-20/03/2021	JPY	1 117 054	4.07
Indonesia			1 734 063	6.33
200 000	REP OF INDONESIA 2.150% 17-18/01/2024	EUR	234 325	0.85
850 000	REP OF INDONESIA 6.625% 07-17/02/2037	USD	1 152 280	4.21
335 000	SSBN IDDO III 3.750% 18-01/03/2023	USD	343 458	1.27
Uruguay			990 753	3.61
300 000	URUGUAY 4.975% 18-20/04/2055	USD	352 406	1.28
160 000	URUGUAY 7.625% 06-21/03/2036	USD	236 300	0.86
270 000	URUGUAY 7.875% 03-15/01/2033	USD	402 047	1.47
Spain			939 296	3.42
100 000	CAIXABANK 2.625% 14-21/03/2024	EUR	123 569	0.45
670 000	SPANISH GOVT 1.400% 18-30/04/2028	EUR	815 727	2.97
Italy			911 829	3.32
100 000	ITALY BTPS 3.850% 19-01/09/2049	EUR	157 286	0.57
550 000	ITALY BTPS 4.500% 10-01/03/2026	EUR	754 543	2.75
United Kingdom			761 184	2.78
32 000	BP CAPITAL PLC 3.240% 12-06/05/2022	USD	32 942	0.12
50 000	OLAXOBIAGHOLINE 6.375% 08-09/03/2039	GBP	103 676	0.38
50 000	HSBC HOLDINGS PLC 6.500% 09-29/05/2034	GBP	75 470	0.28
159 000	UK TREASURY 4.250% 09-07/09/2039	GBP	316 351	1.15
100 000	UNITED KINGDOM 0.2 000% 15-07/09/2025	GBP	136 187	0.50
50 000	UNITED KINGDOM 0.3 500% 14-22/01/2045	GBP	96 558	0.35
Brazil			699 359	2.53
550 000	REP OF BRAZIL 7.125% 06-20/01/2037	USD	699 359	2.55
China			473 081	1.72
460 000	SINOPEC OVERSEAS 3.250% 17-13/09/2027	USD	473 081	1.72
Morocco			470 391	1.71
450 000	MOROCCO KINGDOM 4.250% 12-11/12/2022	USD	470 391	1.71

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

Page 13

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND

Securities portfolio at 30/09/2019

Expressed in USD

Quantity	Denomination	Quotation currency	Market value	% of net assets
	<i>United Arab Emirates</i>		<i>433 023</i>	<i>1.57</i>
200 000	ABU DHABI GOV'T 2.500% 19-30/09/2029	USD	198 650	0.72
200 000	ABU DHABI GOV'T 4.125% 17-11/10/2047	USD	234 375	0.85
	<i>South Africa</i>		<i>427 430</i>	<i>1.56</i>
212 000	REP OF SOUTH AFRICA 5.500% 10-09/03/2020	USD	314 120	0.78
200 000	REP OF SOUTH AFRICA 5.815% 18-22/06/2030	USD	213 310	0.78
	<i>British Virgin Islands</i>		<i>400 669</i>	<i>1.46</i>
380 000	STATE ORED OSEAS 3.500% 17-04/05/2027	USD	400 669	1.46
	<i>France</i>		<i>330 378</i>	<i>1.21</i>
100 000	BNCE 4.250% 12-06/02/2023	EUR	124 978	0.46
77 000	FRANCE O.A.T. 4.500% 09-25/04/2041	EUR	159 187	0.58
16 000	RENAULT 1.000% 17-08/03/2023	EUR	17 894	0.07
25 000	RENAULT 3.125% 14-05/03/2021	EUR	28 519	0.10
	<i>Dominican Republic</i>		<i>313 500</i>	<i>1.14</i>
300 000	REP OF DOMINICAN 7.500% 10-06/05/2021	USD	313 500	1.14
	<i>Germany</i>		<i>292 770</i>	<i>1.06</i>
40 000	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 2.500% 14-15/08/2046	EUR	75 049	0.27
110 000	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 3.250% 10-04/07/2042	EUR	217 721	0.79
	<i>Namibia</i>		<i>277 578</i>	<i>1.01</i>
275 000	REP OF NAMIBIA 5.250% 15-29/10/2025	USD	277 578	1.01
	<i>Colombia</i>		<i>214 313</i>	<i>0.78</i>
150 000	REP OF COLOMBIA 7.375% 06-18/09/2037	USD	214 313	0.78
	<i>Hong Kong</i>		<i>209 563</i>	<i>0.76</i>
200 000	CNAC HK FINRED 4.625% 18-14/03/2023	USD	209 563	0.76
	<i>Trinidad & Tobago</i>		<i>207 750</i>	<i>0.76</i>
200 000	TRINIDAD & TOBAGO 4.500% 16-04/08/2026	USD	207 750	0.76
	<i>Portugal</i>		<i>145 759</i>	<i>0.53</i>
80 000	PORTUGUESE OTS 4.100% 15-15/02/2045	EUR	145 759	0.53
	<i>The Netherlands</i>		<i>143 568</i>	<i>0.52</i>
14 000	ABN AMRO BANK NV 1.000% 15-16/04/2025	EUR	16 012	0.06
30 000	BMW FINANCE NV 0.750% 16-15/04/2034	EUR	33 593	0.12
10 000	Daimler Intl Fdn 1.375% 19-26/06/2026	EUR	11 595	0.04
30 000	DEUTSCHE TEL FDN 1.500% 16-03/04/2028	EUR	35 444	0.13
10 000	RABOBANK 4.125% 10-14/07/2025	EUR	13 551	0.05
30 000	VOLKSWAGEN INTERNATIONAL FDN 0.875% 15-16/01/2023	EUR	33 373	0.12
	<i>Canada</i>		<i>63 461</i>	<i>0.24</i>
50 000	CANADA GOV'T 3.500% 11-01/12/2045	CAD	53 639	0.20
10 000	CANADIAN NATL RE 4.950% 17-01/06/2047	USD	11 822	0.04
	<i>Belgium</i>		<i>16 672</i>	<i>0.06</i>
14 000	ANHEUSER - BUSCH INBEV 1.500% 15-18/04/2030	EUR	16 672	0.06
	Floating rate bonds		1 784 084	6.58
	<i>United States of America</i>		<i>1 542 645</i>	<i>5.64</i>
149 000	AT&T INC 17-15/07/2021 FRN	USD	150 311	0.55
148 000	BANK OF AMERICA CORP 18-05/03/2024 FRN	USD	148 093	0.54
149 000	CITICORP INC 16-01/09/2023 FRN	USD	152 534	0.56
148 000	CVS HEALTH CORP 18-09/03/2021 FRN	USD	148 808	0.54
200 000	FORD MOTOR CREDIT 17-08/08/2022 FRN	USD	195 816	0.71
150 000	GENERAL MILLS 18-17/10/2023 FRN	USD	151 146	0.55
18 000	HP ENTERPRISE 16-15/10/2025 FRN	USD	20 011	0.07
170 000	JP MORGAN CHASE 18-23/04/2024 FRN	USD	129 819	0.47
149 000	MORGAN STANLEY 16-24/10/2023 FRN	USD	151 696	0.55
148 000	VERIZON COMMUNICATIONS INC 17-16/03/2022 FRN	USD	150 159	0.55
149 000	WELLS FARGO & CO 16-31/10/2023 FRN	USD	151 252	0.55

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

Page 14

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND

Securities portfolio at 30/09/2019

<i>Expressed in USD</i>				
Quantity	Denomination	Quotation currency	Market value	% of net assets
	<i>The Netherlands</i>		<i>119 838</i>	<i>0.44</i>
100 000	ALLIANZ FINANCE 11-06/07/2041 FR3F	EUR	119 838	0.44
	<i>Russia</i>		<i>114 601</i>	<i>0.42</i>
100 500	RUSSIAN FEDERATION 00-31/03/2030 SR	USD	114 601	0.42
Money Market Instruments			2 173 450	7.93
	<i>United States of America</i>		<i>2 173 450</i>	<i>7.93</i>
2 179 900	US TREASURY BILL 0.000% 19-29/11/2019	USD	2 173 450	7.93
Shares/Units in investment funds			2 067 587	7.55
	<i>Luxembourg</i>		<i>2 067 587</i>	<i>7.55</i>
622 22	BNP PARIBAS FLEXI US MORTGAGE - X - CAP	USD	2 067 587	7.55
Total securities portfolio			22 484 788	81.95

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

Page 15

Notes to the financial statements

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND

Notes to the financial statements at 30/09/2019

Note 1 - General information*a) Events that occurred during the financial year ended 30 September 2019*

No special event occurred during this financial year.

b) Sub-fund open

The sub-fund whose securities portfolio is detailed in the present document is available for subscription as at 30 September 2019.

Note 2 - Principal accounting methods*a) Net asset value*

This annual report is prepared on the basis of the last net asset value as at 30 September 2019.

b) Presentation of the financial statements

The financial statements are prepared and presented in accordance with the legislation in force in Luxembourg on Undertakings for Collective Investment.

The statement of operations and changes in net assets covers the financial year from 1 October 2018 to 30 September 2019.

c) Valuation of the securities portfolio

The value of cash in hand and cash deposit, bills and drafts payable at sight, and amounts receivable, prepaid expenses, and dividends and interest due but not yet received, shall comprise the nominal value of these assets, unless it is unlikely that this value could be received; in that event, the value will be determined by deducting an amount which the AIFM deems adequate to reflect the actual value of these assets.

The value of transferable securities traded on a stock exchange or any other regulated market which operates regularly, is recognised and accessible to the public, is based on the latest known closing price on the Valuation Day and, if securities concerned are traded on several markets, on the basis of the last known closing price on the major market on which they are traded; if this price is not a true reflection, the valuation will be based on the probable sale price determined prudently and in good faith by or under the AIFM's Board of Director's responsibility.

The value of any transferable securities which are not listed on a stock market or traded on any regulated market which functions regularly, is recognised and accessible to the public, will be based on the probable sale price determined prudently and in good faith by or under the AIFM's Board of Director's responsibility.

Units or shares in undertakings for collective investment shall be valued on the basis of the last net asset value available on the Valuation Day.

The Board of Directors of the AIFM of the Fund may, in exceptional circumstances, permit other methods of valuation to be used if it considers that such valuation better reflects the fair value of any assets of the Fund.

Financial Derivative Instruments shall be valued according to the rules decided by the Board of Directors of the AIFM of the Fund and described in the prospectus.

d) Valuation of futures contracts

Unexpired futures contracts are valued at the last price known on the Valuation Day or closing date and the resulting unrealised gains or losses are recognised in the statement of net assets.

Margin accounts to guarantee the liabilities on futures contracts are included in the "Cash at banks and time deposits" account in the statement of net assets.

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND

Notes to the financial statements at 30/09/2019

e) Valuation of options

The liquidation value of options traded on stock markets is based on the closing prices published by the stock markets on which the Fund traded the contracts in question. The liquidation value of options not traded on stock markets is determined in accordance with the rules defined by the Board of Directors of the AIFM, in accordance with uniform criteria for each category of contract.

f) Valuation of forward foreign exchange contracts

Unexpired forward foreign exchange contracts are valued on the basis of the forward exchange rates applicable on the valuation date and the resulting unrealised gains or losses are recognised in the statement of net assets.

g) Valuation of interest rate swaps

Interest rate swaps are valued on the basis of the difference between the value of all future interest payable by the Fund to its counterparty on the valuation date at the zero coupon swap rate corresponding to the maturity of these payments and the value of all future interest payable by the counterparty to the Fund on the valuation date at the zero coupon swap rate corresponding to the maturity of these payments.

h) Income on investments

Dividends are recognized as income on the date they are declared and to the extent that the information in question can be obtained by the Fund. Interests are accrued on a daily basis, net of withholding tax.

i) Position on mortgage-backed securities (to be announced)

Mortgage-backed securities (to be announced) are subject to current commercial market practices in relation to securities guaranteed by mortgages, according to which a party will buy/sell a basket of mortgage loans for a fixed price at a later date.

At the time of the purchase/sale, the exact security is not known but its principal features are. Even if a price is agreed at the time of purchase/sale, the final face value will not yet have been fixed.

The "to-be-announced" ("TBA") Mortgage Back Securities" positions, if any, are shown in the securities portfolio.

j) Net realised result on investment securities

The net realised result on investment securities is calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

k) Conversion of foreign currencies

The value of all assets and liabilities denominated in a currency other than the reference currency of the sub-fund is determined by taking into account the rate of exchange prevailing at the time of the determination of the net asset value.

The purchase price of securities purchased in a currency other than that of the sub-fund is converted into the currency of the sub-fund on the basis of the exchange rates prevailing on the date of purchase of the securities.

The income and expenses denominated in a currency other than the reference currency of the sub-fund are determined by taking into account the rate of exchange prevailing on the transaction date.

Realised exchange gains and losses are recognized in the statement of operations and changes in net assets in the caption "Net realised result on financial instruments".

l) Securities sold short

Securities sold short, if any, are netted within the securities portfolio in the statement of net assets.

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND

Notes to the financial statements at 30/09/2019

Note 3 - Fees and costs (maximum per annum)

The AIFM is entitled to a management fee (the "Management Fee") payable monthly, out of the assets of the Fund, at an annual effective rate of maximum 1.60% of the Fund's average Net Assets during the relevant month.

The Administrative Agent fee is payable monthly at an annual effective rate of maximum 0.12% of the Fund's average net assets during the relevant month.

The Agent Company fee is payable monthly out of the Management fee on the basis of the average net assets during the relevant month, at the annual rate of 0.10%.

The Depositary fee is payable monthly at an annual effective rate of maximum 0.13% of the Fund's average net assets during the relevant month.

The Distributor fee is payable monthly out of the Management fee on the basis of the average net assets during the relevant month, at the annual rate of 0.50%.

Note 4 - Taxes

In the Grand-Duchy of Luxembourg, the Fund is subject to an annual "*taxe d'abonnement*" of 0.05% of the value of the net assets. This rate is reduced to 0.01% for:

- a) Funds with the exclusive objective of collective investment in money market instruments and deposits with credit institutions;
- b) Funds with the exclusive objective of collective investment with credit institutions;
- c) Categories or classes reserved for Institutional Investors, Managers and UCIs.

The following are exempt from this "*taxe d'abonnement*":

- a) the value of assets represented by units or shares in other UCIs, provided that these units, or shares have already been subject to the "*taxe d'abonnement*";
- b) units categories and/or classes:
 - (i) whose securities are reserved for Institutional Investors, Managers, or UCIs and
 - (ii) whose sole object is the collective investment in money market instruments and the placing of deposits with credit institutions, and
 - (iii) whose weighted residual portfolio maturity does not exceed 90 days, and
 - (iv) that have obtained the highest possible rating from a recognised rating agency;
- c) units, categories and/or classes reserved to:
 - (i) institutions for occupational retirement pension or similar investment vehicles, set up at the initiative of one or more employers for the benefit of their employees, and
 - (ii) companies having one or more employers investing funds to provide pension benefits to their employees;
- d) Funds whose main objective is investment in microfinance institutions;
- e) units, categories and/or classes:
 - (i) whose securities are listed or traded on at least one stock exchange or another regulated market operating regularly that is recognized and open to the public, and
 - (ii) whose exclusive object is to replicate the performance of one or several indices.

When it is due, the "*taxe d'abonnement*" is payable quarterly on the basis of the relevant net assets and is calculated at the end of the quarter for which the tax is applicable.

In addition, the Fund may be subject to foreign UCI's tax, and/or other regulators levy, in the country where the Fund is registered for distribution.

Note 5 - Exchange rates

The exchange rates used for the conversion of unit classes denominated in a currency other than the reference currency of the Fund as at 30 September 2019 were the following:

USD 1 =	AUD 1.48266
USD 1 =	NZD 1.59480

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND

Notes to the financial statements at 30/09/2019

Note 6 - Unit currencies

The net asset value per unit is priced in the currency of the unit class and not in the currency of the sub-fund in the section "Key figures relating to the last 3 years".

Note 7 - Dividends

During the year from 1 October 2018 to 30 September 2019, the following dividends were paid:

Ex-Dividend Date	Payment Date	Dividends Per Unit		
		Class AUD	Class NZD	Class USD
22/10/2018	26/10/2018	0.0200	0.0200	0.0200
21/11/2018	28/11/2018	0.0200	0.0200	0.0200
21/12/2018	07/01/2019	0.0200	0.0200	0.0200
21/01/2019	25/01/2019	0.0200	0.0200	0.0200
21/02/2019	27/02/2019	0.0200	0.0200	0.0200
22/03/2019	28/03/2019	0.0200	0.0200	0.0200
23/04/2019	07/05/2019	0.0200	0.0200	0.0200
21/05/2019	28/05/2019	0.0200	0.0200	0.0200
21/06/2019	27/06/2019	0.0200	0.0200	0.0200
22/07/2019	26/07/2019	0.0200	0.0200	0.0200
21/08/2019	28/08/2019	0.0200	0.0200	0.0200
24/09/2019	30/09/2019	0.0200	0.0200	0.0200

Note 8 - Futures contracts

As at 30 September 2019, the following positions were outstanding:

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND

Currency	Quantity	Purchase/ Sale	Description	Maturity	Nominal (in USD)	Net unrealised gain/(loss) (in USD)
EUR	3	S	EURO-BUND FUTURE	06/12/2019	569 902	(196)
EUR	3	P	EURO-SCHATZ FUTURE	06/12/2019	367 386	(1 210)
EUR	3	P	EURO-BOBL FUTURE	06/12/2019	443 657	(3 598)
USD	4	P	US 10YR NOTE FUT (CBT)	19/12/2019	521 250	(6 250)
USD	2	P	ULTRA LONG TERM US TREASURY BOND FUTURE	19/12/2019	383 813	(14 750)
USD	3	P	US 2YR NOTE FUTURE (CBT)	31/12/2019	646 500	(1 781)
USD	8	P	US 5YR NOTE FUTURE (CBT)	31/12/2019	953 188	(7 000)
CAD	2	P	CAN 10YR BOND FUT.	18/12/2019	215 404	(2 870)
EUR	1	P	EURO-BTP FUTURE	06/12/2019	158 995	1 330
EUR	1	P	EURO OAT FUTURE FRENCH GOVT BD 10YR 6%	06/12/2019	185 672	(2 180)
USD	2	P	ULTRA 10 YEAR US TREASURY NOTE FUTURES	19/12/2019	284 813	(4 922)
AUD	2	P	AUST 10 YR BONDS FUTURE	16/12/2019	202 575	2 117

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND

Notes to the financial statements at 30/09/2019

Currency	Quantity	Purchase/ Sale	Description	Maturity	Nominal (in USD)	Net unrealised gain/(loss) (in USD)
GBP	1	P	LONG GILT FUTURE (LIFFE)	27/12/2019	165 421	739
USD	1	P	US LONG BOND FUT (CBT)	19/12/2019	162 313	500
Total:						(40 071)

As at 30 September 2019, the cash margin balance in relation to futures and/or options amounted to 88 687 USD.

Broker for Futures contracts:

BNP Paribas Paris

Note 9 - Forward foreign exchange contracts

As at 30 September 2019, forward foreign exchange contracts were as follows:

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND

Currency	Purchase amount	Currency	Sale amount
AUD	28 475 156	AUD	883 095
CAD	75 000	CAD	843 613
CHF	66 521	CHF	285 391
EUR	415 000	CLP	38 044 260
GBP	319 108	EUR	5 057 095
IDR	128 275 000	GBP	696 000
JPY	157 843 083	INR	9 000
KRW	82 403 702	JPY	372 126 355
MXN	2 759 719	KRW	79 734 690
NOK	5 474 413	MXN	2 718 529
NZD	9 484 111	NOK	4 546 830
RUB	69 000	NZD	309 259
SEK	2 069 352	SEK	1 687 383
USD	12 541 642	SGD	73 547
		TWD	8 469 322
		USD	28 299 305
Net unrealised gain (in USD)			48 247

As at 30 September 2019, the latest maturity of all outstanding contracts is 22 January 2020.

Counterparties to Forward foreign exchange contracts:

BNP Paribas Paris
Citigroup Global Market
Goldman Sachs International London
HSBC France
JP Morgan
Morgan Stanley Bank
Morgan Stanley Europe
Société Générale
UBS Europe

Note 10 - Changes in the composition of the securities portfolio

The list of changes in the composition of the securities portfolio is available free of charge at the AIFM registered office and from local agents.

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND

Notes to the financial statements at 30/09/2019

Note 11 - Transaction fees

Transaction fees incurred by the Fund relating to purchase or sale of transferable securities, money market instruments, derivatives or other eligible assets are mainly composed of standard fees, sundry fees on transaction, stamp fees, brokerage fees, custody fees, VAT fees, stock exchange fees and RTO fees (Reception and Transmission of Orders).

In line with bond market practice, a bid-offer spread is applied when buying or selling these securities. Consequently, in any given transaction, there will be a difference between the purchase and sale prices quoted by the broker, which represents the broker's remuneration.

Note 12 - Other expenses

Other expenses are paid by the Fund and include publication fees, other taxes, banking fees, legal fees and audit fees.

Note 13 - (Un)realised gain/loss on investments securities

Following the AIFM Law of July 2013, the details of the realised gain/loss on investment securities during the financial year are:

	Realised gain (in sub-fund currency)	Realised loss (in sub-fund currency)	Net realised result (in sub-fund currency)
BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND	298 189	743 993	(445 804)

Following the AIFM Law of July 2013, the details of the unrealised gain/loss on investment securities during the financial year are:

	Movement on unrealised gain (in sub-fund currency)	Movement on unrealised loss (in sub-fund currency)	Movement on net unrealised gain/(loss) (in sub-fund currency)
BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND	1 927 401	52 555	1 874 846

BNPパリバ・グローバル債券ファンド

純資産計算書

2018年9月30日現在

	注記	BNPパリバ・ グローバル債券ファンド	
		米ドル	千円
資産		25,502,258	2,781,276
投資有価証券－取得原価		23,893,517	2,605,827
投資有価証券に係る未実現評価利益／（損失）		(969,909)	(105,778)
投資有価証券－時価	2	22,923,608	2,500,049
金融商品に係る未実現純利益	2、8、 9、10	173,595	18,932
銀行預金および定期預金	2	2,211,842	241,223
その他の資産		193,213	21,072
負債		89,105	9,718
その他の負債		89,105	9,718
純資産額		25,413,153	2,771,558

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

BNPパリバ・グローバル債券ファンド

損益および純資産変動計算書

2018年9月30日に終了した会計年度

	注記	BNPパリバ・ グローバル債券ファンド	
		米ドル	千円
投資有価証券および資産に係る収益		1,073,887	117,118
報酬および費用	3	550,894	60,080
銀行に係る支払利息		2,855	311
スワップに係る利息		898	98
その他の費用	13	142,391	15,529
税金	4	13,398	1,461
取引手数料	12	12,492	1,362
費用合計		722,928	78,843
投資純利益		350,959	38,276
以下に係る実現純損益：			
投資有価証券	2、14	(1,864,061)	(203,294)
金融商品	2	(2,727,030)	(297,410)
当期実現純損失		(4,240,132)	(462,429)
以下に係る未実現純損益の増減額：			
投資有価証券	14	122,505	13,360
金融商品		887,122	96,750
運用による純資産の増減		(3,230,505)	(352,319)
発行額／（買戻額）純額		(2,827,639)	(308,382)
分配金支払額	7	(887,710)	(96,814)
期中における純資産の増／（減）		(6,945,854)	(757,515)
期首純資産		32,359,007	3,529,073
期末純資産		25,413,153	2,771,558

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

BNPパリバ・グローバル債券ファンド
直近3会計年度に関する主要数値（注記6）

BNPパリバ・ グローバル債券ファンド	米ドル	米ドル	米ドル	受益証券口数
	2016年9月30日 現在	2017年9月30日 現在	2018年9月30日 現在	2018年9月30日 現在
純資産	38,783,475	32,359,007	25,413,153	

受益証券1口当たり純資産額

豪ドル・クラス受益証券一分配型（訳注1）	8.21	7.92	7.35	3,280,200.000
ニュージーランド・ドル・クラス受益証券一分配型（訳注2）	8.94	8.65	8.09	874,343.000
米ドル・クラス受益証券一分配型（訳注3）	9.00	8.65	8.07	405,217.000

BNPパリバ・ グローバル債券ファンド	千円	千円	千円	受益証券口数
	2016年9月30日 現在	2017年9月30日 現在	2018年9月30日 現在	2018年9月30日 現在
純資産	4,229,726	3,529,073	2,771,558	

受益証券1口当たり純資産額

豪ドル・クラス受益証券一分配型（訳注1）	602円	580円	539円	3,280,200.000
ニュージーランド・ドル・クラス受益証券一分配型（訳注2）	633円	612円	572円	874,343.000
米ドル・クラス受益証券一分配型（訳注3）	982円	943円	880円	405,217.000

（訳注1）当参照通貨は豪ドルである。

（訳注2）当参照通貨はニュージーランド・ドルである。

（訳注3）当参照通貨は米ドルである。

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

[次へ](#)

BNPパリバ・グローバル債券ファンド**財務書類に対する注記**

2018年9月30日現在

注記1．概要**a) 2018年9月30日に終了した会計年度に発生した事象**

当会計年度中に発生した特別な事象はなかった。

b) 募集サブファンド

投資有価証券が本書で詳述されているサブファンドは2018年9月30日に募集可能である。

注記2．重要な会計方針**a) 純資産額**

本年次報告書は、2018年9月30日現在の財務書類作成目的で算定された非公式の直近の純資産額に基づき作成されている。

b) 財務書類の表示

本財務書類は集团的投資事業に関する、ルクセンブルグで施行されている法令に準拠して作成および表示されている。

損益および純資産変動計算書は、2017年10月1日から2018年9月30日までの会計年度を対象としている。

c) 投資有価証券の評価

手元現金および預金、一覧払の手形および為替手形、ならびに受取債権、前払費用、ならびに受領予定であるが未受領である分配金および利息の額については、これら資産の名目価額から構成される。ただし、受領の見込みがない金額は除いている。受領の見込みがない金額がある場合には、これらの評価はAIFMがこれら資産の実際の価値を反映するために適切と考えられる金額を控除することによって決定される。

証券取引所またはその他の規制市場で日常的に取引される譲渡可能な有価証券の評価は、一般に認知され、かつ、公開されている、評価日における既知の最終の終値に基づいて算定されている。当該有価証券が複数の市場で取引されている場合、当有価証券が取引される主要な市場における既知の最終の終値に基づいて算定されている。価格が適正な価値を反映していない場合には、評価はAIFMの取締役会の責任により、またはその責任の下で慎重かつ誠実に決定される可能性の高い売値に基づいて算定されている。

証券取引所に上場されていない、または一般に認知され、かつ公開されている、定期的に機能を果たす規制市場で取引されていない譲渡可能な有価証券の評価は、AIFMの取締役会の責任により、またはその責任の下で慎重かつ誠実に決定される可能性の高い売値に基づいて算定されている。

集团的投資事業の受益証券または証券は、評価日に入手可能な直近の純資産額で評価される。

当ファンドのAIFMの取締役会は、例外的な状況において、その他の評価法が当ファンド資産の公正価値をより適切に反映すると判断される場合に用いられるその他の評価法を認めることがある。

デリバティブは当ファンドのAIFMの取締役会により決定された規則および目論見書に記載された規則に従い評価される。

BNPパリバ・グローバル債券ファンド**財務書類に対する注記（続き）**

2018年9月30日現在

d) 先物契約の評価

未決済の先物契約は評価日または期末日における既知の終値で評価され、当該評価によって生じた未実現損益は純資産計算書で認識される。

先物契約に係る債務を担保する証拠金は、純資産計算書の「銀行預金および定期預金」に含まれる。

e) オプションの評価

株式市場で取引されているオプションの決済額は、当ファンドが当オプションを取引している株式市場により公表された終値に基づいている。株式市場で取引されていないオプションの決済額は、各契約の適合規準に従い、AIFMの取締役会が定める規則に基づき決定される。

f) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約は評価日に適用される先渡為替レートで評価され、当該評価によって生じた未実現損益は純資産計算書に認識される。

g) 金利スワップの評価

金利スワップは、当ファンドが、支払の期日に対応するゼロ・クーポン・スワップ・レートで評価日に当ファンドのカウンターパーティーに支払う将来のすべての利息の価値と、カウンターパーティーが、支払の期日に対応するゼロ・クーポン・スワップ・レートで評価日に当ファンドに支払う将来のすべての利息の価値との差額に基づいて評価される。

h) 投資有価証券に係る収益

分配金は、当該情報が当ファンドにより入手可能な範囲において、その公表された日に収益として認識される。利息は日次ベース（源泉税控除後）で未収計上される。

i) モーゲージバック証券（to be announced）のポジション

モーゲージバック証券（to be announced）はモーゲージ・ローンの後日、固定価格で一括して購入／売却することになるため、モーゲージ保証付き有価証券の直近の取引市場の慣行による影響を受ける。

購入／売却時においては、具体的な有価証券については指定されないが、その元本の性質については既知である。購入／売却時に価格について合意していても、最終的な額面価額はまだ確定していない。

「to-be-announced（以下「TBA」という）モーゲージバック証券」のポジションがある場合、有価証券明細表に掲載されている。

j) 投資有価証券に係る実現純損益

投資有価証券に係る実現純損益は売却有価証券の平均原価に基づいて算定される。

BNPパリバ・グローバル債券ファンド**財務書類に対する注記（続き）**

2018年9月30日現在

k) 外貨換算

当サブファンドの参照通貨以外の通貨建の資産および負債額はすべて、純資産額の決定時の実勢為替レートを参考に算定される。

当サブファンドの通貨以外の通貨建で購入された有価証券の買値は、当有価証券の購入日における実勢為替レートに基づき当サブファンドの通貨へ換算される。

当サブファンドの参照通貨以外の通貨建の収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートを参考に算定される。

実現為替差損益は、損益および純資産変動計算書の「金融商品に係る実現純損益」において認識される。

l) 空売証券

空売証券がある場合、純資産計算書上の投資有価証券において純額で表示されている。

注記3．報酬および費用（上限年率）

A I F Mは、当ファンドの資産から、各月における当ファンドの平均純資産の実効年率1.60%を上限とする管理報酬（以下「管理報酬」という）を、毎月受取る権利を有する。

事務代行報酬は、各月における当ファンドの平均純資産の実効年率0.12%を上限として、毎月支払われる。

代行協会員報酬は、管理報酬から、各月における平均純資産に基づき年率0.10%にあたる報酬が毎月支払われる。

保管報酬は、各月における当ファンドの平均純資産の実効年率0.13%を上限として、毎月支払われる。

販売会社報酬は、管理報酬から、各月における平均純資産に基づき年率0.50%にあたる報酬が毎月支払われる。

注記4．税金

当ファンドはルクセンブルグ大公国において、純資産額の0.05%に相当する「年次税」の納税対象である。この税率は以下の場合、0.01%へ軽減されている。

- a) 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするファンド
- b) 信用機関への集団的投資を唯一の目的とするファンド
- c) 機関投資家、管理会社およびU C Iのために留保されたカテゴリーまたはクラス

BNPパリバ・グローバル債券ファンド**財務書類に対する注記（続き）**

2018年9月30日現在

以下の場合、「年次税」が免除される。

- a) 受益証券またはその他のUCIにおける証券がすでに「年次税」の課税対象となっている場合に資産額が当該受益証券または証券によって表されている場合
- b) 受益証券、カテゴリーおよび／またはクラスが下記の要件を満たす場合
 - (i) これら有価証券が機関投資家、管理会社およびUCIのために留保され、
 - (ii) その唯一の目的が短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金であり、
 - (iii) ポートフォリオの満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ
 - (iv) 公認の格付機関から最高の格付けを取得している
- c) 受益証券、カテゴリーおよび／またはクラスが下記に保有されている場合
 - (i) 従業員の便益のために一人または複数の雇用主のイニシアティブにより設定された、企業退職年金または同様の投資ビークルのための機関
 - (ii) 従業員へ年金給付を提供する目的でファンドに投資している、一人または複数の雇用主を有する企業
- d) 主要な目的が、小規模金融機関への投資であるファンド
- e) 受益証券、カテゴリーおよび／またはクラスが下記の要件を満たす場合
 - (i) これら有価証券が日常的に取引され、認知され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくはその他の規制市場において上場または取引されているもので、かつ
 - (ii) 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの

期限の到来により「年次税」は、関連のある純資産に基づき四半期毎に支払われ、当該税金が適用される四半期末において算定される。

さらに、当ファンドを販売するために登録されている国において、当ファンドは外国UCI税および／または当局によるその他課税の対象となる可能性がある。

注記5．換算レート

当ファンドの参照通貨以外の通貨建てクラス受益証券の換算に2018年9月30日現在使用された為替レートは、以下のとおりである。

1米ドル	=	1.38209	豪ドル
1米ドル	=	1.50839	ニュージーランド・ドル

注記6．受益証券の通貨

受益証券1口当たり純資産額は「直近3会計年度に関する主要数値」にあるサブファンドの通貨ではなく、受益証券クラスの通貨で算定されている。

BNPパリバ・グローバル債券ファンド

財務書類に対する注記（続き）

2018年9月30日現在

注記7．分配金

2017年10月1日から2018年9月30日までの会計年度において、以下の分配金が支払われた。

配当落ち日	支払日	1口当たりの分配金		
		豪ドル・クラス 受益証券	ニュージーランド・ ドル・クラス 受益証券	米ドル・クラス 受益証券
2017年10月23日	2017年10月27日	0.0200	0.0200	0.0200
2017年11月21日	2017年11月28日	0.0200	0.0200	0.0200
2017年12月21日	2017年12月29日	0.0200	0.0200	0.0200
2018年1月22日	2018年1月26日または 2018年1月29日*	0.0200	0.0200	0.0200
2018年2月21日	2018年2月27日	0.0200	0.0200	0.0200
2018年3月22日	2018年3月28日	0.0200	0.0200	0.0200
2018年4月23日	2018年4月27日	0.0200	0.0200	0.0200
2018年5月22日	2018年5月29日	0.0200	0.0200	0.0200
2018年6月21日	2018年6月27日	0.0200	0.0200	0.0200
2018年7月23日	2018年7月27日	0.0200	0.0200	0.0200
2018年8月21日	2018年8月28日	0.0200	0.0200	0.0200
2018年9月21日	2018年9月28日	0.0200	0.0200	0.0200

*豪ドル・クラス受益証券

BNPパリバ・グローバル債券ファンド

財務書類に対する注記（続き）

2018年9月30日現在

注記8．先物契約

2018年9月30日現在、未決済のポジションは以下のとおりである。

BNPパリバ・グローバル債券ファンド

通貨	契約数	買建／ 売建	種類	満期	名目額 (米ドル)	未実現純利 益／(損失) (米ドル)
EUR	3	売	EURO-BUND FUTURE	2018年12月6日	553,304	1,417
EUR	3	買	EURO-SCHATZ FUTURE	2018年12月6日	389,480	(645)
EUR	11	買	EURO-BOBL FUTURE	2018年12月6日	1,669,888	(12,138)
USD	3	買	US 2YR NOTE FUTURE (CBT)	2018年12月31日	632,203	(1,547)
USD	1	買	US 5YR NOTE FUTURE (CBT)	2018年12月31日	112,477	(898)
EUR	5	売	EURO-BTP FUTURE	2018年12月6日	719,201	(15,030)
EUR	6	売	EURO OAT FUTURE FRENCH GOVT BD 10YR 6%	2018年12月6日	1,052,667	9,688
USD	3	売	ULTRA 10 YEAR US TREASURY NOTE FUTURES	2018年12月19日	378,000	6,063
CAD	2	買	CAN 10YR BOND FUTURE	2018年12月18日	205,199	(2,073)
USD	10	買	US 10YR NOTE FUTURE (CBT)	2018年12月19日	1,187,813	(14,688)
EUR	4	売	SHORT TERM EURO BTP FUTURES	2018年12月6日	507,575	(5,285)
GBP	4	買	LONG GILT FUTURE (LIFFE)	2018年12月27日	630,873	(6,260)
AUD	2	買	AUST 10YR BONDS FUTURE	2018年12月17日	185,184	(1,624)
JPY	1	売	JPN 10YR BOND (TSE)	2018年12月13日	1,321,389	2,289
USD	2	買	US 30YR TREASURY BOND FUTURE (CBT)	2018年12月19日	281,000	(7,500)
					合計：	(48,231)

2018年9月30日現在、先物および／またはオプションに関する証拠金残高は117,189米ドルであった。

先物契約の仲介業者

BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズ、パリ

BNPパリバ・グローバル債券ファンド

財務書類に対する注記（続き）

2018年9月30日現在

注記9．先渡為替契約

2018年9月30日現在、先渡為替契約は以下のとおりである。

BNPパリバ・グローバル債券ファンド

通貨	購入金額	通貨	売却金額
AUD	24,922,462	AUD	492,435
BRL	47,987	BRL	101,457
CAD	282,229	CAD	409,405
CHF	311,596	CHF	408,218
CLP	7,912,780	CLP	18,259,479
COP	75,033,203	COP	121,607,900
CZK	282,373	EUR	5,854,059
EUR	1,850,674	GBP	875,901
GBP	245,806	HKD	596,779
HKD	533,057	IDR	425,630,500
IDR	179,124,000	INR	8,270,693
INR	8,213,699	JPY	331,555,158
JPY	73,630,214	KRW	15,371,344
KRW	13,354,473	MXN	2,866,295
MXN	2,715,017	NOK	1,944,047
NOK	3,867,756	NZD	342,462
NZD	7,546,163	PEN	788,000
PEN	682,000	RUB	1,723,094
RUB	2,474,694	SEK	5,446,311
SEK	8,771,392	SGD	560,996
SGD	527,392	TRY	65,366
TWD	365,836	TWD	465,752
USD	12,232,705	USD	26,997,573
ZAR	348,505	ZAR	358,857
未実現純利益（米ドル）			222,127

2018年9月30日現在、未決済契約の直近の満期はすべて2018年10月19日である。

先渡為替契約のカウンターパーティー

BNPパリバ、パリ

シティグループ・グローバル・マーケット

ゴールドマン・サックス・インターナショナル、ロンドン

HSBCバンク・ピーエルシー

JPモルガン・セキュリティーズ・リミテッド

モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル

ソシエテ・ジェネラル

UBSリミテッド、ロンドン

BNPパリバ・グローバル債券ファンド

財務書類に対する注記（続き）

2018年9月30日現在

注記10. スワップ

金利スワップ

当社は、固定金利（想定元本と固定金利の合計）と変動金利（想定元本と変動金利の合計）を交換する金利スワップ契約を締結している。これらの金額は、純資産額の各計算において計算され、認識される。すなわち受取債権の額は、純資産計算書の「その他の資産」に計上され、支払債務の額は、純資産計算書の「その他の負債」に計上される。

BNPパリバ・グローバル債券ファンド

名目価額	通貨	満期	サブファンドの支払	サブファンドの受取
4,900,000	CZK	2023年8月1日	6ヶ月PRIBOR	2.170%
2,500,000	CZK	2028年8月1日	2.234%	6ヶ月PRIBOR
未実現純損失（米ドル）				(301)

スワップ契約のカウンターパーティー：

モルガン・スタンレー・インターナショナル、英国

注記11. 投資有価証券明細の構成に関する変動

投資有価証券明細の構成に関する変動表はAIFMの登録上の事務所において、また現地の代行会社から無料で入手可能である。

注記12. 取引手数料

譲渡可能な有価証券、短期金融商品、デリバティブまたはその他の適格資産の売買について当ファンドが負担する取引手数料は、主に、標準手数料、取引に係るその他手数料、収入印紙税、仲介手数料、保管手数料、付加価値税、証券取引所に係る手数料およびRTO手数料（発注の受領および伝達）から構成される。

債券市場の慣行に従い、呼び値スプレッドは当該有価証券の売買時に適用される。したがって、いかなる取引においてもブローカーが引用する買値と売値との間に差異が発生し、これはブローカーの報酬を表わす。

注記13. その他の費用

その他の費用は当ファンドが負担し、この中には、公告費、その他の税金、銀行手数料、法務報酬および監査報酬が含まれる。

BNPパリバ・グローバル債券ファンド**財務書類に対する注記（続き）**

2018年9月30日現在

注記14. 投資有価証券に係る実現および未実現損益

2013年7月付のAIFM法に従い、当会計年度中の投資有価証券に係る実現損益の詳細は以下のとおりである。

	実現利益 (サブファンドの 通貨建)	実現損失 (サブファンドの 通貨建)	実現純損益 (サブファンドの 通貨建)
BNPパリバ・グローバル債券ファンド	299,287	2,163,348	(1,864,061)

2013年7月付のAIFM法に従い、当会計年度中の投資有価証券に係る未実現損益の詳細は以下のとおりである。

	未実現利益の増減 (サブファンドの 通貨建)	未実現損失の増減 (サブファンドの 通貨建)	未実現純損益の増減 (サブファンドの 通貨建)
BNPパリバ・グローバル債券ファンド	678,814	556,309	122,505

[次へ](#)

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND

Financial statements at 30/09/2018

		BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND
	Expressed in Notes	USD
Statement of net assets		
Assets		25 502 258
<i>Securities portfolio at cost price</i>		23 893 517
<i>Unrealised gain/(loss) on securities portfolio</i>		(969 909)
Securities portfolio at market value	2	22 923 608
Net Unrealised gain on financial instruments	2,8,9,10	173 595
Cash at banks and time deposits	2	2 211 842
Other assets		193 213
Liabilities		89 105
Other liabilities		89 105
Net asset value		25 413 153
Statement of operations and changes in net assets		
Income on investments and assets		1 073 887
Fees and costs	3	550 894
Bank interest		2 855
Interest on swaps		898
Other expenses	13	142 391
Taxes	4	13 398
Transaction fees	12	12 492
Total expenses		722 928
Net result from investments		350 959
Net realised result on:		
Investments securities	2,14	(1 864 061)
Financial instruments	2	(2 727 030)
Net realised result		(4 240 132)
Movement on net unrealised gain/(loss) on:		
Investments securities	14	122 505
Financial instruments		887 122
Change in net assets due to operations		(3 230 505)
Net subscriptions/(redemptions)		(2 827 639)
Dividends paid	7	(887 710)
Increase/(Decrease) in net assets during the year/period		(6 945 854)
Net assets at the beginning of the financial year/period		32 359 007
Net assets at the end of the financial year/period		25 413 153

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND

Key figures relating to the last 3 years (Note 6)

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND	USD 30/09/2016	USD 30/09/2017	USD 30/09/2018	Number of units 30/09/2018
Net assets	38 783 475	32 359 007	25 413 153	
Net asset value per unit				
Units * Class AUD - Distribution*	8.21	7.92	7.35	3 280 200.000
Units * Class NZD - Distribution*	8.94	8.65	8.09	874 343.000
Units * Class USD - Distribution*	9.00	8.65	8.07	405 217.000

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

Page 11

Notes to the financial statements

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND

Notes to the financial statements at 30/09/2018

Note 1 - General information*a) Events that occurred during the financial year ended 30 September 2018*

No special event occurred during this financial year.

b) Sub-fund open

The sub-fund whose securities portfolio is detailed in the present document is available for subscription as at 30 September 2018.

Note 2 - Principal accounting methods*a) Net asset value*

This annual report is prepared on the basis of the last unofficial technical net asset value calculated for financial statements purpose as at 30 September 2018.

b) Presentation of the financial statements

The financial statements are prepared and presented in accordance with the legislation in force in Luxembourg on Undertakings for Collective Investment.

The statement of operations and changes in net assets covers the financial year from 1 October 2017 to 30 September 2018.

c) Valuation of the securities portfolio

The value of cash in hand and cash deposit, bills and drafts payable at sight, and amounts receivable, prepaid expenses, and dividends and interest due but not yet received, shall comprise the nominal value of these assets, unless it is unlikely that this value could be received; in that event, the value will be determined by deducting an amount which the AIFM deems adequate to reflect the actual value of these assets.

The value of transferable securities traded on a stock exchange or any other regulated market which operates regularly, is recognised and accessible to the public, is based on the latest known closing price on the Valuation Day and, if securities concerned are traded on several markets, on the basis of the last known closing price on the major market on which they are traded; if this price is not a true reflection, the valuation will be based on the probable sale price determined prudently and in good faith by or under the AIFM's Board of Director's responsibility.

The value of any transferable securities which are not listed on a stock market or traded on any regulated market which functions regularly, is recognised and accessible to the public, will be based on the probable sale price determined prudently and in good faith by or under the AIFM's Board of Director's responsibility.

Units or shares in undertakings for collective investment shall be valued on the basis of the last net asset value available on the Valuation Day.

The Board of Directors of the AIFM of the Fund may, in exceptional circumstances, permit other methods of valuation to be used if it considers that such valuation better reflects the fair value of any assets of the Fund.

Financial Derivative Instruments shall be valued according to the rules decided by the Board of Directors of the AIFM of the Fund and described in the prospectus.

d) Valuation of futures contracts

Unexpired futures contracts are valued at the last price known on the Valuation Day or closing date and the resulting unrealised gains or losses are recognised in the statement of net assets.

Margin accounts to guarantee the liabilities on futures contracts are included in the "Cash at banks and time deposits" account in the statement of net assets.

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND

Notes to the financial statements at 30/09/2018

e) Valuation of options

The liquidation value of options traded on stock markets is based on the closing prices published by the stock markets on which the Fund traded the contracts in question. The liquidation value of options not traded on stock markets is determined in accordance with the rules defined by the Board of Directors of the AIFM, in accordance with uniform criteria for each category of contract.

f) Valuation of forward foreign exchange contracts

Unexpired forward foreign exchange contracts are valued on the basis of the forward exchange rates applicable on the valuation date and the resulting unrealised gains or losses are recognised in the statement of net assets.

g) Valuation of interest rate swaps

Interest rate swaps are valued on the basis of the difference between the value of all future interest payable by the Fund to its counterparty on the valuation date at the zero coupon swap rate corresponding to the maturity of these payments and the value of all future interest payable by the counterparty to the Fund on the valuation date at the zero coupon swap rate corresponding to the maturity of these payments.

h) Income on investments

Dividends are recognized as income on the date they are declared and to the extent that the information in question can be obtained by the Fund. Interests are accrued on a daily basis, net of withholding tax.

i) Position on mortgage-backed securities (to be announced)

Mortgage-backed securities (to be announced) are subject to current commercial market practices in relation to securities guaranteed by mortgages, according to which a party will buy/sell a basket of mortgage loans for a fixed price at a later date.

At the time of the purchase/sale, the exact security is not known but its principal features are. Even if a price is agreed at the time of purchase/sale, the final face value will not yet have been fixed.

The "to-be-announced ("TBA") Mortgage Back Securities" positions, if any, are shown in the securities portfolio.

j) Net realised result on investment securities

The net realised result on investment securities is calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

k) Conversion of foreign currencies

The value of all assets and liabilities denominated in a currency other than the reference currency of the sub-fund is determined by taking into account the rate of exchange prevailing at the time of the determination of the Net Asset Value.

The purchase price of securities purchased in a currency other than that of the sub-fund is converted into the currency of the sub-fund on the basis of the exchange rates prevailing on the date of purchase of the securities.

The income and expenses denominated in a currency other than the reference currency of the sub-fund are determined by taking into account the rate of exchange prevailing on the transaction date.

Realised exchange gains and losses are recognized in the statement of operations and changes in net assets in the caption "Net realised result on financial instruments".

l) Securities sold short

Securities sold short, if any, are netted within the securities portfolio in the statement of net assets.

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND

Notes to the financial statements at 30/09/2018

Note 3 - Fees and costs (maximum per annum)

The AIFM is entitled to a management fee (the "Management Fee") payable monthly, out of the assets of the Fund, at an annual effective rate of maximum 1.60% of the Fund's average Net Assets during the relevant month.

The Administrative Agent fee is payable monthly at an annual effective rate of maximum 0.12% of the Fund's average Net Assets during the relevant month.

The Agent Company fee is payable monthly out of the Management fee on the basis of the average Net Assets during the relevant month, at the annual rate of 0.10%.

The Depositary fee is payable monthly at an annual effective rate of maximum 0.13% of the Fund's average Net Assets during the relevant month.

The Distributor fee is payable monthly out of the Management fee on the basis of the average Net Assets during the relevant month, at the annual rate of 0.50%.

Note 4 - Taxes

In the Grand-Duchy of Luxembourg, the Fund is subject to an annual "*taxe d'abonnement*" of 0.05% of the value of the net assets. This rate is reduced to 0.01% for:

- a) Funds with the exclusive objective of collective investment in money market instruments and deposits with credit institutions;
- b) Funds with the exclusive objective of collective investment with credit institutions;
- c) Categories or classes reserved for Institutional Investors, Managers and UCIs.

The following are exempt from this "*taxe d'abonnement*":

- a) the value of assets represented by units or shares in other UCIs, provided that these units, or shares have already been subject to the "*taxe d'abonnement*";
- b) units categories and/or classes:
 - (i) whose securities are reserved for Institutional Investors, Managers, or UCIs and
 - (ii) whose sole object is the collective investment in money market instruments and the placing of deposits with credit institutions, and
 - (iii) whose weighted residual portfolio maturity does not exceed 90 days, and
 - (iv) that have obtained the highest possible rating from a recognised rating agency;
- c) units, categories and/or classes reserved to:
 - (i) institutions for occupational retirement pension or similar investment vehicles, set up at the initiative of one or more employers for the benefit of their employees, and
 - (ii) companies having one or more employers investing funds to provide pension benefits to their employees;
- d) Funds whose main objective is investment in microfinance institutions;
- e) units, categories and/or classes:
 - (i) whose securities are listed or traded on at least one stock exchange or another regulated market operating regularly that is recognized and open to the public, and
 - (ii) whose exclusive object is to replicate the performance of one or several indices.

When it is due, the "*taxe d'abonnement*" is payable quarterly on the basis of the relevant net assets and is calculated at the end of the quarter for which the tax is applicable.

In addition, the Fund may be subject to foreign UCI's tax, and/or other regulators levy, in the country where the Fund is registered for distribution.

Note 5 - Exchange rates

The exchange rates used for the conversion of unit classes denominated in a currency other than the reference currency of the Fund as at 30 September 2018 were the following:

USD 1 =	AUD 1.38209
USD 1 =	NZD 1.50839

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND

Notes to the financial statements at 30/09/2018

Note 6 - Unit currencies

The net asset value per unit is priced in the currency of the unit class and not in the currency of the sub-fund in the section "Key figures relating to the last 3 years".

Note 7 - Dividends

During the year from 1 October 2017 to 30 September 2018, the following dividends were paid:

Ex-Dividend Date	Payment Date	Dividends Per Unit		
		Class AUD	Class NZD	Class USD
23/10/2017	27/10/2017	0.0200	0.0200	0.0200
21/11/2017	28/11/2017	0.0200	0.0200	0.0200
21/12/2017	29/12/2017	0.0200	0.0200	0.0200
22/01/2018	26/01/2018 or 29/01/2018*	0.0200	0.0200	0.0200
21/02/2018	27/02/2018	0.0200	0.0200	0.0200
22/03/2018	28/03/2018	0.0200	0.0200	0.0200
23/04/2018	27/04/2018	0.0200	0.0200	0.0200
22/05/2018	29/05/2018	0.0200	0.0200	0.0200
21/06/2018	27/06/2018	0.0200	0.0200	0.0200
23/07/2018	27/07/2018	0.0200	0.0200	0.0200
21/08/2018	28/08/2018	0.0200	0.0200	0.0200
21/09/2018	28/09/2018	0.0200	0.0200	0.0200

* for AUD class

Note 8 - Futures contracts

As at 30 September 2018, the following positions were outstanding:

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND

Currency	Quantity	Purchase/ Sale	Description	Maturity	Nominal (in USD)	Net unrealised gain/(loss) (in USD)
EUR	3	S	EURO-BUND FUTURE	06/12/2018	553 304	1 417
EUR	3	P	EURO-SCHATZ FUTURE	06/12/2018	389 480	(645)
EUR	11	P	EURO-BOBL FUTURE	06/12/2018	1 669 888	(12 138)
USD	3	P	US 2YR NOTE FUTURE (CBT)	31/12/2018	632 203	(1 547)
USD	1	P	US 5YR NOTE FUTURE (CBT)	31/12/2018	112 477	(898)
EUR	5	S	EURO-BTP FUTURE	06/12/2018	719 201	(15 030)
EUR	6	S	EURO OAT FUTURE FRENCH GOVT BD 10YR 0%	06/12/2018	1 052 667	9 688
USD	3	S	ULTRA 10 YEAR US TREASURY NOTE FUTURES	19/12/2018	378 000	6 063
CAD	2	P	CAN 10YR BOND FUTURE	18/12/2018	205 199	(2 073)
USD	10	P	US 10YR NOTE FUTURE (CBT)	19/12/2018	1 187 813	(14 688)
EUR	4	S	SHORT TERM EURO BTP FUTURES	06/12/2018	507 575	(5 285)

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND

Notes to the financial statements at 30/09/2018

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND (continued)

Currency	Quantity	Purchase/ Sale	Description	Maturity	Nominal (in USD)	Net unrealised gain/(loss) (in USD)
GBP	4	P	LONG GILT FUTURE (LIFFE)	27/12/2018	630 873	(6 260)
AUD	2	P	AUST 10YR BONDS FUTURE	17/12/2018	185 184	(1 624)
JPY	1	S	JPN 10YR BOND (TSE)	13/12/2018	1 321 389	2 289
USD	2	P	US 30YR TREASURY BOND FUTURE (CBT)	19/12/2018	281 000	(7 500)
Total:						(48 231)

As at 30 September 2018, the cash margin balance in relation to futures and/or options amounted to 117 189 USD.

Broker for Futures contracts:

BNP Paribas Securities Services Paris

Note 9 - Forward foreign exchange contracts

As at 30 September 2018, forward foreign exchange contracts were as follows:

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND

Currency	Purchase amount	Currency	Sale amount
AUD	24 922 462	AUD	492 435
BRL	47 987	BRL	101 457
CAD	282 229	CAD	409 405
CHF	311 596	CHF	408 218
CLP	7 912 780	CLP	18 259 479
COP	75 033 203	COP	121 607 900
CZK	282 373	EUR	5 854 059
EUR	1 850 674	GBP	875 901
GBP	245 806	HKD	596 779
HKD	533 057	IDR	425 630 500
IDR	179 124 000	INR	8 270 693
INR	8 213 699	JPY	331 555 158
JPY	73 630 214	KRW	15 371 344
KRW	13 354 473	MXN	2 866 295
MXN	2 715 017	NOK	1 944 047
NOK	3 867 756	NZD	342 462
NZD	7 546 163	PEN	788 000
PEN	682 000	RUB	1 723 094
RUB	2 474 694	SEK	5 446 311
SEK	8 771 392	SGD	560 996
SGD	527 392	TRY	65 366
TWD	365 836	TWD	465 752
USD	12 232 705	USD	26 997 573
ZAR	348 505	ZAR	358 857
Net unrealised gain (in USD)			222 127

As at 30 September 2018, the latest maturity of all outstanding contracts is 19 October 2018.

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND

Notes to the financial statements at 30/09/2018

Counterparties to Forward foreign exchange contracts:

BNP Paribas Paris
 Citigroup Global Market
 Goldman Sachs International London
 HSBC Bank Plc
 JP Morgan Secs Ltd
 Morgan Stanley And Co. International
 Société Générale
 UBS Ltd London

Note 10 - Swaps

Interest Rate Swaps

The Company has entered into interest rate swap agreements whereby it exchanges fixed income (sum of the notional amount and the fixed rate) for variable income (sum of the notional amount and the floating rate) and vice versa. These amounts are calculated and recognised at each calculation of the Net Asset Value; the receivable amount is stated under "Other assets" in the Statement of net assets, while the payable amount is given under "Other liabilities" in the Statement of net assets.

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND

Nominal	Currency	Maturity	Sub-fund paid	Sub-fund received
4 900 000	CZK	01/08/2023	PRIBOR 6M	2.170%
2 500 000	CZK	01/08/2028	2.234%	PRIBOR 6M
Net unrealised loss (in USD)				(301)

Counterparty to Swaps contracts:

Morgan Stanley International, United Kingdom

Note 11 - Changes in the composition of the securities portfolio

The list of changes in the composition of the securities portfolio is available free of charge at the AIFM registered office and from local agents.

Note 12 - Transaction fees

Transaction fees incurred by the Fund relating to purchase or sale of transferable securities, money market instruments, derivatives or other eligible assets are mainly composed of standard fees, sundry fees on transaction, stamp fees, brokerage fees, custody fees, VAT fees, stock exchange fees and RTO fees (Reception and Transmission of Orders).

In line with bond market practice, a bid-offer spread is applied when buying or selling these securities. Consequently, in any given transaction, there will be a difference between the purchase and sale prices quoted by the broker, which represents the broker's remuneration.

Note 13 - Other expenses

Other expenses are paid by the Fund and include publication fees, other taxes, banking fees, legal fees and audit fees.

BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND

Notes to the financial statements at 30/09/2018

Note 14 - (Un)realised gain/loss on investments securities

Following the AIFM Law of July 2013, the details of the realised gain/loss on investment securities during the financial year are:

	Realised gain (in sub-fund currency)	Realised loss (in sub-fund currency)	Net realised result (in sub-fund currency)
BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND	299 287	2 163 348	(1 864 061)

Following the AIFM Law of July 2013, the details of the unrealised gain/loss on investment securities during the financial year are:

	Movement on unrealised gain (in sub-fund currency)	Movement on unrealised loss (in sub-fund currency)	Movement on net unrealised gain/loss (in sub-fund currency)
BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND	678 814	556 309	122 505

（２）【損益計算書】

ファンドの損益計算書については、「１ 財務諸表」の「（１）貸借対照表」の項目に記載したファンドの「損益および純資産変動計算書」を参照のこと。

（３）【投資有価証券明細表等】

ファンドの投資有価証券明細表等については、「１ 財務諸表」の「（１）貸借対照表」の項目に記載したファンドの「投資有価証券明細表」を参照のこと。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2020年1月末日現在）

	米ドル（IV、Vを除く）	百万円（IV、Vを除く）
I. 資産総額	31,833,562.40	3,472
II. 負債総額	757,372.31	83
III. 純資産総額（I－II）	31,076,190.09	3,389
IV. 発行済口数	米ドル・クラス： 349,330口 豪ドル・クラス： 4,231,322口 ニュージーランド・ドル・クラス： 1,159,272口	
V. 1口当り純資産価格	米ドル・クラス：8.53米ドル 豪ドル・クラス：7.67豪ドル ニュージーランド・ドル・クラス： 8.49ニュージーランド・ドル	930円 562円 601円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店

取扱場所 ルクセンブルク大公国、ルクセンブルク L-1855、J. F. ケネディ通り60番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

（ロ）受益者集会

受益者集会は開催されない。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は米国人をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の資本金は3,000,000ユーロ（約3億6,090万円）で、2020年1月末日現在全額払込済である。なお、記名式無額面株式100,000株を発行済である。

最近5年間における資本金の額の増減はない。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを必ずしも要しない。取締役は管理会社の株主総会において株主によって選任され、その任期は最長6年であり、管理会社の株主総会の決議により、理由のいかんを問わずいつでも解任または更迭される。

取締役会は、互選により、会長1名を選任し、また副会長1もしくは複数名を選任することができる。さらに秘書役1名を任命することができる。秘書役は取締役である必要はない。

取締役会の通知は、緊急の場合を除き、書面により、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされるものとし、緊急の場合は、当該緊急の性質および理由が会議の通知に記載されるものとする。かかる通知は、書面、電子メール、電報、テレックスまたはファックスその他類似の方法により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、電子メール、電報、テレックスまたはファックスによる書面にて別の取締役を指名して、取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または決議することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。

(3) 役員及び従業員の状況

(2020年1月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
ステファン・ブルネ (Stéphane Brunet)	取締役	BNPパリバ・インベストメント・アセット マネジメント・ルクセンブルグ（ルクセンブ ルク）のチーフ・エグゼクティブ・オフィ サー	0
ジョルジュ・エンゲル (Georges Engel)	取締役	独立取締役 フランス、ヴァンセンヌ	0
ファブリス・シルベルジャン (Fabrice Silberzan)	取締役 (会長)	BNPパリバ・アセットマネジメント・フラ ンス（パリ）のデピュティ・チーフ・エグ ゼクティブ・オフィサー	0
イザベル・ブルシェ (Isabelle Bourcier)	取締役	BNPパリバ・アセットマネジメント・フラ ンス（パリ）のヘッド・オブ・クアンティテ イティブ・アンド・インデックス－MAQS（マ ルチアセット、クアンティティティブ・アン ド・ソリューションズ）	0

(注) 2020年1月末日現在、管理会社の従業員は94名である。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の目的は、（i）指令2009／65／EC（改正済）にしたがって承認されたルクセンブルクまたは外国のUCITSおよび（ii）上記指令の対象とならないその他のUCIのポートフォリオの集合的管理ならびに（iii）AIFMDにしたがって承認されたルクセンブルクまたは外国のAIFの投資管理である。

管理会社の業務は、特に下記を含む。

- －ポートフォリオの管理。この点に関して管理会社は、運用するUCITS、AIFおよびUCIのために、（i）実行すべき投資に関して助言または意思決定を行い、（ii）契約を締結し、（iii）譲渡可能な証券およびその他の資産を売買し、交換し、交付し、（iv）運用するUCITS、AIFおよびUCIに代わって、かかるUCITS、AIFおよびUCIの資産に含まれる譲渡可能な証券に付与されているすべての議決権を行使することができる。以上は例示的なものであり、すべてを網羅したものではない。
- －リスク管理。
- －UCITS、AIFおよびUCIの運営。かかる活動には2010年12月17日法の付属書IIおよびAIFM法の付属書Iに列記する職務、特にポートフォリオの評価、株式または受益証券の価値の決定、株式または受益証券の発行および買戻し、名簿の維持管理および記録などを含む。以上は例示的なものであり、すべてを網羅したものではない。管理会社は、特に、その他のルクセンブルクまたは外国の企業および組織（例えば、トラスト）のポートフォリオに対する評価サービスを提供することができる。
- －UCITS、AIFおよびUCIの株式または受益証券のルクセンブルクまたは外国での販売。
- －AIFの資産に関連する業務、即ち、管理会社の受託者義務を果たすために必要な業務、施設管理、不動産管理、企業の資本構成・事業戦略および関連事項に関する助言、企業の合併・買収に関する助言およびサービス、ならびにAIFおよびその投資先の企業およびその他の資産の管理に関連したその他の業務。管理会社は、ルクセンブルクまたは外国のUCITS、AIFもしくはUCIまたはその他の運用会社もしくはオルタナティブ投資ファンド運用会社のために、これらの業務のすべてまたは一部を代理して実施することができる。

管理会社は、ルクセンブルク国内および海外において業務を提供することができる。このため、管理会社は、業務提供のために事務所および／または支店を設立し、自由に行為することができる。

管理会社は、1915年商事会社法、2010年12月17日法およびA I F M法により認められる範囲内で、その目的を達成するにあたり有益と考えるあらゆる業務を行うことができる。

管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社、販売会社その他サービス・プロバイダーならびにそれぞれの関連会社、取締役、役員および受益者は、ファンドの運営および管理事務との間に利益相反を生じ得るその他の金融活動、投資活動および専門的な活動に関与しており、また関与する可能性がある。かかる活動は、その他のファンドの運営、有価証券の売買、仲介業務、保管受託業務および保管業務ならびにその他のファンドまたはその他の会社（ファンドの投資先となり得る会社を含む。）の取締役、役員、顧問または代理人としての任務の遂行を含む。各当事者は、自らの各職務の履行が自らが行う可能性のあるその他の関与によって侵害されないことを確保する。利益相反が生じた場合、管理会社の取締役および関連ある関係当事者は、合理的な期間内において、かつ、ファンドの利益のために、かかる利益相反を公正に解決するよう努めるものとする。

取締役会

管理会社の取締役会は、ファンドの運営につき最終的な責任を負い、ファンドの投資方針の規定および実施につき責任を負う。

管理会社

管理会社として行為するBNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルグ（BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg）は、ルクセンブルグにおいて1988年2月19日付けで株式会社として設立された。管理会社の通常定款は数回にわたり修正されている。

管理会社は、管理事務業務、ポートフォリオ運用業務およびマーケティング業務を行う。

専門家の過失により生じる潜在的責任のリスクを補償するため、管理会社は、A I F M法の規定に従って適切な追加の自己資金を保有する。任命された業務のうち、管理会社は、特に、ファンドに対する以下の権限および義務につき責任を負う。

- ・ リスク管理任務
- ・ ファンドの管理
- ・ ファンドの受益証券のマーケティングおよび販売（該当する場合）

適用法令に従い、かつ、金融監督委員会の事前の承認を得た上で、管理会社は、その責任に基づき、それが適切とみなし、かつ、必要な専門知識および資源を有する者または法主体に対し、その義務および権限の一部を委任する権限を与えられる。

かかる委任は、2010年12月17日法のパートIIおよびA I F M法の規定を遵守して遂行される。

本書の日付において、管理会社は、

- ・ ファンドの保有資産のポートフォリオ管理ならびにその投資方針および投資制限の遵守を本書に記載される投資運用会社に委託している。管理につき事実上責任を負う投資運用者の一覧表および管理されるポートフォリオの詳細は、ファンドの定期報告書に添付される。投資家は、各投資運用者により管理されるポートフォリオを明記した投資運用者の最新の一覧表を請求することができる。
- ・ 管理事務業務の範囲内において、純資産額の計算業務、登録事務・名義書換事務代行会社の業務をBNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルグ支店に委託している。

A I F M法に従い、管理会社は、受任者が委任された任務を有効に、かつ、適用法および規制当局の要件を遵守して遂行することを確保し、受任者により提供される業務を継続的に調査するための方法および手続を確立しなければならない。管理会社は、委任された任務を有効に監督し、委任に関連するリスクを管理し、受任者が任務を有効に、かつ、適用法および規制当局の要件を遵守して遂行することができないと思われる場合には、適切な措置を講じるものとする。

管理会社は、

- a) その活動の遂行において誠実に、相当な技能、注意および配慮をもって、かつ、公平に行為するものとする。
- b) ファンドまたは管理会社が管理するファンドの投資家および市場の完全性の最善の利益となるように行為するものとする。

- c) その事業活動の適切な遂行のために必要な資源および手続を有し、かつ、有効に用いるものとする。
- d) 利益相反を回避するためにすべての合理的な措置を講じるものとし、利益相反を回避できない場合には、これがファンドおよびその投資家の利益に悪影響を及ぼすことを防止し、かつ、管理会社が管理するファンドが公平に取り扱われるために、かかる利益相反を特定し、管理し、および監視し、適切な場合には、これを開示するものとする。
- e) ファンドまたは管理会社が管理するファンドの投資家および市場の完全性の最善の利益を促進するために、その事業活動の遂行に適用されるすべての規制当局の要件を遵守するものとする。
- f) ファンドのすべての投資家を公平に取り扱うものとする。

証券取引を遂行し、かつ、ブローカー、ディーラーまたはその他の取引相手方を選択する際に、管理会社および投資運用会社は、入手可能な総合的に最良の条件を求めるべくデュー・ディリジェンスを行う。あらゆる取引について、かかるデュー・ディリジェンスは、関連するとみなされるすべての要因（市場の広さ、証券価格および取引相手方の財務状況および遂行能力等）を考慮に入れる。投資運用者は、BNPパリバ・グループ内から取引相手方を選択することができる。ただし、かかる取引相手方が入手可能な総合的に最良な条件を提示していると思われる場合に限る。

さらに、管理会社は、ファンドの受益証券を販売する国においてかかる受益証券の販売を援助する販売会社および名義人を任命することを決定することができる。

販売会社および名義人契約は、管理会社と様々な販売会社および名義人との間で締結される。

販売会社および名義人契約に従って、名義人は、最終受益者の代わりに受益者名簿に記録される。

名義人を通じてファンドに投資している受益者は随時、かかる名義人を通じて申し込む受益証券を、自らの名義に移転することを要求することができる。この場合、名義人からの移転指図を受領し次第、受益者名簿に受益者自身の名前が記録される。

投資家は、必ずしも販売会社および名義人を通じて申し込む必要はなく、ファンドに直接的に申し込むことができる。

ファンドの管理会社は、ファンドの投資家自身がファンドの受益者名簿にその名義で登録されている場合に限り、ファンドに対し直接的に投資家の権利を完全に行使することができることにつき、投資家の注意を向ける。ある投資家がファンドに投資する仲介人を通じて当該投資家のためにではあるものの当該仲介人の名義でファンドに投資する場合、当該投資家は、ファンドに対し、一定の受益者の権利を直接的に行使することができない場合がある。投資家は、自らの権利につき助言を受けるべきである。

保管受託銀行

ファンドの資産の現金監視および保管ならびに管理は、保管受託銀行に委託されており、保管受託銀行は、ルクセンブルク法およびAIFM法により規定される義務および職務を遂行する。

標準的な銀行慣行および現行規制に従って、保管受託銀行は、自らの責任の下、自らが保管している一部または全ての資産を、その他の金融機関または金融仲介機関に委託する。

また、保管受託銀行は以下を確保しなければならない。

- (a) ファンドの受益証券の販売、発行、買戻しおよび取消しがAIFM法および約款に従って行われること。
- (b) 受益証券の価額が2010年12月17日法および約款に従って計算されること。
- (c) AIFM法または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を実行すること。
- (d) ファンドの資産に関わる取引において、対価が通常の期限内にトラストに送金されること。
- (e) ファンドの収益が約款に従って充足されること。

監査人

すべてのファンドの会計および取引は、監査人による年次監査の対象とする。

管理会社はBNPパリバ・アセットマネジメントUKリミテッドを日々の運用を行う投資運用会社に任命した。

BNPパリバ・アセットマネジメントUKリミテッドは、英国法に基づき1990年2月27日に英国で設立された。同社は、パリ市F-75009、ベルジェール通り14番地に所在するBNPパリバ・アセットマネジメントの子会社である。

2020年1月末日現在、管理会社は、以下の投資信託を管理している。

設立国または運用が行われている国別	基本的性格	ファンドの本数	純資産総額（ユーロ）
ルクセンブルク	契約型投資信託	6	1,882,985,343
	会社型投資信託	17	88,189,290,430

管理会社は、ビー・エヌ・ピー・パリバ グループの一員である。

ビー・エヌ・ピー・パリバ グループは2000年5月に、パリ国立銀行とパリバ銀行の合併により誕生したフランス最大手の金融グループである。ビー・エヌ・ピー・パリバ グループは世界72以上の国と地域における拠点網を有し、グローバルに金融サービスを提供している。中核銀行であるビー・エヌ・ピー・パリバの格付は、2020年1月末日現在、ムーディーズ社ではA a 3（2019年12月9日付）、S & P社ではA +（2019年4月5日付）である。

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルクにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ（PricewaterhouseCoopers, Société coopérative）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

- b. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2020年1月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝120.30円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

（１）【貸借対照表】

貸借対照表
2018年12月31日現在

注記	2018年12月31日現在		2017年12月31日現在	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
A. 未払込資本金				
I. 払込請求前の資本金	-	-	-	-
II. 払込請求済であるが未払込の資本金	-	-	-	-
B. 設立費用	-	-	-	-
C. 固定資産	34,393	4,137	29,693	3,572
I. 無形固定資産				
1. 開発費				
2. 以下の営業許可、特許、ライセンス、商標ならびにそれらに類する権利および資産	3	-	-	-
a) 有償の対価を支払って取得し、かつC. I. 3に表示する必要がないもの		-	-	-
b) 自社で創出したもの		-	-	-
3. 有償の対価を支払って取得したのれん	3	-	-	-
4. 事前支払額および無形固定資産仮勘定		-	-	-
II. 有形固定資産	2.3、4	34,393	29,693	3,572
1. 土地および建物		-	-	-
2. 工場および機械		-	-	-
3. その他の什器・備品、器具および機器	2.3、4	34,393	29,693	3,572
4. 事前支払額および有形固定資産仮勘定		-	-	-
III. 金融資産				
1. 関係会社株式		-	-	-
2. 関係会社貸付金		-	-	-
3. 参加持分		-	-	-
4. 参加持分に連動する会社に対する貸付金		-	-	-
5. 固定資産として保有する投資		-	-	-
6. その他の貸付金		-	-	-

貸借対照表（続き）

	注記	2018年12月31日現在		2017年12月31日現在	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産（続き）					
D. 流動資産		285,957,966	34,400,743	346,363,935	41,667,581
I. 棚卸資産					
1. 原材料および消耗材		-	-	-	-
2. 仕掛品		-	-	-	-
3. 製品および商品		-	-	-	-
4. 事前支払額		-	-	-	-
II. 債権		65,919,307	7,930,093	68,524,670	8,243,518
1. 売掛金					
a) 1年以内に期限到来		-	-	-	-
b) 1年より後に期限到来		-	-	-	-
2. 関係会社債権	2.4、5	50,355,215	6,057,732	58,847,754	7,079,385
a) 1年以内に期限到来	2.4、5	50,355,215	6,057,732	58,847,754	7,079,385
b) 1年より後に期限到来		-	-	-	-
3. 参加持分に連動する会社に対する未収金		-	-	-	-
a) 1年以内に期限到来		-	-	-	-
b) 1年より後に期限到来		-	-	-	-
4. その他の債権	2.4、6	15,564,092	1,872,360	9,676,916	1,164,133
a) 1年以内に期限到来	2.4、6	15,564,092	1,872,360	9,676,916	1,164,133
b) 1年より後に期限到来		-	-	-	-
III. 投資	2.5	24,000,000	2,887,200	21,000,000	2,526,300
1. 関係会社株式		-	-	-	-
2. 自己株式		-	-	-	-
3. その他の投資	2.5	24,000,000	2,887,200	21,000,000	2,526,300
IV. 銀行預金および手許現金		196,038,659	23,583,451	256,839,265	30,897,764
E. 前払金		-	-	19,380	2,331
合計（資産）		285,992,359	34,404,881	346,413,008	41,673,485

添付の注記は、これらの年次財務書類の不可分の一部である。

貸借対照表（続き）

		2018年12月31日現在		2017年12月31日現在	
	注記	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資本、準備金および負債					
A. 資本および準備金		69,309,306	8,337,910	87,187,020	10,488,599
I. 資本金	7、10	3,000,000	360,900	3,000,000	360,900
II. 資本剰余金勘定		-	-	-	-
III. 再評価準備金		-	-	-	-
IV. 準備金		13,000,000	1,563,900	13,745,000	1,653,524
1. 法定準備金	8、10	300,000	36,090	300,000	36,090
2. 自己株式に関する準備金		-	-	-	-
3. 定款に基づいて計上した準備金		-	-	-	-
4. その他の準備金（公正価値準備金を含む）	9、10	12,700,000	1,527,810	13,445,000	1,617,434
a)利用可能なその他の準備金		-	-	-	-
b)利用不可能なその他の準備金	9、10	12,700,000	1,527,810	13,445,000	1,617,434
V. 前期繰越損益	10	20	2	455	55
VI. 当期利益	10	53,309,286	6,413,107	70,441,565	8,474,120
VII. 中間配当金		-	-	-	-
VIII. 資本投資助成金		-	-	-	-
B. 引当金		1,266,858	152,403	909,893	109,460
1. 年金および類似の債務に関する引当金	2.6	91,332	10,987	115,838	13,935
2. 税金引当金		-	-	-	-
3. その他の引当金	2.6、11	1,175,526	141,416	794,055	95,525
C. 債務		200,834,574	24,160,399	250,911,577	30,184,663
1. 社債		-	-	-	-
a)転換社債		-	-	-	-
i. 1年以内に期限到来		-	-	-	-
ii. 1年より後に期限到来		-	-	-	-
b)非転換社債		-	-	-	-
i. 1年以内に期限到来		-	-	-	-
ii. 1年より後に期限到来		-	-	-	-
2. 金融機関に対する未払金		-	-	-	-
a) 1年以内に期限到来		-	-	-	-
b) 1年より後に期限到来		-	-	-	-
3. 棚卸資産からの控除と別に表示される、受注に係る前受金		-	-	-	-
a) 1年以内に期限到来		-	-	-	-
b) 1年より後に期限到来		-	-	-	-

貸借対照表（続き）

注記	2018年12月31日現在		2017年12月31日現在	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資本、準備金および負債（続き）				
4. 買掛金	-	-	-	-
a) 1年以内に期限到来	-	-	-	-
b) 1年より後に期限到来	-	-	-	-
5. 未払為替手形	-	-	-	-
a) 1年以内に期限到来	-	-	-	-
b) 1年より後に期限到来	-	-	-	-
6. 関係会社債務	2.4、12	185,837,878	22,356,297	231,463,473
a) 1年以内に期限到来	2.4、12	185,837,878	22,356,297	231,463,473
b) 1年より後に期限到来	-	-	-	-
7. 参加持分に連動する会社に対する負債	-	-	-	-
a) 1年以内に期限到来	-	-	-	-
b) 1年より後に期限到来	-	-	-	-
8. その他の債務	14,996,696	1,804,103	19,448,104	2,339,607
a) 税務当局	9,059,074	1,089,807	10,220,851	1,229,568
b) 社会保障当局	341,615	41,096	357,623	43,022
c) その他の債務	5,596,008	673,200	8,869,630	1,067,016
i. 1年以内に期限到来	2.4、13	5,596,008	673,200	8,869,630
ii. 1年より後に期限到来	-	-	-	-
D. 繰延収益	14,581,621	1,754,169	7,404,518	890,764
合計（資本、準備金および負債）	285,992,359	34,404,881	346,413,008	41,673,485

添付の注記は、これらの年次財務書類の不可分の一部である。

(2) 【損益計算書】

損益計算書

2018年12月31日終了事業年度

	注記	2018年12月31日 終了事業年度		2017年12月31日 終了事業年度	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
1. 純収益	2, 7, 14	619,713,862	74,551,578	765,903,559	92,138,198
2. 棚卸資産（製品および仕掛品）の変動		-	-	-	-
3. 自社の目的のために実施し資産化した業務		-	-	-	-
4. その他の営業収益	15	6,160,385	741,094	7,255,475	872,834
5. 原材料および消耗材ならびにその他の外部費用	16	(518,149,280)	(62,333,358)	(641,949,019)	(77,226,467)
a) 原材料および消耗材	16	(518,149,280)	(62,333,358)	(641,949,019)	(77,226,467)
b) その他の外部費用		-	-	-	-
6. 人件費	17	(9,574,242)	(1,151,781)	(8,976,364)	(1,079,857)
a) 賃金給与		(7,340,752)	(883,092)	(7,806,381)	(939,108)
b) 社会保障費		(950,814)	(114,383)	(1,082,392)	(130,212)
i. 年金関連		(207,689)	(24,985)	(259,861)	(31,261)
ii. その他の社会保障費		(743,125)	(89,398)	(822,531)	(98,950)
c) その他の人件費		(1,282,676)	(154,306)	(87,591)	(10,537)
7. 評価調整額	3, 4	(23,296)	(2,803)	(17,741)	(2,134)
a) 設立費用ならびに有形固定資産および無形固定資産の評価調整額	3, 4	(23,296)	(2,803)	(17,741)	(2,134)
b) 流動資産の評価調整額		-	-	-	-
8. その他の営業費用	18	(32,946,462)	(3,963,459)	(31,224,377)	(3,756,293)
9. 参加持分による収益		-	-	-	-
a) 関係会社から生じたもの		-	-	-	-
b) 参加持分によるその他の収益		-	-	-	-
10. 固定資産の一部を形成するその他の投資および貸付金による収益		-	-	-	-
a) 関係会社から生じたもの		-	-	-	-
b) a)に含まれないその他の収益		-	-	-	-
11. その他の受取利息およびその他の財務収益	19	2,788,002	335,397	1,690,954	203,422
a) 関係会社から生じたもの		-	-	-	-
b) その他の受取利息および類似の財務収益		2,788,002	335,397	1,690,954	203,422

損益計算書（続き）

	注記	2018年12月31日 終了事業年度		2017年12月31日 終了事業年度	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
12. 持分法による投資利益		-	-	-	-
13. 金融資産および流動資産として保有される投資に関する評価調整額		-	-	-	-
14. 支払利息および類似費用	20	(2,920,087)	(351,286)	(2,687,049)	(323,252)
a) 関係会社に関する費用		(590,722)	(71,064)	(718,719)	(86,462)
b) その他の支払利息および類似費用		(2,329,365)	(280,223)	(1,968,330)	(236,790)
15. 利益に係る税金		(11,739,596)	(1,412,273)	(19,553,873)	(2,352,331)
16. 税引後利益		53,309,286	6,413,107	70,441,565	8,474,120
17. 項目1から16に表示されていないその他の税金		-	-	-	-
18. 当期利益		53,309,286	6,413,107	70,441,565	8,474,120

添付の注記は、これらの年次財務書類の不可分の一部である。

財務書類注記

2018年12月31日現在

注記1 一般的事項

BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク（以下「当社」という。）は、ルクセンブルクの法律に基づく株式会社（Société Anonyme）として、1988年2月19日にルクセンブルクで設立された。設立当初の当社の名称はパリバ・アセット・マネジメント（ルクセンブルク）エス・エイであり、自社および自社以外の会社、または第三者機関向けに経済調査および財務分析を実施することを目的としていた。

当社の本社所在地はルクセンブルク大公国ルクセンブルクL-2540、エドワード・スタイケン通り10番である。

2000年12月28日の臨時株主総会において、当社のパーベスト・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エス・エイへの名称および目的は変更された。

2003年6月26日の臨時株主総会において、BNPパリバ・ファンド・アドミニストレーション、BNPパリバ・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エス・エイおよびBNPパリバ・アセット・マネジメント・サービシーズ・エス・エイ（以下「消滅会社」という。）の2003年1月1日現在での当社への合併が、遡及的に有効であることが承認された。2003年6月26日の臨時株主総会において、当社の名称および目的も変更された。当社の新しい名称は、BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルクである。

2003年11月17日の臨時株主総会において再度、当社の目的が変更された。当社の目的は、85/611/EEC指令に準拠して承認されているルクセンブルクおよび／または外国のUCITS、ならびに当該指令の対象とならないその他のルクセンブルクおよび／または外国の集合投資事業またはファンドを管理し、運用および販売することである。

当社は、フォルティス・インベストメント・マネジメント・ルクセンブルク・エス・エイを2010年7月1日に買収し、その登録上の名称をBNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルクへ変更した。

2018年度において、当社は、UCIの管理会社として活動し、同時に主要販売会社としても活動している。SICAVのサブファンドの資産運用については、BNPパリバ・グループの他の会社が代行して行っている。

2017年5月17日の臨時株主総会で、BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルクに名称を変更した。

当社の事業年度は、毎年度、1月1日に開始し12月31日に終了する。

当社は、BNPパリバ・エス・エイの連結財務書類に含まれ、かつて最大および最小の事業体を形成しており、そのうち当社は間接子会社として一部を形成している。上記の会社の本店所在地はフランスにある。BNPパリバ・エス・エイの連結財務書類は、パリF-75009、イタリア通り16番から入手可能である。

注記2 重要な会計方針の要約

2.1 一般的原則

年次財務書類は、ルクセンブルクの法令に従って取得原価主義により作成されている。

会計方針および評価基準は、2002年12月19日付の法律（改正）で規定されているものを除いて、取締役会が決定し、適用しているものである。

年次財務書類の作成には特定の重大な会計上の見積を使用することが求められる。また、この作成には会計方針を適用する際に取締役会の判断が求められる。仮定の変更は、変更の実施期間に係る年次財務書類に重要な影響を及ぼすことがある。取締役会は、当該仮定は適切であり、したがって当年度財務書類では財政状態および損益を適正に表示していると判断している。

当社は、次年度の資産および負債の報告額に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行っている。見積りおよび判断は継続して評価され、過去の経験、および状況に応じて合理的であると判断される、発生可能性のある将来の事象を含むその他要因に基づいている。

当社が適用している主な評価基準は、以下のとおりである。

2.2 外貨換算

当社の財務書類はユーロで保持されている。

ユーロ以外の通貨による取引はすべて、取引日の為替レートを用いてユーロで計上されている。ユーロ以外の通貨建の設立費用および固定資産は、取引時に決定する取得時の為替レートでユーロに換算されている。決算日現在、当該資産は取得時の為替レートで換算されたものが表示されている。

預金は決算日現在の為替レートで換算されている。為替差損益は当事業年度の損益計算書に計上される。

ユーロ以外の通貨建のその他の資産および負債は、決算日現在の為替レートでユーロに換算されている。

取得日から決算日までの為替レートの変動による損益は、損益計算書に認識される。

2.3 有形固定資産

有形固定資産は資産付随費用を含む購入価格または製造原価で評価される。有形固定資産は、以下の通り算定された定額法で、経済的見積耐用年数にわたり減価償却される。

その他の什器・備品、器具および機器

ー什器・備品

年率25%

ーコンピュータ

年率20%/25%/33%

2.4 債権および債務

債権は額面価額で評価され、債務は返済額で評価されている。ただし見積回収可能価額が額面価額を下回る場合、債権額の減損を反映するために評価調整額が計上される。評価調整額は、当該調整理由がなくなれば取崩される。

2.5 その他の投資

譲渡可能証券は、加重平均価格法に基づいて算定された、付随費用を含む購入価格または市場価格のいずれか低い価額で評価され、年次財務書類上の通貨で表示される。市場価格が購入価格より低い場合は、評価調整額が計上される。評価調整が適用される根拠がなくなった場合には、これらの評価調整は行われない。

2.6 引当金

引当金は損失または債務を補填する目的を有し、その性質は明確に定義されている。決算日現在、引当金は、発生可能性が高いかまたは発生が確実であるかのいずれかであるものの、発生する金額または時期が不確実なものである。

当社は確定給付制度または確定拠出制度の複数の年金制度に従業員に提供している。

確定給付制度

確定給付制度では、当社は拠出金を民間企業に支払っている。拠出金は支払期日に追加の年金費用として計上される。拠出支払額が役務提供期間に係る費用を超過する場合、この余剰分は資産として計上される。

確定拠出制度

確定拠出制度は年金制度であり、この制度の下で当社は確定拠出金を個別の会社へ支払い、当期および過去の期間における従業員の勤務に関する給付を全ての従業員へ支払うのに十分な資産がない場合に追加拠出をする法律上または契約上の債務を負っていない。拠出支払額はその拠出が行われた年度に係る損益計算書に直接計上される。当社のコミットメントは、当社が従業員の代わりに基金へ支払うと同意した拠出に限定されている。

2.7 純収益

純収益には当社の事業活動により提供するサービスに関連した金額（販売、付加価値税および総収益に直接関連するその他税金控除後）が含まれている。

注記3 無形固定資産

12月31日現在の無形固定資産の変動の要約は、以下の通りである。

	のれん 2018年 ユーロ	ライセンス 2018年 ユーロ	合計 2018年 ユーロ	のれん 2017年 ユーロ	ライセンス 2017年 ユーロ	合計 2017年 ユーロ
期首現在残高	12,519,886	171,810	12,691,696	12,519,886	171,810	12,691,696
期中調整額	-	-	-	-	-	-
期中処分	-	-	-	-	-	-
期末現在残高	12,519,886	171,810	12,691,696	12,519,886	171,810	12,691,696
期首現在の減価償却累計額	(12,519,886)	(171,810)	(12,691,696)	(12,519,886)	(171,810)	(12,691,696)
期中減価償却	-	-	-	-	-	-
期中処分	-	-	-	-	-	-
期末現在の減価償却累計額	(12,519,886)	(171,810)	(12,691,696)	(12,519,886)	(171,810)	(12,691,696)
期末現在の正味帳簿価額	-	-	-	-	-	-

注記4 有形固定資産

12月31日現在の有形固定資産の変動は、以下の通りである。

	その他の什器・備品、器具および機器	
	2018年12月31日 ユーロ	2017年12月31日 ユーロ
期首現在残高	139,605	323,197
期中追加	27,973	18,502
期中処分	-	(202,094)
期中振替	-	-
期末現在残高	167,578	139,605
期首現在の減価償却累計額	(109,912)	(294,265)
期中減価償却	(23,296)	(17,741)
期中戻入	-	202,094
期中振替	23	-
期末現在の減価償却累計額	(133,185)	(109,912)
期末現在の正味帳簿価額	34,393	29,693

注記5 関係会社債権

関係会社債権は、主に2018年12月における管理および投資顧問報酬ならびに運営費用未収金から構成されている。

注記6 その他の債権

その他の債権には主に、税務当局に対する未収金が含まれている。

注記7 資本金

2018年および2017年12月31日現在、資本金は3,000,000ユーロであり、100,000株の無額面株式からなる。この株式は記名式である。

注記8 法定準備金

ルクセンブルクの会社は、各年度における当期純利益の最低5%を法定準備金に振替えることが要求されている。この要件は、法定準備金の残高が資本金の10%に達するまで行われる。当該法定準備金は、株主に対する分配には利用できない。

注記9 その他の準備金

2018年12月31日現在、当社はルクセンブルク財産税法の第8a項に従い、財産税金債務を控除した。当社は、年次財産税の5倍に相当する金額を分配不能な準備金に積み立てている。当該準備金の金額は、財産税が控除された年度の後5年間は分配できない。

注記10 資本および準備金

当社の株主持分の変動の要約は、以下の通りである。

	資本金 ユーロ	法定準備金 ユーロ	その他の準備金 ユーロ	繰越利益 ユーロ	当期利益 ユーロ
2017年12月31日現在	3,000,000	300,000	13,445,000	455	70,441,565
2017年度における利益処分					
－その他の「財産税」準備金 への振替	-	-	2,200,000	-	(2,200,000)
－「年次財産税」準備金の取崩	-	-	(2,945,000)	-	2,945,000
－配当	-	-	-	(455)	(71,186,545)
－繰越利益への振替	-	-	-	20	(20)
当期利益	-	-	-	-	53,309,286
2018年12月31日現在	3,000,000	300,000	12,700,000	20	53,309,286

2017年度の利益処分は、2018年4月11日に開催された年次株主総会で承認された。

注記11 その他の引当金

2018年度における「その他の社会費用」の項目は主に退職給付引当金から構成されている。

注記12 関係会社債務

当該債務は、主に未払いの分配および投資運用報酬ならびにBNPPアセットマネジメントの会社の営業、マーケティングおよびITコストに関連する債務により構成されている。

注記13 その他の債務

2018年12月31日現在のその他の債務は主に、管理しているSICAVの代わりに支払った報酬に関連するものである。

注記14 純収益

2018年12月31日現在、純収益の構成は、以下の通りである。

	2018年12月31日 終了事業年度 ユーロ	2017年12月31日 終了事業年度 ユーロ
管理および投資顧問報酬	449,576,450	517,685,076
運営費用／サービス手数料	164,025,835	191,460,772
販売報酬	6,071,020	56,616,168
保管報酬	40,557	50,925
その他の報酬	-	90,618
	<u>619,713,862</u>	<u>765,903,559</u>

注記15 その他の営業収益

「その他の営業収益」項目は以下から構成される。

	2018年12月31日 終了事業年度 ユーロ	2017年12月31日 終了事業年度 ユーロ
特定費用に係る、BNP P インベストメント・パートナーズの ネットワークとの相互化契約に関連した収益	4,539,805	5,633,593
その他の収益	1,620,581	1,621,882
	<u>6,160,385</u>	<u>7,255,475</u>

注記16 原材料および消耗材ならびにその他の外部費用

2018年12月31日現在、その他の外部費用の構成は、以下の通りである。

	2018年12月31日 終了事業年度 ユーロ	2017年12月31日 終了事業年度 ユーロ
販売報酬	279,762,097	388,273,609
投資運用報酬	175,392,513	188,827,405
保管報酬	13,815,413	15,027,081
運営費用／サービス手数料	17,141,543	15,023,662
登録・名義書換事務代行報酬	14,744,137	15,566,856
事務代行報酬	12,234,489	14,081,849
オール・イン・フィー	4,001,244	3,575,892
その他の報酬	1,057,844	1,572,665
	<u>518,149,280</u>	<u>641,949,019</u>

「オール・イン・フィー（all-in fees）」には、特に、BNPパリバ・イージー S I C A Vに委託されている保管受託銀行、登録・名義書換事務代行会社および事務代行会社の報酬が含まれる。

注記17 人件費

各事業年度に係る人件費の構成は、以下の通りである。

	2018年12月31日 終了事業年度 ユーロ	2017年12月31日 終了事業年度 ユーロ
賃金給与	7,340,751	7,806,381
社会保障費	743,125	822,531
補完的年金費用	207,689	259,861
その他の社会費用	1,282,677	87,591
	<u>9,574,242</u>	<u>8,976,364</u>

2018年度に、管理または監視組織のメンバーに対して20,000ユーロの報酬が支払われた。

これら組織の旧または現メンバーに対する年金に係る債務はない。

2018年度に、当社の管理および監視組織のメンバーに提供された前払金も貸付金もなかった。

2018年度における「その他の社会費用」の項目は主に退職給付引当金から構成されている。

2018年度における当社の平均従業員数は84人（2017年度と同じ）であり、その内訳は、以下の通りである。

分類	人員数
経営者	2
従業員	<u>82</u>

注記18 その他の営業費用

各事業年度に係るその他の営業費用の構成は、以下の通りである。

	2018年12月31日 終了事業年度 ユーロ	2017年12月31日 終了事業年度 ユーロ
BNPPアセットマネジメントのネットワーク費用 相互化に関連した費用	22,551,973	19,568,157
間接費および運営費用	4,556,351	4,990,958
その他の費用	901,733	2,060,663
税額控除の費用	4,936,405	4,604,599
	<u>32,946,462</u>	<u>31,224,377</u>

税額控除の費用は、ルクセンブルクの納税グループの設立によるものである。詳細は、下記の注記21の連結納税を参照のこと。

注記19 その他の受取利息およびその他の財務収益

その他の受取利息およびその他の財務収益には、為替差益および現金による金融投資に係る短期受取利息が含まれる。

注記20 支払利息およびその他の財務費用

支払利息およびその他の財務費用には、基本的に為替差損および現金による金融投資に係る短期支払利息が含まれている。

注記21 連結納税

2016年度以来、当社は、「直接税国税局（Administration des contributions directes）」に承認されているルクセンブルクの税法第164号の2に準拠する、水平連結納税制度に加盟している。

当社は、BNPパリバ・グループの他の2つの会社との間で最低5年間の連結納税契約を締結している。

ルクセンブルクの連結納税は、法人所得税と地方事業税の両方に適用される。

[次へ](#)

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg

Bilan pour l'exercice se terminant le 31 décembre 2018
(exprimé en euros)

ACTIF			
	Ref.	31/12/2018 Eur	31/12/2017 Eur
ACTIF			
A. Capital souscrit non versé		-	-
I. Capital souscrit non appelé		-	-
II. Capital souscrit appelé et non versé		-	-
B. Frais d'établissement		-	-
C. Actif immobilisé		34 393	29 693
I. Immobilisations incorporelles		-	-
1. Frais de développement		-	-
2. Concessions, brevets, licences, marques, ainsi que droits et valeurs similaires, s'ils ont été :		-	-
a) acquis à titre onéreux, sans devoir figurer sous C.I.3	3	-	-
b) créés par l'entreprise elle-même		-	-
3. Fonds de commerce, dans la mesure où il a été acquis à titre onéreux	3	-	-
4. Acomptes versés et immobilisations incorporelles en cours		-	-
II. Immobilisations corporelles	2,3, 4	34 393	29 693
1. Terrains et constructions		-	-
2. Installations techniques et machines		-	-
3. Autres installations, outillage et mobilier	2,3, 4	34 393	29 693
4. Acomptes versés et immobilisations corporelles en cours		-	-
III. Immobilisations financières		-	-
1. Parts dans des entreprises liées		-	-
2. Créances sur des entreprises liées		-	-
3. Participations		-	-
4. Créances sur des entreprises avec lesquelles l'entreprise a un lien de participation		-	-
5. Titres ayant le caractère d'immobilisations		-	-
6. Autres prêts		-	-
D. Actif circulant		285 957 966	346 363 935
I. Stocks		-	-
1. Matières premières et consommables		-	-
2. Produits en cours de fabrication		-	-
3. Produits finis et marchandises		-	-
4. Acomptes versés		-	-
II. Créances		65 919 307	68 524 670
1. Créances résultant de ventes et prestations de services		-	-
a) dont la durée résiduelle est inférieure ou égale à un an		-	-
b) dont la durée résiduelle est supérieure à un an		-	-
2. Créances sur des entreprises liées	2, 4, 5	50 355 215	58 847 754
a) dont la durée résiduelle est inférieure ou égale à un an	2, 4, 5	50 355 215	58 847 754
b) dont la durée résiduelle est supérieure à un an		-	-
3. Créances sur des entreprises avec lesquelles l'entreprise a un lien de participation		-	-
a) dont la durée résiduelle est inférieure ou égale à un an		-	-
b) dont la durée résiduelle est supérieure à un an		-	-
4. Autres créances	2, 4, 6	15 564 092	9 676 916
a) dont la durée résiduelle est inférieure ou égale à un an	2, 4, 6	15 564 092	9 676 916
b) dont la durée résiduelle est supérieure à un an		-	-

Les notes figurant en annexe font partie intégrante de ces comptes annuels.

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg**ACTIF (suite)**

	Ref.	31/12/2018 Eur	31/12/2017 Eur
III. Valeurs mobilières	2.5	24 000 000	21 000 000
1. Parts dans des entreprises liées		-	-
2. Actions propres ou parts propres		-	-
3. Autres valeurs mobilières	2.5	24 000 000	21 000 000
IV. Avoirs en banque, avoir en compte de chèques postaux, chèques et encaisse		196 038 659	256 839 265
E. Comptes de régularisation		-	19 380
TOTAL DU BILAN (ACTIF)		285 992 359	346 413 008

Les notes figurant en annexe font partie intégrante de ces comptes annuels.

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg

CAPITAUX PROPRES ET PASSIF

	Ref.	31/12/2018 Eur	31/12/2017 Eur
A. Capitaux propres		69 309 306	87 187 020
I. Capital souscrit	7, 10	3 000 000	3 000 000
II. Primes d'émission		-	-
III. Réserve de réévaluation		-	-
IV. Réserves		13 000 000	13 745 000
1. Réserve légale	8, 10	300 000	300 000
2. Réserve pour actions propres ou parts propres		-	-
3. Réserves statutaires		-	-
4. Autres réserves, y compris la réserve de juste valeur	9, 10	12 700 000	13 445 000
a) autres réserves disponibles		-	-
b) autres réserves non disponibles	9, 10	12 700 000	13 445 000
V. Résultats reportés	10	20	455
VI. Résultat de l'exercice	10	53 309 286	70 441 565
VII. Acomptes sur dividendes		-	-
VIII. Subventions d'investissement en capital		-	-
B. Provisions		1 266 858	909 893
1. Provisions pour pensions et obligations similaires	2, 6	91 332	115 838
2. Provisions pour impôts		-	-
3. Autres provisions	2, 6, 11	1 175 526	794 055
C. Dettes		200 834 574	250 911 577
1. Emprunts obligataires		-	-
a) Emprunts convertibles		-	-
i) dont la durée résiduelle est inférieure ou égale à un an		-	-
ii) dont la durée résiduelle est supérieure à un an		-	-
b) Emprunts non convertibles		-	-
i) dont la durée résiduelle est inférieure ou égale à un an		-	-
ii) dont la durée résiduelle est supérieure à un an		-	-
2. Dettes envers des établissements de crédit		-	-
a) dont la durée résiduelle est inférieure ou égale à un an		-	-
b) dont la durée résiduelle est supérieure à un an		-	-
3. Acomptes reçus sur commandes pour autant qu'ils ne sont pas déduits des stocks de façon distincte		-	-
a) dont la durée résiduelle est inférieure ou égale à un an		-	-
b) dont la durée résiduelle est supérieure à un an		-	-
4. Dettes sur achats et prestations de services		-	-
a) dont la durée résiduelle est inférieure ou égale à un an		-	-
b) dont la durée résiduelle est supérieure à un an		-	-
5. Dettes représentées par des effets de commerce		-	-
a) dont la durée résiduelle est inférieure ou égale à un an		-	-
b) dont la durée résiduelle est supérieure à un an		-	-
6. Dettes envers des entreprises liées	2, 4, 12	185 837 878	231 463 473
a) dont la durée résiduelle est inférieure ou égale à un an	2, 4, 12	185 837 878	231 463 473
b) dont la durée résiduelle est supérieure à un an		-	-
7. Dettes envers des entreprises avec lesquelles l'entreprise a un lien de participation		-	-
a) dont la durée résiduelle est inférieure ou égale à un an		-	-
b) dont la durée résiduelle est supérieure à un an		-	-

Les notes figurant en annexe font partie intégrante de ces comptes annuels.

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg**CAPITAUX PROPRES ET PASSIF (suite)**

	Ref.	31/12/2018 Eur	31/12/2017 Eur
8. Autres dettes		14 996 696	19 448 104
a) Dettes fiscales		9 059 074	10 220 851
b) Dettes au titre de la sécurité sociale		341 615	357 623
c) Autres dettes		5 596 008	8 869 630
1) dont la durée résiduelle est inférieure ou égale à un an	2 4, 13	5 596 008	8 869 630
2) dont la durée résiduelle est supérieure à un an		-	-
D. Comptes de régularisation		14 581 621	7 404 518
TOTAL DU BILAN (CAPITAUX PROPRES ET PASSIF)		285 992 359	346 413 008

Les notes figurant en annexe font partie intégrante de ces comptes annuels.

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg

Comptes de profits et pertes pour l'exercice se terminant le 31 décembre 2018 (exprimé en euros)

COMPTES DE PROFITS ET PERTES

	Ref.	31/12/2018 Eur	31/12/2017 Eur
1. Chiffre d'affaires net	2.7, 14	619 713 862	765 903 559
2. Variation du stock de produits finis et en cours de fabrication		-	-
3. Travaux effectués par l'entreprise pour elle-même et portés à l'actif		-	-
4. Autres produits d'exploitation	15	6 160 385	7 255 475
5. Matières premières et consommables et autres charges externes	16	- 518 149 280	- 641 949 019
a) Matières premières et consommables	16	- 518 149 280	- 641 949 019
b) Autres charges externes		-	-
6. Frais de personnel	17	- 9 574 242	- 8 976 364
a) Salaires et traitements		- 7 340 752	- 7 806 381
b) Charges sociales		- 950 814	- 1 082 392
i) couvrant les pensions		- 207 689	- 259 861
ii) autres charges sociales		- 743 125	- 822 531
c) Autres frais de personnel		- 1 282 676	- 87 591
7. Correction de valeur	3, 4	- 23 296	- 17 741
a) Sur frais d'établissement et sur immobilisations corporelles et incorporelles	3, 4	- 23 296	- 17 741
b) sur éléments de l'actif circulant			
8. Autres charges d'exploitation	18	- 32 946 462	- 31 224 377
9. Produits provenant de participations		-	-
a) provenant d'entreprises liées		-	-
b) provenant d'autres participations		-	-
10. Produits provenant d'autres valeurs mobilières, d'autres titres et de créances de l'actif immobilisé		-	-
a) provenant d'entreprises liées		-	-
b) autres produits ne figurant pas sous a)		-	-
11. Autres intérêts et autres produits financiers	19	2 788 002	1 690 954
a) provenant d'entreprises liées		-	-
b) autres intérêts et produits financiers		2 788 002	1 690 954
12. Quote-part dans le résultat des entreprises mises en équivalence		-	-
13. Corrections de valeur sur immobilisations financières et sur valeurs mobilières faisant partie de l'actif circulant		-	-

Les notes figurant en annexe font partie intégrante de ces comptes annuels.

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg**COMPTES DE PROFITS ET PERTES (suite)**

	Ref.	31/12/2018 Eur	31/12/2017 Eur
14. Intérêts et autres charges financières	20	- 2 920 087	- 2 687 049
a) concernant des entreprises liées		- 590 722	- 718 719
b) autres intérêts et charges financières		- 2 329 365	- 1 968 330
15. Impôts sur le résultat	21	- 11 739 596	- 19 553 873
16. Résultat après impôts sur le résultat		53 309 286	70 441 565
17. Autres impôts ne figurant pas sous les postes 1. à 16.		-	-
18. Résultat de l'exercice		53 309 286	70 441 565

Les notes figurant en annexe font partie intégrante de ces comptes annuels.

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg
Notes aux comptes annuels au 31 décembre 2018**Note 1 - Informations générales**

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg (la « Société »), a été constituée à Luxembourg le 19 février 1988 sous la forme d'une Société anonyme de droit luxembourgeois pour une durée illimitée sous la dénomination sociale de Paribas Asset Management (Luxembourg) S.A. dont l'objet social était de faire toutes recherches économiques et analyses financières pour son compte propre et pour le compte d'autres Sociétés ou tiers institutionnels.

Le siège social de la Société est établi rue Edward Steichen, 10 à L-2540 Luxembourg, au Grand-Duché du Luxembourg.

L'Assemblée Générale Extraordinaire du 28 décembre 2000 a modifié la dénomination en Parvest Investment Management Company S.A. et l'objet social de la Société.

L'Assemblée Générale Extraordinaire du 26 juin 2003 a approuvé la fusion par absorption de BNP Paribas Fund Administration, BNP Paribas Investment Management Company S.A. et BNP Paribas Asset Management Services S.A. (ci-après les « Sociétés Absorbées ») par la Société, avec effet rétroactif au 1^{er} janvier 2003. L'Assemblée Générale Extraordinaire du 26 juin 2003 a également modifié la dénomination et l'objet social de la Société. La nouvelle dénomination de la Société est devenue BNP Paribas Asset Management Luxembourg.

L'Assemblée Générale Extraordinaire du 17 novembre 2003 a de nouveau modifié l'objet social de la Société. La Société a eu alors pour objet l'administration, la gestion et la commercialisation d'un ou plusieurs organismes de placement collectif (OPC) luxembourgeois et/ou étrangers agréés conformément à la Directive 85/611/CEE ainsi que d'autres OPC qui ne relèveraient pas de cette directive.

En date du 1^{er} juillet 2010, la Société a fusionné avec Fortis Investment Management Luxembourg S.A. et a changé sa dénomination en BNP Paribas Investment Partners Luxembourg.

L'Assemblée Générale Extraordinaire du 17 mai 2017 a modifié la dénomination en BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg.

Au cours de l'exercice 2018, la Société a principalement agi comme gestionnaire d'OPC d'une part et comme distributeur central d'autre part. La gestion des actifs des fonds sous gestion a été déléguée à d'autres entités du groupe BNP Paribas.

L'exercice social commence le 1^{er} janvier pour se terminer le 31 décembre.

La Société est incluse dans les comptes consolidés de BNP Paribas S.A. constituant l'ensemble le plus grand et le plus petit de l'entreprise dont la Société fait partie en tant que filiale indirecte. Le siège de cette Société est situé au 16, Boulevard des Italiens, F-75009 Paris. Les comptes consolidés de BNP Paribas S.A. sont disponibles à son siège social.

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg

Notes aux comptes annuels au 31 décembre 2018 (suite)

Note 2 - Principes, règles et méthodes d'évaluation

2.1 Principes généraux

Les comptes annuels sont établis conformément aux dispositions légales et réglementaires en vigueur au Luxembourg selon la méthode du coût historique.

Les politiques comptables et les principes d'évaluation sont, en dehors des règles imposées par la Loi du 19 décembre 2002 telle que modifiée, déterminés et mis en place par le Conseil d'Administration.

La préparation des comptes annuels implique le recours à un certain nombre d'estimations comptables déterminantes. Elle impose aussi au Conseil d'Administration d'exercer son jugement dans l'application des principes comptables. Tout changement dans les hypothèses peut avoir des répercussions significatives sur les comptes annuels de la période durant laquelle ces hypothèses ont changé. Le Conseil d'Administration estime que les hypothèses sous-jacentes sont adéquates et que les comptes annuels donnent ainsi une image fidèle de la situation financière et des résultats de la Société.

La Société fait des estimations et hypothèses qui ont une incidence sur les montants repris à l'actif et au passif au cours de la période suivante. Les estimations et les jugements sont évalués de façon continue et se basent sur l'expérience passée et d'autres facteurs, dont des anticipations d'événements futurs jugés raisonnables dans ces circonstances.

Les principales règles d'évaluation de la Société peuvent être résumées comme suit :

2.2 Conversion des postes en devise

La Société tient sa comptabilité en euro.

Toutes les transactions exprimées dans une devise autre que l'euro sont enregistrées en euro au cours de change en vigueur à la date de transaction. Les frais d'établissement et les immobilisations exprimées dans une devise autre que l'euro sont convertis en euro au cours de change historique en vigueur au moment de la transaction. A la date de clôture, ces immobilisations restent converties au cours de change historique.

Les avoirs en banques sont convertis aux taux de change en vigueur à la date de clôture des comptes. Les pertes et profits de change en résultant sont enregistrés au compte de profits et pertes de l'exercice.

Les autres postes de l'actif et du passif exprimés dans une devise autre que l'euro sont convertis au taux de change en vigueur à la clôture de l'exercice.

Les gains ou pertes de changes résultant des changements dans les taux de change en vigueur à la date de comptabilisation de la transaction et à la date de clôture sont reconnus dans les comptes de profits et pertes.

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg

Notes aux comptes annuels au 31 décembre 2018 (suite)

2.3 Immobilisations corporelles

Les immobilisations corporelles sont évaluées au coût d'acquisition qui comprend les frais accessoires ou au coût de revient. Les immobilisations corporelles sont amorties sur base de leurs durées d'utilisation estimées de façon linéaire aux taux suivants :

Autres installations, outillage et mobilier :	
Mobilier et matériel de bureau	25 % par an
Matériel informatique	20 %/25 %/33 % par an

2.4 Créances et dettes

Les créances sont comptabilisées à leur valeur nominale et les dettes à leur valeur de remboursement. Le cas échéant, des corrections de valeur sont comptabilisées afin de donner aux créances une valeur inférieure. Ces corrections de valeur ne sont pas maintenues si les raisons qui les ont motivées ont cessé d'exister.

2.5 Valeurs mobilières

Les valeurs mobilières sont évaluées au plus bas de leur prix d'acquisition, incluant les frais accessoires et déterminé selon la méthode du prix moyen pondéré ou de leur valeur de marché exprimé dans la devise de préparation des comptes annuels. Une correction de valeur est enregistrée lorsque le prix de marché est inférieur au prix d'acquisition. Ces corrections de valeur ne sont pas maintenues lorsque les raisons qui ont motivé leur constitution ont cessé d'exister.

2.6 Provisions

Les provisions ont pour objet de couvrir des pertes ou des dettes qui trouvent leur origine dans l'exercice ou dans un exercice antérieur et qui sont nettement circonscrites quant à leur nature mais qui, à la date de clôture du bilan, sont ou probables ou certaines, mais indéterminées quant à leur montant ou quant à leur date de survenance.

La Société offre à ses employés un certain nombre de régime de retraite à prestations définies ou à cotisations définies.

Régime à prestations définies

Pour les régimes à prestations définies, la Société paie des cotisations auprès d'une Société du secteur privé. Les cotisations sont comptabilisées comme charges de retraite supplémentaires lorsqu'elles sont dues.

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg
Notes aux comptes annuels au 31 décembre 2018 (suite)

2.6 Provisions (suite)

Régime à cotisations définies

Un régime à cotisations définies désigne un régime de pension en vertu duquel la Société paie des cotisations fixes à une entité distincte et n'a aucune obligation, juridique ou implicite, de payer des cotisations supplémentaires si le fonds n'a pas suffisamment d'actifs pour servir tous les avantages correspondant aux services rendus par le personnel pendant la période en cours et les périodes antérieures. Les cotisations payées sont directement enregistrées au compte de profits et pertes lors de l'exercice durant lequel elles sont payées. L'obligation de la Société se limite aux cotisations que la Société a accepté de verser dans le fonds pour le compte des salariés.

2.7 Montant du chiffre d'affaires net

Le montant net du chiffre d'affaires comprend les montants résultant de la prestation des services correspondant aux activités de la Société, déduction faite des réductions sur ventes, ainsi que de la taxe à la valeur ajoutée et d'autres impôts directement liés au chiffre d'affaires.

Note 3 - Immobilisations incorporelles

Au 31 décembre, l'évolution des immobilisations incorporelles se présente comme suit :

	Fonds de commerce 2018 EUR	Licences 2018 EUR	Total 2018 EUR	Fonds de commerce 2017 EUR	Licences 2017 EUR	Total 2017 EUR
Valeur brute au 1 ^{er} janvier	12 519 886	171 810	12 691 696	12 519 886	171 810	12 691 696
Ajustement de prix sur l'exercice	-	-	-	-	-	-
Cession de l'exercice	-	-	-	-	-	-
Valeur brute au 31 décembre	12 519 886	171 810	12 691 696	12 519 886	171 810	12 691 696
Corrections de valeur cumulées au 1 ^{er} janvier	(12 519 886)	(171 810)	(12 691 696)	(12 519 886)	(171 810)	(12 691 696)
Corrections de valeur de l'exercice	-	-	-	-	-	-
Cession de l'exercice	-	-	-	-	-	-
Corrections de valeur cumulées au 31 décembre	(12 519 886)	(171 810)	(12 691 696)	(12 519 886)	(171 810)	(12 691 696)
Valeur nette au 31 décembre	-	-	-	-	-	-

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg
Notes aux comptes annuels au 31 décembre 2018 (suite)

Note 4 - Immobilisations corporelles

Au 31 décembre, l'évolution des immobilisations corporelles se présente comme suit :

	Autres installations, outillage et mobilier	
	31/12/2018	31/12/2017
	EUR	EUR
Valeur brute au 1er janvier	139 605	323 197
Entrées au cours de l'exercice	27 973	18 502
Sorties au cours de l'exercice	-	(202 094)
Transferts au cours de l'exercice	-	-
Valeur brute au 31 décembre	167 578	139 605
Corrections de valeur cumulées au 1er janvier	(109 912)	(294 265)
Dotations de l'exercice	(23 296)	(17 741)
Reprises de l'exercice	-	202 094
Transferts de l'exercice	23	-
Corrections de valeur cumulées au 31 décembre	(133 185)	(109 912)
Valeur nette au 31 décembre	34 393	29 693

Note 5 - Créances sur des entreprises liées

Les créances sont essentiellement composées des commissions de gestion, de conseil en investissement et de frais de fonctionnement à recevoir au titre du mois de décembre 2018.

Note 6 - Autres créances

Ce poste est en partie composé de créances envers l'administration fiscale.

Note 7 - Capital souscrit

Aux 31 décembre 2017 et 2018, le capital social s'élève à EUR 3 000 000 représenté par 100 000 actions sans désignation de valeur nominale. Les actions sont nominatives.

Note 8 - Réserve légale

Sur les bénéfices nets, il doit être prélevé annuellement 5 % pour constituer le fonds de réserve prescrit par la loi luxembourgeoise. Ce prélèvement cesse d'être obligatoire lorsque le fonds de réserve atteint le dixième du capital social. La réserve légale ne peut pas être distribuée.

Note 9 - Autres réserves

Au 31 décembre 2018, la Société a réduit sa charge de l'impôt sur la fortune en accord avec le paragraphe 8a de la législation luxembourgeoise sur l'impôt sur la fortune. La Société affecte en réserves indisponibles un montant correspondant à cinq fois le montant réduit d'impôt sur la fortune. La période d'indisponibilité de cette réserve est de cinq années à compter de l'année suivant celle de la réduction de l'impôt sur la fortune.

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg
Notes aux comptes annuels au 31 décembre 2018 (suite)

Note 10 - Capitaux propres

Les mouvements de l'exercice sur les capitaux propres se décomposent comme suit :

	Capital Souscrit EUR	Réserve légale EUR	Autres réserves EUR	Résultats reportés EUR	Résultat de l'exercice EUR
Au 31 décembre 2017	3 000 000	300 000	13 445 000	455	70 441 565
Affectation du résultat de l'exercice 2017 :					
- Attribution à la réserve « Impôt sur la fortune »	-	-	2 200 000	-	(2 200 000)
- Reprise de la réserve « Impôt sur la fortune »	-	-	(2 945 000)	-	2 945 000
- Dividendes distribués	-	-	-	(455)	(71 186 545)
- Attribution aux résultats reportés	-	-	-	20	(20)
Résultats de l'exercice 2018	-	-	-	-	53 309 286
Au 31 décembre 2018	<u>3 000 000</u>	<u>300 000</u>	<u>12 700 000</u>	<u>20</u>	<u>53 309 286</u>

L'affectation du résultat de l'exercice 2017 a été approuvée par l'Assemblée Générale des Actionnaires du 11 avril 2018.

Note 11 - Autres provisions

Au 31 décembre 2018, ce poste est principalement constitué de provisions pour indemnités de départs.

Note 12 - Dettes envers des entreprises liées

Ce poste est constitué essentiellement des commissions de distributeurs et de gérants à rétrocéder, ainsi que de la dette liée à la mutualisation des coûts opérationnels, marketing et informatiques entre les entités BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT.

Note 13 - Autres dettes

Le solde au 31 décembre 2018 est notamment composé de frais et commissions à payer pour le compte des différentes SICAV sous la gestion de la Société.

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg
Notes aux comptes annuels au 31 décembre 2018 (suite)

Note 14 - Chiffre d'affaires net

Ce poste est constitué des commissions perçues suivantes :

	31/12/2018	31/12/2017
	EUR	EUR
Commissions de gestion et de conseil en investissement	449 576 450	517 685 076
Frais fonctionnement/Service Fees	164 025 835	191 460 772
Commissions de distribution	6 071 020	56 616 168
Commissions agent dépositaire	40 557	50 925
Autres commissions	-	90 618
	619 713 862	765 903 559

Note 15 - Autres produits d'exploitation

Le poste autres produits d'exploitation se composent de :

	31/12/2018	31/12/2017
	EUR	EUR
Revenus liés à un contrat de mutualisation de certains coûts par le réseau BNPP Investment Partners	4 539 805	5 633 593
Autres produits	1 620 581	1 621 882
	6 160 385	7 255 475

Note 16 - Matières premières et consommables et autres charges externes

Ce poste est constitué des commissions rétrocédées suivantes :

	31/12/2018	31/12/2017
	EUR	EUR
Commissions de distributeurs	279 762 097	388 273 609
Commissions de gérants	175 392 513	188 827 405
Commissions d'agent dépositaire	13 815 413	15 027 081
Frais fonctionnement/Service Fees	17 141 543	15 023 662
Commissions agent de transfert	14 744 137	15 566 856
Commissions d'agent administratif délégué	12 234 489	14 081 849
Commissions All-in	4 001 244	3 575 892
Autres commissions	1 057 844	1 572 665
	518 149 280	641 949 019

La commission « All-in » regroupe notamment le coût d'agent dépositaire, d'agent de transfert et d'agent administratif délégué au titre de la SICAV BNP Paribas Easy.

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg
Notes aux comptes annuels au 31 décembre 2018 (suite)

Note 17 - Frais de personnel

Le poste frais de personnel se compose comme suit :

	31/12/2018	31/12/2017
	EUR	EUR
Salaires et traitements	7 340 751	7 806 381
Charges sociales couvrant les salaires et traitements	743 125	822 531
Pensions complémentaires	207 689	259 861
Autres frais de personnel	1 282 677	87 591
	9 574 242	8 976 364

Une rémunération de EUR 20 000 a été versée en 2018 aux membres des organes d'administration ou de surveillance.

Aucun engagement n'a été contracté en matière de pension ou de retraite à l'égard des anciens et actuels membres de ces organes.

Aucune avance ou crédit n'a été accordée en 2018 aux membres des organes d'administration ou de surveillance.

Au 31 décembre 2018, le poste « autres frais de personnel » est principalement constitué de provisions pour indemnités de départs.

Durant l'exercice 2018, 84 personnes ont été employées en moyenne par la Société (identique à 2017) selon la répartition suivante :

Catégories	Nombre de personnes
Dirigeants	2
Employés	82

Note 18 - Autres charges d'exploitation

Le poste autres charges d'exploitation se compose de :

	31/12/2018	31/12/2017
	EUR	EUR
Coûts liés à un contrat de mutualisation de certains coûts par le réseau BNPP ASSET MANAGEMENT	22 551 973	19 568 157
Frais de fonctionnement et d'exploitation	4 556 351	4 990 958
Autres frais	901 733	2 060 663
Compensation sur Crédit d'Impôts	4 936 405	4 604 599
	32 946 462	31 224 377

La compensation sur crédit d'impôts est expliquée par la constitution d'un groupe fiscal Luxembourgeois. Pour plus de détails, veuillez-vous référer à la Note 21 ci-après.

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg
Notes aux comptes annuels au 31 décembre 2018 (suite)

Note 19 - Autres intérêts et autres produits financiers

Les autres intérêts et produits financiers incluent essentiellement des gains sur change mais également des intérêts sur compte à terme et sur placement.

Note 20 - Intérêts et autres charges financières

Les autres intérêts et charges incluent essentiellement des pertes sur change mais également des intérêts sur compte à terme et sur placement.

Note 21 - Intégration fiscale

La Société est membre depuis l'année d'imposition 2016 d'une intégration fiscale horizontale dont la conformité avec les dispositions de l'Article 164bis L.I.R a été confirmée par l'Administration des contributions directes.

La Société a signé une convention d'intégration fiscale avec deux autres entités du groupe BNP Paribas l'engageant sur une durée minimale de cinq années.

L'intégration fiscale à Luxembourg s'applique à la fois pour l'impôt sur le revenu des collectivités et l'impôt commercial communal.

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。

管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。

- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで作成表示されている。翻訳された日本文の中間財務書類には主要な金額について円換算額が併記されている。この日本円による金額は、2020年1月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝120.30円）を用いて換算され、千円未満の金額は四捨五入して表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

貸借対照表（未監査）

2019年6月30日現在

	ユーロ	千円
資産		
固定資産	35,750.19	4,301
有形資産	35,750.19	4,301
金融資産	0.00	0
流動資産	281,115,044.55	33,818,140
銀行預金	181,624,629.08	21,849,443
債権	75,490,415.48	9,081,497
投資	23,999,999.99	2,887,200
前払費用	63,864.00	7,683
資産合計	281,214,658.74	33,830,123
負債		
資本金および準備金	15,650,306.37	1,882,732
資本金	3,000,000.00	360,900
法定準備金	300,000.00	36,090
その他の準備金	12,350,000.00	1,485,705
繰越利益	306.37	37
引当金	77,957.23	9,378
年金および類似債務に対する引当金	77,957.23	9,378
繰延収益	11,740,962.20	1,412,438
債務	233,915,806.95	28,140,072
当期利益	19,829,625.99	2,385,504
負債合計	281,214,658.74	33,830,123

損益計算書（未監査）

2019年6月30日に終了した期間

	ユーロ	千円
その他の受取利息および類似収益	292,338,968.61	35,168,378
支払利息および類似費用	250,145,355.86	30,092,486
その他の営業利益	3,767,494.60	453,230
収益合計	45,961,107.35	5,529,121
投資による収益	0.00	0
一般管理費	24,312,673.77	2,924,815
人件費	4,151,469.84	499,422
給与賃金	3,753,343.84	451,527
社会保障費	398,126.00	47,895
年金関連	66,328.45	7,979
その他の一般管理費	20,161,203.93	2,425,393
評価調整	12,986.97	1,562
有形固定資産および無形固定資産に関するもの	12,986.97	1,562
利益に係る税金	1,805,820.62	217,240
税引後利益	19,829,625.99	2,385,504
特別損益	0.00	0
当期利益	19,829,625.99	2,385,504

4【利害関係人との取引制限】

管理会社が自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠けまたはファンドの資産の適切な運用を害するファンドのための管理会社の取引は、すべて禁止される。

5【その他】

(1) 取締役の変更

管理会社の取締役は管理会社の株主総会により選任され、株主総会における株主の決議により、理由の有無にかかわらず解任またはいつでも更迭される。死亡、辞職またはその他の理由による欠員ある場合には、残存取締役は、次回の株主総会まで欠員を補充するため、新取締役を選任することができ、当該新取締役は、次回の株主総会で正式に選任されるものとする。

(2) 定款の変更等

管理会社の定款の変更ならびに解散および清算に関しては、営利会社に関する1915年商事会社法の要求する条件に基づき株主総会における株主の決議が必要である。

(3) 事業譲渡または事業譲受

定款の変更が必要となる事業譲渡については、株主総会の承認が必要となる。

(4) 出資の状況

該当なし。

(5) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実および与えることが合理的に予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) BNPパリバ・アセットマネジメントUKリミテッド（BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT UK Ltd）
（「投資運用会社」）

① 資本金の額

BNPパリバ・アセットマネジメントUKリミテッドの資本金の額は、2020年1月末日現在、32,042,520イギリスポンド（約45億7,791万円）である。

（注）イギリスポンドの円貨換算は、2020年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1イギリスポンド=142.87円による。

② 事業の内容

BNPパリバ・アセットマネジメントUKリミテッドは、BNPパリバの会社であり、英国で登記され（登記番号02474627番）、イングランドEC2V7BP、ロンドン、アルダーマンバリー・スクエア5番に登記上の事業所を有する。同社は、機関投資家および専門投資家のための投資運用会社として事業運営し、BNPパリバの資産運用事業専門のBNPパリバ・アセットマネジメント基盤の一員である。同社は、英国の金融行為監督機構による認可および規制を受ける（会社登録番号は170064番）。

- (2) BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店（BNP Paribas Securities Services, Luxembourg Branch）（「保管受託銀行」および「登録事務・名義書換事務代行会社」）

① 資本金の額

BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズの資本金の額は、2020年1月末日現在、182,839,216ユーロ（約219億9,556万円）である。

② 事業の内容

BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズは、フランス法に基づき株式会社として設立された株式会社であり、パリに登記上の事務所を有するBNPパリバの完全子会社である。BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズのルクセンブルク支店は、2002年6月1日に活動を開始した。

- (3) 東海東京証券株式会社（「代行協会員」および日本における「販売会社」）

① 資本金の額

2020年1月末日現在、60億円

② 事業の内容

日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。

2【関係業務の概要】

- (1) BNPパリバ・アセットマネジメントUKリミテッド（BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT UK Ltd）
（「投資運用会社」）

ファンド資産について投資運用業務を行う。

- (2) BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店（BNP Paribas Securities Services, Luxembourg Branch）（「保管受託銀行」および「登録事務・名義書換事務代行会社」）

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務、登録事務・名義書換事務代行業務および純資産額計算業務を行う。

- (3) 東海東京証券株式会社（「代行協会員」および日本における「販売会社」）

日本における代行協会員業務およびファンド証券の販売・買戻業務を行う。

3【資本関係】

管理会社、投資運用会社および保管受託銀行はすべてBNPパリバ・エス・エイの直接または間接の子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

（2019年5月1日付）

1. 定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（2010年法が継承）
2004年法	リスク資本に投資する投資法人（以下「SICAR」という。）に関する2004年6月15日法
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する随時改正される2016年7月23日法
AIF	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
AIFM	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
AIFMD	指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則（EC）No. 1060/2009および規則（EU）No. 1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EU
AIFMR	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No. 231/2013
BMRまたは ベンチマーク規則	指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則（EU）No. 596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/1011
CESR	欧州証券市場監督局によって代替された欧州証券規制委員会（ESMA）
第16章管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
CSSF	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合（EECの継承機関であるECを吸収）
FCP	契約型投資信託
KIDまたは PRIIPs KID	規則1286/2014において言及される主要情報文書
KIIDまたは UCITS KIID	指令2009/65/EC第78条および2010年法第159条において言及される主要投資家情報文書
加盟国	欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である欧州連合加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内で欧州連合加盟国に相当するとみなされる国
メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版

メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日からRESEAに切り替えられた
MMF	MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとしての資格を有するファンド
MMF規則	マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017/1131
非個人向け パートIIファンド パートIファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券／投資証券を販売することが認められていないパートIIファンド （特にUCITS IV指令をルクセンブルグ法において導入する）2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パートIIファンド PRIIP PRIIPs規則または 規則1286/2014 RAIF	2010年法パートIIに基づく投資信託 PRIIPs規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品 パッケージ型個人向け投資金融商品（PRIIPs）の主要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）1286/2014 リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法第1条に定めるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
登録AIFM	運用資産が2013年法第3条およびAIFMDに規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される免除の恩恵を受け、利用する運用会社
個人向け パートIIファンド RESEA	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券／投資証券を販売することが認められているパートIIファンド ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
SFT規則	規則（EU）No. 648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2015/2365
SIF	2007年法に基づく専門投資信託
UCI	投資信託
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS IV指令または 指令2009/65/EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009/65/EC
UCITS V指令または 指令2014/91/EU	預託業務、報酬方針および制裁に関して譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009/65/ECを改正する2014年7月23日付欧州議会および欧州理事会指令2014/91/EU
UCITS V法	2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS V指令を法制化する2016年5月10日法
UCITS V規則または EU規則2016/438	預託機関の義務に関して欧州議会および欧州理事会指令2009/65/ECを補足する随時改正される2015年12月17日付委員会委任規則（EU）2016/438
UCITS所在加盟国	UCITS IV指令第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国

UCITS受入加盟国 契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国

UCITS管理会社または2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社
第15章管理会社

重要情報

本概要は、SICAVまたはFCPの最も一般的な形態を採用するUCITSおよびパートIIファンドに着目している。

他の法律に関する言及は、適切と判断される場合に行われる。

本概要は、ルクセンブルグで利用可能な投資信託のあらゆる法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される付随的法律を完全かつ網羅的に説明するものとみなされるべきでない。

II. 投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年までは、ルクセンブルグのすべての形態の投資信託は、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従っていた。1983年8月25日法は、指令85/611/EEC（以下「UCITS I指令」という。）の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法によって代替された。

2002年法は、UCITS I指令を改正する指令2001/107/ECおよび指令2001/108/EC（以下「UCITS III指令」という。）をルクセンブルグ法に導入し、1988年3月30日法を代替した。

2010年法は、UCITS IV指令をルクセンブルグ法に導入し、2002年法を代替した。

専門投資信託に関する2007年法は、機関投資信託に関する1991年法を代替した。専門投資信託（以下「SIF」という。）は、当該ビークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として区分されている。SIFは、利用可能な会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、CSSFによる監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、2007年法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2013年7月15日に、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年法が公布され、同日発効した。AIFMDは、主にEU（および一定の条件の下では外国）におけるオルタナティブ資産運用会社に通称される指令ではあるが、運用会社のみならず、運用会社が運用する投資ビークル（すなわちAIF）にも影響を及ぼす多くの規定により構成されている。

その結果、2013年法は、別の新しい法律としてAIFMDをルクセンブルグ法に法制化しただけでなく、同時に、2010年法、2007年法、1915年法、1993年法および2004年法等の現行のルクセンブルグ法を改正した。SICARについては、本概要において簡潔に記載するにとどめる。

2013年法によって導入された現行の投資信託に関する法律の変更は、（i）完全に適用対象となる投資ビークル（すなわち、AIFMDの「商品」に関する要件が適用される投資ビークル）と、（ii）AIF（いかなる場合もAIFとしての適格性を有しているすべてのパートIIファンド）ではないか、または、AIFではあるが運用会社による運用資産が2013年法第3条およびAIFMDにより規定された最低限度額を下回る投資ビークルとを区別することを主に目的としている。

2010年法第16章の改正を通じて、2013年法により、非UCITSの管理会社および非AIFMの管理会社に関する新しい制度が導入された。

AIFMDについては2013年法は、AIF（当該AIFがルクセンブルグで設立されたか、他の加盟国で設立されたかまたは第三国で設立されたか、規制を受けるか否か、2013年法において規定される適用除外および免除の対象であるか否かにかかわらず。）を運用するルクセンブルグで設立されたAIFMに適用されることに留意することが重要である。また、EU加盟国以外の国で設立されたAIFMが、

ルクセンブルグ内で設立されたAIFを運用するか、または、ルクセンブルグにおいて投資家に対してAIF（その投資信託の所在地を問わない。）の販売を行う場合、2013年法は、かかるAIFMに適用される。

2016年5月12日に、2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS V指令を法制化する2016年5月10日ルクセンブルグ法が公布され、2016年6月1日に発効した。

2018年3月の2010年法および2013年法の改正により、認可されたAIFMによって運用され、その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資家へその投資証券を販売することが認められていないパートIIファンドに関して、UCITS保管受託制度ではなく、AIFMD保管受託制度が適用される旨規定される。

2010年法はまた、パートIIファンドが（i）登録AIFMまたはEU域外のAIFMにより運用され、かつ（ii）その募集文書において、ルクセンブルグ領域内でその投資証券を個人投資家へ販売することが禁じられている場合において、そのパートIIファンドは、非AIF投資構造に対して適用されるより緩やかな保管受託制度（すなわち非UCITSおよび非AIFMD保管受託制度）の対象となる旨を規定している。

2016年10月11日に、2010年法パートIに服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS（場合に応じて）に適用される規定に関するCSSF告示16/644が発行された。

CSSF告示16/644は、2018年8月23日に発行された、2010年法パートIに服さないファンドの預託機関およびその支店（該当する場合）に適用される組織的な取決めにに関するCSSF告示18/697により改正された。

さらに、MMF規則は2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになった。

III. ルクセンブルグ投資信託の法制度および法的形態の一般的構成

1. 一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパートIのUCITSおよびパートIIのUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

- パートI UCITS（以下「パートI」という。）
- パートII その他のUCI（以下「パートII」という。）
- パートIII 外国のUCI
- パートIV 管理会社
- パートV UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2 2007年法

2007年法はSIFのみを取り扱い、2つのパートに分けられる。

- パートI 専門投資信託に適用される一般規定
- パートII オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法第2章またはAIFMD第2章に基づき認可されるAIFMにより運用される専門投資信託に適用される固有規定

1.3 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2. 法的形態

2010年法パートIおよびパートIIに従う投資信託および2007年法に従うSIFの主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託（fonds commun de placement）（以下「FCP」という。）

2) 投資法人 (investment companies)

- － 変動資本を有する投資法人（以下「S I C A V」という。）
- － 固定資本を有する投資法人（以下「S I C A F」という。）

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法（パート I ファンドおよびパート II ファンド）、2004年法（S I F）、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託（F C P）

契約型の投資信託は、F C Pそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 F C Pの概要

F C Pは法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。F C Pは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法およびU C I T Sおよびパート II ファンドについては2010年法またはS I Fについては2007年法のいずれかに従っている。

投資家は、F C Pに投資することにより、F C Pに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、F C Pの約款（以下を参照のこと。）に基づく。F C Pへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、F C Pの受益証券（以下「受益証券」という。）を保有する。

3.1.2 F C Pの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、端数の受益証券の受益証券登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パート I ファンドの受益証券は、F C Pによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パート II ファンドについて、C S S F規則は、2010年法第91条に従い、F C Pの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付 I M L 告示91/75（改訂済）は、パート II ファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設立することができる。

S I Fに関連して、受益証券の発行ならびに、適用ある場合は、受益証券の買戻しに適用される条件および手続は約款に規定され、より詳細な規定は課されない。従ってS I Fは、買付けおよび買戻しの両方についてオープン・エンド型またはクローズド・エンド型ファンドとして機能することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

F C Pの分配方針は約款の定めに従う。

パート I ファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート II ファンドに関する2010年法第91条は、C S S F規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）2016年10月現在において、当該規則は制定されていない。

主要な要件は以下のとおりである。

- － F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、U C I T SまたはパートIIファンドとして資格を有するF C Pとしての認可が得られてから6か月以内およびS I Fとして資格を有するF C Pとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- － 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行する。
- － 発行価格および買戻価格は、パートIファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパートIIファンドについては少なくとも1か月に1度（例外がある）は計算されなければならない。S I Fは約款に従い発行価格および買戻価格を決定し、ファンドの純資産価額に基づかない場合がある。S I Fの純資産価額は少なくとも1年に1度は決定されなければならない。
- － 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C Pの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 2010年法に基づくF C Pの保管受託銀行

- A. 管理会社は、運用しているF C Pそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、C S S Fにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、F C Pの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない。また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するF C Pに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたF C Pのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

- B. パートI F C Pおよび個人向けパートII F C Pについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- － F C Pの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- － F C Pの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- － 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- － F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- － F C Pの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、F C Pのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にF C Pの受益証券の申込みに
おいてF C Pの受益者によりまたはF C Pの受益者のために行われるすべての支払が受領されるよ
うにし、F C Pのすべての現金がa) F C P名義、F C Pを代理する管理会社名義またはF C Pを
代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006/73/EC第18条第1項a)、b) または
c) に言及された組織において開設され、c) 指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持され
る預金口座に記帳されるようにする。

F C Pを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現
金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. F C Pの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保
管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、

¹ 「指令2006/73/EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議
会および欧州理事会指令2004/39/ECを実施する2006年8月10日付委員会指令2006/73/ECをいう。

- ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、FCPを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってFCPに属するものであることが明確に確認できるようにする。
- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
 - i) FCPを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてFCPの所有権を確かめることによってかかる資産のFCPによる所有を確認し、
 - ii) FCPが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。
- D. 保管受託銀行は、定期的に、FCPのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するFCPの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるFCPの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

 - a) FCPの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
 - b) 保管受託銀行がFCPを代理する管理会社の指示を実行する場合、
 - c) FCPの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
 - d) 権原譲渡契約に基づいてFCPが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはFCPの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。
- E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

 - a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
 - b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
 - c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

 - a) 委託されたFCPの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
 - b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 - i) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 - ii) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
 - c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
 - d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるFCPの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
 - e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)のi)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)のi)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するFCPに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) FCPを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

- F. 保管受託銀行は、FCPおよびFCPの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、FCPを代理する管理会社に返却しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、FCPおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに記載する委託に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

FCPの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

- G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、FCPおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、FCPまたはFCPを代理する管理会社に関して、FCP、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびFCPの受益者に開示される場合を除く。

- H. 以下の場合、FCPに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合（2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合
- d) 約款に定められたその他の場合

3.1.4 管理会社

FCPは2010年法または2007年法に従うか否かにかかわらず、管理会社によって運用される。

FCPに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。

c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。

d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009/65/ECが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。また、UCITS管理会社およびAIFMは、2018年8月23日に発行されたCSSF告示18/698に従う。

（さらなる詳細については、以下IV. 3を参照のこと。）

3.1.5 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パートIファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はUCITS規則に定められた追加条件に従う。

パートIIファンドおよびSIFについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

(ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグの投資信託は、2010年法および2007年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社 (sociétés anonymes) として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人 (SICAV)

3.2.1.1 2010年法に基づくSICAV

2010年法に従い、UCITSおよびUCIは、SICAVの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法に従い、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社 (société anonyme) として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

3.2.1.2 2007年法に基づくSICAV

公開有限責任会社 (société anonyme) の形態に加えて、2007年法はSICAVが株式有限責任事業組合 (société en commandite par actions)、特別リミテッド・パートナーシップ (société en commandite spéciale)、普通リミテッド・パートナーシップ (société en commandite simple)、非公開有限責任会社 (société à responsabilité limitée) または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合 (société coopérative organisée sous forme de société anonyme) の形態の採用を許可している。2007年法に基づくSICAVの唯一の目的は、

投資リスク分散を目的としてファンドを資産に投資し、投資家（十分に情報を提供された投資家でなければならない）に資産運用の結果の恩恵を提供することである。規約は、資本金が常に会社の純資産の金額と同額である旨規定している。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、S I Fについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.3 2010年法および2007年法に従うS I C A Vの要件

S I C A Vに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パート I の対象となっているS I C A Vの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含め、2010年法パート I に従うすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- パートII S I C A Vは、株式資本を維持しなければならなく、当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。当該最低資本金は、S I C A Vの認可後6か月以内に達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本は、250万ユーロに引き上げることができる。
- S I Fについては、株式プレミアムまたは組合持分を構成する金額を加えたS I C A Vの払込済資本は、125万ユーロを下回ってはならない。かかる最低資本金は、S I C A Vの認可後12か月以内に達しなければならない。大公国規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロまで引き上げることができる。

（注）現在にかかる規則は存在しない。

- 取締役の任命および取締役の変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資証券を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて投資証券を買い戻す。
- U C I T SおよびパートIIファンドに関して、通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの投資証券を発行しない。
- U C I T SおよびパートIIファンドの規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する（パートIファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パートIIファンドについては最低1か月に1回とし、S I Fについては最低1年に1回とする。）。
- 規約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。
- S I C A Vの投資証券は無額面とする。

3.2.2 2010年法に基づくS I C A Vの保管受託銀行

- A. S I C A Vは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。保管受託銀行は、保管受託契約に従い、S I C A Vの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するS I C A Vに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S

Fに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の関連法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたS I C A Vのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. パート I S I C A Vおよび個人向けパートII S I C A Vについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- － S I C A Vの投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびS I C A Vの規約に従って執行されるようにすること。
- － S I C A Vの投資証券の価格が法律およびS I C A Vの規約に従い計算されるようにすること。
- － 法律またはS I C A Vの規約に抵触しない限り、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を執行すること。
- － S I C A Vの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- － S I C A Vの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、S I C A Vのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にS I C A Vの投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、S I C A Vのすべての現金がa) S I C A V名義またはS I C A Vを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006/73/EC第18条第1項a)、b)またはc)に言及された組織において開設され、c) 指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

S I C A Vを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b)に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. S I C A Vの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

- i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
- ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、S I C A Vを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってS I C A Vに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

- i) S I C A Vから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてS I C A Vの所有権を確かめることによってかかる資産のS I C A Vによる所有を確認し、
- ii) S I C A Vが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、S I C A Vのすべての資産をまとめた一覧をS I C A Vに提出する。

保管受託銀行が保管するS I C A Vの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるS I C A Vの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) S I C A Vの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がS I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) S I C A Vの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてS I C A Vが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはS I C A Vの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、前記Bに記載された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたS I C A Vの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 - i) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 - ii) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるS I C A Vの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 前記A、C、前記Dの第2段落ないし第4段落および後記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)のi)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)のi)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するS I C A Vに投資する投資主が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) S I C A Vが、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、後記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

F. 保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対し、保管受託銀行または前記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、S I C A Vに返還しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりS I C A Vおよび投資主が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

以上の保管受託銀行の責任は、前記Eに言及された委任に影響されることはない。

前記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

投資主は、救済が重複したり投資主間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的にS I C A Vを通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

- G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、S I C A Vと保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、S I C A V、S I C A Vを代理する管理会社および保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社に関して、S I C A V、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびS I C A Vの投資主に開示される場合を除く。

- H. 以下の場合、S I C A Vに関して保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはS I C A Vに解任される場合（2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）
- b) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手続の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局によりS I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の権限が取り消された場合
- d) 規約に定められたその他の場合

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章（U C I T S）または第16章（パートII ファンドおよびS I F）に従い管理会社によって運営される。

S I C A Vが管理会社を指定した場合のS I C A Vに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意に退任し、またはS I C A Vにより解任された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 指定管理会社がS I C A Vにより退任され、S I C A Vが自己運用S I C A Vたる適格性の採用を決定した場合。
- c) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手続に服し、または清算した場合。
- d) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。

また、U C I T S管理会社および第16章管理会社は、下記IV.3.4に詳述されるC S S F告示18/698に従う。

3.2.4 関係法人

前記III.3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、S I C A Vの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 会社型パートI ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パートI ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

- (1) S I C A Vが、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、少なくともS I C A Vの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。

— S I C A Vの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代表するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。

— さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合

(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合

(d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合

(e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 以下のIV.3.2の(4)から(8)に定める規定は、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と解釈される。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

(3) 指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4. ルクセンブルグの投資信託に関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010年法および2007年法

4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法および2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、UC I内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUC Iのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。C S S Fは、2010年法および2007年法に従う投資信託（以下「UC I」という。）の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する告示12/540を発行した。当該告示に従い、C S S Fによる運用されていないコンパートメント（即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント）に対する認可は、最長18か月間有効である。

4.1.2 2010年法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、S I C A Vはいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたS I C A Vの投資証券は全額払い込まれなければならない、無額面でなければならない。投資証券は、S I C A Vの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はC S S F規則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.1.3 2007年法に基づく受益証券の発行および買戻し

S I Fは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資証券／受益証券を発行することができる。投資証券は、発行時に1口当たり最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するS I Fを設立することができる。さらに、S I Fは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUC Iに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うS I C A VまたはF C Pの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、2007年法の下で、S I Fは、（例えば、S I Fが発行したワラントの行使時に）所定の確定した価格で投資証券を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型S I Fの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で投資証券を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

S I Fは、一部払込済み投資証券を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、約定した申込みにより当初申込時に確認された新規投資証券の継続取得によってのみならず、一部払込済み投資証券（当初発行された投資証券の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。）によって行うこともできる。

4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、（2010年法または2007年法により明示的に適用除外されていない限り）F C Pの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件（1915年法第420条の1）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項（1915年法第420条の15）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 設立企画人の身元
- (ii) 法人の形態および名称
- (iii) 登録事務所
- (iv) 法人の目的
- (v) 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額

- (vi) 発行時に払込済の額
- (vii) 発行済資本および授權資本を構成する投資証券の種類の記載
- (viii) 投資証券の様式（記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式）
- (ix) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

（注）1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、C S S Fは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

- （x）設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- （xi）資本の一部を構成しない投資証券（もしあれば）に関する記載
- （xii）取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- （xiii）法人の存続期間
- （xiv）会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積り

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420条の17）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- （i）設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをR E S Aに公告すること
- （ii）応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 設立企画人および取締役の責任（1915年法第420条の19および第420条の23）

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

IV. 2010年法に基づくルクセンブルグのU C I T S

1. ルクセンブルグのU C I T Sに関する序論

2010年法パート I に基づきU C I T Sとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のE U加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、U C I T Sを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのU C I T Sの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

2. ルクセンブルグのU C I T Sの投資制限

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、F C Pおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート I ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

U C I T Sが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のU C I T Sとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、指令2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同指令第1条第2項第1号および第2号、a) およびb) に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に（設立国が加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- － 当該その他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - － 当該その他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が指令2009/65/ECの要件と同等であること。
 - － 当該UCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - － （合計で）取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- － UCITSが投資することができる商品の原資産となるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - － OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - － OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
- CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付告示11/512を制定している。同告示は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- － 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - － 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - － EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品

- C S S Fが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4次指令78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) U C I T Sは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているU C I T Sは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) U C I T Sは、流動資産を保有することもできる。
- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社（各運用U C I T Sに関するもの）は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロファイル全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。U C I T Sはまた、O T Cデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。U C I T Sは、C S S Fが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、C S S Fに定期的に報告しなければならない。
- (b) U C I T Sは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をC S S Fが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。いかなる場合も、これらの運用によりU C I T Sはその設立文書に記載された投資目的から逸脱しないものとする。
- (c) U C I T Sは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。
- 当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。
- U C I T Sは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。U C I T Sが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。
- 譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。
- (10) (a) U C I T Sは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。
- U C I T Sは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。U C I T Sの取引の相手方に対するO T Cデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。
- (b) U C I T Sがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、U C I T Sが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのO T Cデリバティブ取引には適用されない。
- 上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、U C I T Sは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。
- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金、または
- 当該機関について行われたO T Cデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

(c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国が参加している公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合、35%を上限とすることができる。

(d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

指令83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSSFの承認する株価指数または債券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および／または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたす場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、同一発行体にのみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証人となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

(c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

(13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUC Iの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

- (b) UC ITS以外のUC Iの受益証券への投資は、合計して、一つのUC ITSの資産の30%を超えてはならない。

UC ITSがUC ITSおよび／またはその他のUC Iの受益証券を取得した場合、UC ITSまたはその他のUC Iのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUC ITSおよび／または他のUC Iの受益証券に、UC ITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UC ITSおよび／またはUC Iの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のUC ITSおよび／または他のUC Iにその資産の相当部分を投資するUC ITSは、目論見書において、当該UC ITSならびに投資を予定している投資先UC ITSおよび／またはUC Iの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UC ITSならびに投資先UC ITSおよび／またはUC Iの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UC ITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

- (b) UC ITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の前記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株価指数または債券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (c) UC ITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UC ITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UC ITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。

- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パートIまたは指令2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。

- (b) さらに、UC ITSは、以下を超えるものを取得してはならない。

(i) 同一発行体の議決権のない株式の10%

(ii) 同一発行体の債務証券の10%

(iii) (2010年法第2条第2項の意味における) 同一UC ITSまたはその他のUC Iの受益証券の25%

(iv) 一発行体の短期金融商品の10%

上記(ii)ないし(iv)の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。

- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。

1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品

2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品

3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品

- 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
- 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書IV.2.の制限に適合する必要はない。
リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSの制御の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%まで、またはFCPの場合はそのファンド価額の10%まで借入れをすることができる。
2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。
UCITSが、1) および2) に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- (20) 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて施行している。
2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する告示08/339（以下「告示08/339」という。）を出した。
告示08/339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により代替される。）の意味において、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。告示08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された告示08/380により改正された。
2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF告示08/356（以下「告示08/356」という。）を出した。

告示08/356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該告示は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

CSSF告示14/592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融デリバティブ商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。

2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになったMMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求される。MMF規則の範囲内に該当しないUCIは、マネー・マーケット・ファンドとしての資格を有しない。

MMF規則は、3種類のMMFについて規定しており、i) 公的債務固定純資産価額のファンド、ii) 低ボラティリティ純資産価額のファンド、およびiii) 変動純資産価額のファンド（VNAV）（短期VNAVおよび標準VNAVの形を取り得る。）である。MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するUCITSに追加的な投資制限が適用される。

指令2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター／フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

- A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS（またはそのコンパートメント）の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。
- B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS（以下「マスター」という。）に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。
- 補助的な流動資産（2010年法第41条第2項に定義される。）
 - 金融デリバティブ商品（ヘッジ目的でのみ利用できる。）
 - 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. UCITSの管理会社／第15章の管理会社

パートIファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社（société anonyme）、非公開有限会社（société à responsabilité limitée）、共同会社（société coopérative）、公開有限責任会社として設立された共同会社（société coopérative organisée comme une société anonyme）、または株式有限責任事業組合（société en commandite par actions）として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定は第15章の管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管

理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、指令2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かかる指令に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表IIに列挙されている業務を含む。

（注）当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。
- (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）
- (b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務
- (4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。
- (5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてC S S Fによる事前の授權も得るものとする。

AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表Iに記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

（注）別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集成的管理において追加的に遂行する「その他の業務」（管理、販売およびAIFの資産に関連する行為等）から構成される。

AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。

- (7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。
- (8) C S S Fは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。
- (a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - (i) 管理会社が運用するFCP（管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
 - (ii) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
 - (iii) 管理会社が運用するUCI（管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、指令2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはC S S FがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を満たす少なくとも2名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。
- (9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。
CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (12) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
- (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- 管理会社が、（2010年法第116条に従い）集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。
CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人（réviseurs d'entreprises agréés）に委ねることが条件とされる。
承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記3.1(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は上記3.1(8)(a)に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (2) 管理会社が運用するU C I T Sの性格に関し、またU C I T Sの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、U C I T Sに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するU C I T Sの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T SまたはU C I T S間の利益の相反により害されるU C I T Sまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 上記3.1(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- － 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身で運用するU C I T Sの受益証券に投資してはならない。
 - － (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償制度に関する指令97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (注) 上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、C S S Fに適切に報告しなければならない。C S S Fは、U C I T S所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、U C I T Sが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) U C I T Sの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
- 管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。

- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。

- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
- (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。

- (6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するUCITSの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のUCITSの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。

報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。

報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員に適用される。

- (7) 管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。

- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。
- (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
- (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
- (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。
- (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
- (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。
- (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
- (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITS

の投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。

- (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
- (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
- (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
- (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。

- (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。

本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。

- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。

本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基づいて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。

変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック（回収）を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。

- (q) 役職員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。

- (r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を

含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

指令2009/65/EC第14a(4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会（該当する場合）は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステークホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (9) 管理会社は、1993年法第1条に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37—8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表IIに定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (2) 指令2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

3.4 UCITS管理会社に適用される規則

CSSF規則No. 10—4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、CSSFは、以前適用されていたCSSF告示12/546に代替する告示18/698を発行した。

ルクセンブルグのUCITS管理会社および自己運用型投資法人のみを対象としたCSSF告示12/546とは異なり、CSSF告示18/698は、あらゆる投資ファンド運用会社（すなわち、UCITS管理会社および自己運用型投資法人だけでなく、第16章管理会社、AIFMおよび2013年法第4条第1項b）の意味における内部運用されるAIF）および登録事務代行会社の機能を実行する事業体を対象としている。

当該告示により、C S S Fは、投資ファンド運用会社の認可に関するその最新の規制上の慣行を確認するとともに、投資ファンド運用会社の活動の量および性質を考慮して投資ファンド運用会社が適切な人材を利用できるようにする必要性を特に重視しつつ、C S S Fが投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特に注意を払っていることを示している。この点において、C S S F告示18/698は、（i）投資ファンド運用会社により要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに（ii）取締役および業務執行役員が有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該告示が投資ファンド運用会社に影響を及ぼすだけでなく、投資ファンド運用会社、UCITS、AIFおよびこれらに関連する特別目的ビークルの取締役会の構成員に影響を及ぼすことを意味する。

さらに、C S S F告示18/698は、投資信託、その投資家、販売に関与する仲介業者および投資信託のために行われる投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してC S S Fが期待することを明確にしている。

C S S Fは、投資ファンド運用会社に対し、運用委員会会議および取締役会の開催に関して形式に従うよう要求しており、統治組織およびC S S Fのために異なる報告書を作成することについても言及している。

当該告示は、デュー・ディリジェンスおよび委託先の継続的な監視の要件について追加的な説明を提供している。

また、C S S Fは、投資ファンド運用会社に適用される内部統制、管理機能、運用機能および技術基盤の要件を、MIFIDファームに適用される要件により厳密に一致させている。

4. ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのUCITSの認可、登録および監督

4.1.1 UCITSの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

（i）次の投資信託はルクセンブルグのC S S Fから正式な認可を受けることを要する。

- － ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
- － EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

（ii）認可を受けたUCIは、C S S Fによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。

（iii）ルクセンブルグ法、規則およびC S S Fの告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S Fのかかる決定およびC S S Fの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

C S S Fの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パートIファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書（以下「UCITS KIID」という。）を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- － 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- － 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券／投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。
主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。
さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。
- － 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- － 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- － 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

PRIIPs規則に従い、いわゆる「PRIIP」についてEUの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286/2014に記載されるとおり、かかる個人投資家がPRIIPに投資する前にかかる個人投資家に対して主要情報文書（以下「PRIIP KIID」という。）を交付する必要がある。「PRIIP」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品という。

PRIIPs規則は、2018年1月1日から適用される。UCITS管理会社、自己運用UCITS投資法人およびUCITSについて助言または販売を行う者に関して、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。

PRIIPs規則の目的は、(i) PRIIPs KIID（最大A4 3頁）を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに(ii) PRIIP市場の参加者全員（PRIIPの設定者、助言者および販売者）に対しEU全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

PRIIPのコンセプトには、（クローズド・エンドかオープン・エンドかを問わず、UCITSを含む）あらゆる種類の投資ファンド、（その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む）仕組商品および（変額年金商品および配当付商品を含む）保険の方式による投資が含まれる。除外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

UCITSの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当ある場合はUCITS KIID／PRIIPs KIID）が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのUCITSに適用される規制

- － 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049（改正済）およびMMF規則（マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017/1131）
- － 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/43/EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No. 10-4
- － ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/44/EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No. 10-5（改正済）

- － 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF告示11/509
- － 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF告示12/540
- － 2010年法パートIに服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS（場合に応じて）に適用される規定に関するCSSF告示16/644
- － SFT規則（規則（EU）No. 648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2015/2365）
- － ベンチマーク規則（指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則（EU）No. 596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/1011）

4.2 ルクセンブルグのUCITSに適用される追加的な規制

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 2010年法パートIに従うUCITSは、上記(ii)に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。

b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが指令2009/65/ECに従う管理会社により運用され、指令2009/65/ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合

b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合

c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

(iv) 販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を生じさせる勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(v) 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、UCITS Vの規則により、パートIファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ UCITS、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパートIの範囲内に該当するUCITSに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）
- b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）をウェブサイトで公開する旨（当該ウェブサイトへの言及を含む。）および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙IのスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(vi) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(vii) 財務報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF告示02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF告示02/81により、

承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。長文式報告書は、公衆の閲覧に供することを意図しておらず、UCIまたはUCIの管理会社の取締役会およびCSSFによる使用のためだけに発行される。

(viii) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97/136（CSSF告示08/348により改正）およびCSSF告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

(ix) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。

2010年法の下、CSSFは、制裁およびその他の行政措置に関して以下の権限を有する。

(1) 下記a) ないしg) のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パートI およびパートII に従うUCI、その管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業
- 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を行う者
- （UCIが任意清算される場合）清算人
- a) 2010年法を適用する目的においてCSSFが必要とする財務書類またはその他要求された情報の提供を拒絶した場合
- b) 不完全、不正確または虚偽であることが判明した書類またはその他の情報を提供した場合
- c) CSSFの検査権ならびに監査権および調査権の行使が妨げられた場合
- d) 貸借対照表および財務状況の公表について規定する規則を遵守しなかった場合
- e) 下記(4)b) を理由としてCSSFにより宣言されたCSSFの差止命令を遵守しなかった場合
- f) 関係機関の健全かつ思慮分別のある運営をリスクにさらす可能性が高い行動を取った場合
- g) 2010年法第132条の規定を遵守しなかった場合

(2) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記a) ないしp) のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パートI に従うUCI、その管理会社、保管受託銀行
- 前項に記載の団体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該団体の業務を効率的に行う者

- a) 議決権割合もしくは保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%以上となるよう、または取得者の子会社となるよう、UCITS管理会社における適格保有持分が直接もしくは間接的に取得された場合または管理会社におけるそのような適格保有持分が増加された場合（以下「提案された取得」という。）であって、取得者が適格保有持分を取得または増加しようとしている当該管理会社につきCSSFに対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- b) 議決権割合または保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%未満となるよう、または取得者の子会社でなくなるよう、UCITS管理会社の適格保有持分が直接もしくは間接的に処分され、または減少した場合であって、CSSFに対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- c) UCITS管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第102条第(5)項第b)号に違反した場合
- d) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第27条第(1)項に違反した場合
- e) 指令2014/65/EUの第11条第(1)項に記載される割合のうちいずれか一つを上回るまたは下回ることとなる、その資本の保有持分の取得または処分を認識した直後に、UCITS管理会社が、当該取得または処分をCSSFに報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- f) UCITS管理会社が、少なくとも年1回の割合で、適格保有持分を所有する株主および社員の氏名ならびに当該保有高をCSSFに報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- g) UCITS管理会社が、2010年法第109条第(1)条第a)項の規定に従って課せられる手続および取決めに遵守しなかった場合
- h) UCITS管理会社が、2010年法第109条第(1)条第b)項の規定に従って課せられる組織・設立要件を遵守しなかった場合
- i) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第27条第(3)項に従って課せられる手続および取決めに遵守しなかった場合
- j) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第110条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- k) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲の投資会社が、2010年法第111条の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
- l) 保管受託銀行が、2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項に従い、その職務を遂行しなかった場合
- m) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVまたは（自己が運用している各FCPについて）UCITS管理会社が、2010年法第5章の規定に定める投資方針に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合、
- n) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第42条第(1)項の規定に定めるリスク管理プロセスまたはOTCデリバティブの価値を正確にかつ独立して評価するプロセスを利用しなかった場合
- o) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVまたは（自己が運用している各FCPについて）UCITS管理会社が、2010年法第47条および第150条ないし第163条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を遵守しなかった場合
- p) 別の加盟国において自己が運用しているUCITSの受益証券を販売するUCITS管理会社、または別の加盟国において自己の受益証券を販売する2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第54条第(1)項に定める通知要件を遵守しなかった場合
- q) SFT規則第13条および第14条の規定を遵守しなかった場合

- (3) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記a)ないしn)のいずれかに該当する場合、C S S Fは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。
- 2010年法パートIIに従うUC I、その管理会社、保管受託銀行
 - 前項に記載の団体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該団体の業務を効率的に行う者
 - a) 2010年法第16章に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第125—1条第(5)項第b)号に違反した場合
 - b) 2010年法第16章に従う管理会社が、2010年法第125—1条の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - c) 2010年法第12章に従うS I C A Vが、2010年法第95条第(2)項および第(3)項の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - d) F C Pの法的形態を有さないUC I T Sまたは2010年法第13章に従うS I C A Vが、2010年法第99条第(6b)項および第(6c)項の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - e) UC I またはその管理会社がそれぞれ、2010年法第150条ないし第158条に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
 - f) 保管受託銀行が2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項の規定に従い、自己の職務を遂行しなかった場合
 - g) 2010年法第125—2条に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段によりA I FのA I F Mとしての認可を得て、2013年法第10条第(1)項第b)項に違反した場合
 - h) 2010年法第125—2条に従う管理会社が、2013年法第16条および第17条に従って課せられる設立要件を遵守しなかった場合
 - i) 2010年法第125—2条に従う管理会社が、2013年法第13条の規定に従って課せられる、利益相反の防止に関する手続および措置を遵守しなかった場合
 - j) 2010年法第125—2条に従う管理会社が、2010年法第11条(1)および2013年法の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
 - k) 2010年法第125—2条に従う管理会社が、2013年法第14条の規定に従って課せられるリスク管理の手続および体制を遵守しなかった場合
 - l) 2010年法第125—2条に従う管理会社が、2013年法第18条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - m) 2010年法第125—2条に従う管理会社が、自己が運用している各A I Fにつき、2013年法第20条および第21条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
 - n) 別の加盟国において自己が運用しているA I Fの受益証券を販売する、2010年法第125—2条に従う管理会社が、2013年法第30条に定める通知要件を遵守しなかった場合
- (4) 上記(1)ないし(3)に記載される場合において、C S S Fは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。
- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
 - b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
 - c) (UC I または管理会社の場合) UC I または管理会社の認可の停止または取消し
 - d) 管理会社もしくはUC I の経営陣の構成員、または管理会社もしくはUC I により雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または(度重なる重大な法令違反の場合) 永久禁止令
 - e) (法人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額(法人が親会社である場合または指令2013/34/EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会

社である場合は、会計領域の関連するEU法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。）

f)（自然人の場合）5,000,000ユーロ以下の罰金

g) 上記e) およびf) の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、（上記e) およびf) の上限金額を上回る場合であっても）当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金

- (5) 本法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定（不服申立てが存在しないものに限られる。）について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、CSSFは、不当な遅滞なく、CSSFのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。

ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとCSSFが判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、CSSFは、以下のいずれかを行うものとする。

- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
- b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること（当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。）。
- c)（上記a) およびb) に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合）制裁または措置を課する決定を公表しないこと。
 - i) 金融市場の安定性が危険にさらされないこと。
 - ii) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。

CSSFが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。

- (6) また、CSSFは、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、CSSFの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。
- (7) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、CSSFのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。
- (8) 指令2009/65/ECの第99e条第(2)項に従い、CSSFがUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、CSSFは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。
さらに、CSSFは、上記(1)c)に従い、課せられたが公表されていない行政処罰（当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。）をESMAに報告するものとする。
- (9) CSSFが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、CSSFは、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下（該当する方）を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。
 - a) 違反の重大性および期間
 - b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度

- c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力
- d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および（該当する場合）市場または広範な経済の機能性に対する損害（それらが決定される範囲に限られる。）
- e) 違反につき責任を負うべき者によるC S S Fに対する協力の程度
- f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
- g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置
- (10) C S S Fは、本法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム（かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。）を確立する。
- (11) 上記(10)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
 - a) 違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続
 - b) U C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること
 - c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること
 - d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則
- (12) 第1項に言及されたU C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。
- (13) U C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

4.3 清算

4.3.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1 F C Pの強制的・自動的解散

- a. 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b. 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

（注）純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2 S I C A Vについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資証券を保有する投資主によって決定される。

4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2 清算の方法

4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を申請するものとする。清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

V. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、A I F Mをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

(i) 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のA I Fを運用することである法人は、（当該A I F Mが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。A I Fとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。

- a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
- b) U C I T S IV指令に基づき認可を必要としない投資信託。

(ii) 2013年法は、以下のA I F Mには適用されない。

- a) A I F M、A I F Mの親会社もしくは子会社またはその他A I F Mの親会社の子会社のみが投資家であるA I Fを運用する、ルクセンブルグで設立されたA I F M（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がA I Fではないことを条件とする。）
 - b) ルクセンブルグで設立されたA I F Mであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該A I F Mと関連する会社を通じて、以下のいずれかのA I Fのポートフォリオを直接的または間接的に運用するA I F M
 - (i) その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないA I F、もしくは
 - (ii) レバレッジされておらず、各A I Fへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないA I Fによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないA I F
- （それぞれを「最低限度額」という。）

A I F Mは、上記b) (ii)に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、C S S Fへの登録を行わなければならない（以下「登録A I F M」という。）。登録A I F Mは、C S S Fへの登録時に、当該A I F Mが運用するA I Fを特定し、かかるA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供する。登録A I F Mは、その登録の完了後、C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該A I F Mの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該A I F Mが運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に（少なくとも年に一度）提供しなければならない。登録A I F Mが最低限度額を上回る場合、当該A I F Mは、C S S Fにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。当該A I F Mは、A I F M Dパスポート（下記V.1.6を参照のこと。）の恩恵を受けることはなく、このためパートIIファンドまたはS I Fの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

1. 2013年法に従うAIFMおよび保管受託体制

1.1 AIFM

1.1.1 AIFMの概要

AIFの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みAIFMにより運用されるものとする。

- a) AIFMが、AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」である場合。
- b) AIFMが、AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体（かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。）である場合。

内部で運用されるAIFは、2013年法別表Iに記載されるAIFの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

前段落とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 指令2003/41/EUの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b) 付随的業務としての
 - i) 投資顧問業務
 - ii) 投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務
 - iii) 金融証書に関する注文の受理および送達

AIFMは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ
- b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび／またはAIFの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2 AIFMの認可

ルクセンブルグで設立されたAIFMの行為を開始するには、CSSFの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

- a) AIFMの事業を実質的に行う者に関する情報
- b) 適格持分を有するAIFMの株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元およびこれらの保有額に関する情報
- c) AIFMが2013年法第2章（AIFMの認可）、第3章（AIFMの運営条件）および第4章（透明性要件）および、適用ある場合、第5章（特定タイプのAIFを運用するAIFM）、第6章（EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限）、第7章（第三国に関する具体的規則）および第8章（個人投資家に対する販売）を遵守する方法に関する情報を含む、AIFMの組織構成を記載する活動プログラム
- d) 報酬方針に関する情報
- e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めにに関する情報

さらに、認可申請はAIFMが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するAIFに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、AIFMは履行前に、とりわけCSSFが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてCSSFに通知する義務が生じる。

また、ルクセンブルグ法に準拠する投資ファンド運用会社の認可および組織に関するCSSF告示18/698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能を行行使する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定（IV.3.4に詳述される。）は、AIFMの認可の取得および維持のための条件を定めている。

1.2 AIFMとしても認可された管理会社

以下の団体はAIFMとしての資格を有する可能性がある。

- (a) UCITS／2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法（第125－1条および第125－2条）第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パートIIに従い内部運用されるUCI
- (d) 2007年法に従い内部運用されるSIF
- (e) 2004年法に従い内部運用されるSICAR
- (f) 2013年法に従い規制されるAIFMたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの団体
 - 1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFに対して運用業務を提供するルクセンブルグの団体
 - 2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの団体

1.2.1 第15章記載の管理会社

UCITS／2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、UCITS IV指令に従い認可されたUCITSの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いCSSFにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくAIFMとして行為するため追加許可をCSSFから得ることを条件とし、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される場合もある。

AIFMとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、IV.3を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社－第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、AIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125－1条、第125－2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

- (1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社 (société anonyme)、非公開有限責任会社 (société à responsabilité limitée)、共同会社 (société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社 (société coopérative organisée comme une société anonyme) または株式有限責任事業組合 (société en commandite par actions) として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B) に記載される2010年法第125－2条の適用を害することなく、2010年法第125－1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- (i) AIFMDに規定される範囲内のAIF以外の投資ビークルの運用を行うこと。
- (ii) AIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはAIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および／または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88－2条第2項a) に従い外部AIFMを選任しなければならない。
- (iii) その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のAIFの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。

- － C S S Fに対して当該管理会社が運用するA I Fを特定すること。
- － 当該管理会社が運用するA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供すること。
- － C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88—2条第2項a)に規定する範囲の外部A I F Mを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にC S S Fに対し認可の申請を行わなければならない。

A I F M Dに規定する範囲のA I F以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b) またはc) に記載される業務をあわせて行うことなくa) に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125—1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125—1条第4項a) またはc) に記載される活動を行う2010年法第125—1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C I が運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体のみ付与される。
当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S Fと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c) の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S Fの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記(ii)の活動を行う2010年法第125—1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部A I F Mが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

- B) 2010年法第88—2条第2項a) に規定される範囲内の外部A I F Mを任命せずに、選任を受けた管理会社としてA I F M Dに規定する範囲の一または複数のA I Fを運用する2010年法第125—2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、A I FのA I F Mとしての認可をC S S Fから事前に取得しなければならない。

2010年法第125—2条に記載される管理会社は、2013年法別表Iに記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125—2条に基づき運用するAIFに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

- (2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。
- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。
(注) 現在はかかる規則は存在しない。
 - b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
 - c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。
 - d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。
 - e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) CSSFは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することができる。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
 - b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
 - e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人（réviseurs d'entreprises agréés）に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。
- また、第16章管理会社は、IV.3.4に詳述されるCSSF告示18/698に従う。

1.3 委託

2013年法に従い、AIFMは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にCSSFに対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) AIFMは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。

- b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならない、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、C S S Fの監督に服すか、その条件が充足できない場合は、C S S Fの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、C S S Fおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
- e) 委託はA I F Mの監督の有効性を阻害してはならず、特にA I F Mが投資家の最善の利益のために行われ、または運用されることを妨げてはならない。
- f) A I F Mは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上に選択され、A I F Mは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

A I F Mは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

(注) A I F Mは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有するものとする。また、この適切な配慮は、A I F Mによって、継続的に遂行されるものとする。

A I F Mは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはA I F MもしくはA I Fの投資家と利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

A I Fに対するA I F Mの責務は、A I F Mが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

A I F Mは、A I F Mの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみなされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がA I F Mから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対するA I F Mの事前承認
- A I F Mは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にC S S Fに通知すること。
- A I F Mからの委託先（第三者）に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

(注) ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのA I F Mによって非E U運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのA I F Mからの委託により、非E U運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのA I Fは、E Uパスポートに基づき、E Uでプロの投資家に対して販売することができる。

また、委託に関するC S S F告示18/698の規定を遵守しなければならない。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

A I F Mは、A I F Mが運用する各E U A I FおよびA I F MがE U内で販売する各A I Fについて、A I Fの規約（またはF C Pの場合は約款）に基づき投資家がA I Fに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- A I Fの投資戦略および投資目的の記載ならびにA I Fが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- A I F M、A I Fの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- A I F Mの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載

- － 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- － A I Fの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- － A I Fの流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めにに関する記載
- － 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- － A I FMが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、A I FまたはA I FMとの法的または経済的関連についての記載
- － 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- － 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件
- － 2013年法第17条に基づき決定されるA I Fの直近純資産価額またはA I Fの受益証券もしくは投資証券の直近市場価格
- － 入手可能な場合、A I Fの過去の実績
- － プライム・ブローカーの身元ならびに、A I FおよびA I Fのプライム・ブローカー間の重要な取り決めにに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、A I F資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- － レバレッジ利用、リスク特性およびA I Fのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

A I Fがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、A I FMは管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

A I FMは、さらにA I Fのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、A I Fが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該A I Fが用いるレバレッジの総額について、定期的に開示するものとする。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたA I FMは、管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、C S S Fおよび適用ある場合、A I Fの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたA I Fは、指令2004/109/E Cに基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出すべき情報の重要な変更（前記1.4.1参照のこと。）ならびにA I FMが役職員に支払った会計年度中の報酬総額およびA I Fが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

1.4.3 C S S Fへの報告義務

2013年法第22条に従い、A I FはC S S Fに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、A I FMが管理するA I FのためにA I FMが取引する主な商品、A I FMが取引する主要な市場、A I FMが取引する主な商品、A I FMが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにA I FMが管理する各A I Fの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

A I F Mは、管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、C S S Fに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うA I Fの資産の割合
 - A I Fの流動性を管理するための新たな取り決め
 - A I Fの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためA I F Mが用いるリスク管理システム
 - A I Fが投資した資産の主な種類に関する情報
 - 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果
- A I F Mの報告期間の頻度は、A I Fの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。
- 運用資産の総額がA I F M Dの第3(2)条(a)項および(b)項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のA I Fのポートフォリオを運用するA I F Mの場合、運用する各E U A I FおよびE U内で販売する各A I Fについて半年毎
 - 上記の要件に従うA I F Mの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各A I Fについて5億ユーロを超える場合、当該A I Fについて四半期毎
 - 運用資産の総額が10億ユーロを超えるA I Fのポートフォリオを運用するA I F Mの場合、運用する各E U A I FおよびE U内で販売する各A I Fについて四半期毎
 - 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、A I F Mの運用下にあるレバレッジされていない各A I Fについては、1年毎

前記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、A I F Mは、請求に応じてC S S Fに、運用するすべてのA I Fに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるA I Fを運用するA I F Mは、運用する各A I Fが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借り入れにより生じるレバレッジおよび金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにA I Fの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をC S S Fに提供するものとする。

かかる情報は、A I F Mが運用する各A I Fのために借り入れた現金または証券の上位5出所の身元および各A I Fのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

C S S Fが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、A I F Mに対し、定期的かつ逐次ベースで、V.1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパートIIファンドを含む完全にA I F M Dの範囲内に該当するA I Fに関する新保管受託制度を導入した。若干の調整に従い、2013年法は、2013年法の範囲内に完全には該当しないS I Fに関しては従前の保管受託制度を維持する。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、(i)当初の投資から5年間に於いて行使することができる買戻権がなく、かつ、(ii)主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社（例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド）に対する支配権取得を目指す2007年法に規定するS I F、2004年法に規定するS I C A RおよびA I F M Dに規定するA I Fに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および／または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、（従前の保管受託制度と同じく）通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- － 投資会社の認可は、1993年法別表IIの第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- － 投資会社は、法人であること。
- － 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- － 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- － 投資会社は、C S S Fによって明確にされるとおり、A I FMD第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

A I Fの保管受託銀行は、C S S Fによる要求に応じて、C S S FがA I Fによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非U C I T Sの保管受託銀行（すなわち、U C I T Sとしての資格を有しないU C Iの保管受託銀行）は、C S S Fによる保管受託銀行の任命および承認に関するC S S F告示18/697の規定に従う。

C S S F告示18/697は、良好な統治原則を定め、以下のために保管業務を行うルクセンブルグの事業体の内部組織および良好な慣行に関するC S S Fの要件を詳述することにより、2013年法および／またはA I FMRの一定の事項、また一定の範囲では2007年法および／または2004年法について明確にし、またはその追加的な説明を提供している。

- － A I FMにより運用されるA I F
- － 非個人向けパートIIファンド
- － 該当する場合、A I Fとしての資格を有しないS I FおよびS I C A R、ならびにA I Fとしての資格を有し、登録A I FMにより運用されるS I FおよびS I C A R

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するA I Fの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法およびA I FMRに規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- － A I Fの資産の保護預かり義務
- － A I Fのキャッシュ・フローを監視する義務
- － 特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、A I FまたはA I Fを代理して行為するA I FMに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、A I FMDの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、A I Fまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、A I Fまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 A I Fの国境を越えた販売および運用

2013年法第6章（EU A I FMのEUにおけるEU A I Fの販売および運用権限）および第7章（第3国に関する具体的規則）に規定される通り、A I FはA I FMに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みA I FMによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販

売される。これらの規定はさらに、認可済AIFMが、これらのAIFを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、AIFの販売または運用を行うためAIFMが受入加盟国からの認可を取得するか、AIFMが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

2. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンドの概要

2.1 2010年法に従うパートIIファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパートIIファンドは、2013年法の規定するAIFとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のUCITS規定に該当するが、2010年法パートIに該当するUCITSの適格性を取得するものではなく、パートIIに準拠するものとする。

- － クローズド・エンド型のUCITS
- － EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- － 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがあるUCITS
- － 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.2 ルクセンブルグ・パートIIファンドの投資制限

パートIファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

（注）当該規則は未だ発せられていない。

IML告示91/75は、パートIIファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パートIIファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パートIIファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に運営され、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券に対して、その純資産の10%を超えて投資できない。
- b) 一の発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできない。
- c) 一の発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパートIIファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記の規則の適用除外については、個別の事例毎にCSSFとともに協議することができる。

上記IV.2に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するパートIIファンドに追加的な投資制限が課される。

2.1.3 管理会社およびAIFM

各パートIIファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、指令2011/61/EUの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されなければならない。

パートIIファンドは、2013年法に従い、(i) パートIIファンドの運用に責任を有する別のAIFMを任命することによって外部運用されるか、または(ii) ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部AIFMを任命しないことを選択する場合、内部運用さ

れる。後者の場合、パートIIファンドは、それ自体がAIFMとしてみなされ、(i) AIFMに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および(ii) 2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびAIFM

これらの管理会社がパートIIファンドを運用する条件は、前記の通りである。

2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびAIFM

前記の記載事項は、原則として、パートIIファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4 パートIIファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パートIIファンドは、その機能を遂行するため事前にCSSFの認可を受けなければならない。パートIIファンドは、CSSFがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パートIIファンドは、2010年法第88-2条第2項a)に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパートIIファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、AIFM自体として認可されなければならない。

パートIIファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をCSSFに通達しなければならない。

認可済みパートIIファンドは、CSSFによってリストに登録されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

— 投資会社および管理会社は、自己が運用する各FCPにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

— 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。

— 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、AIFMの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたAIFMによって運用されるか、または内部運用されるAIFM（後記参照のこと。）としての資格を有するパートIIファンドに対し要求されている。IV.4.1.2に詳述されたとおり、2018年1月1日（または以下に記載する経過期間の末日）以降、EUの個人投資家に対して、いわゆる「PRIIP」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がPRIIP投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、PRIIPs KIDを交付する必要がある。

PRIIPs 規則は2018年1月1日から適用される。UCITS管理会社、自己運用UCITS投資会社およびUCITSについて助言または販売を行う者については、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。2018年1月1日より前にUCITS KIDを発行したパートIIファンドもまた、この経過期間の便益を受ける権利を有する。

パートIIファンドの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当する場合、UCITS KID／PRIIP KID）が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければならない。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパートIIファンドに適用される追加的な規制

(i) 募集または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのUCIが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(iv) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書（全体版）の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(v) 財務状況の報告および監査

1915年法第461条の6第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF告示02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF告示02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと記載している。

(vi) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L告示97/136（C S S F告示08/348により改正）およびC S S F告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

(vii) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。（さらなる詳細については、前記IV.4.2（ix）項を参照のこと。）

2.1.5 保管受託銀行

パートIIファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパートIIファンドの発行文書において、その受益証券／投資証券がルクセンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められているか否かによって、パートIIファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパートIIファンドに関しては、III.3に記載するU C I T S保管受託制度が適用される。

非個人向けパートIIファンドに関しては、V.1.5に基づくA I FMD保管受託制度が適用される。

2.1.6 清算

上記IV.4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパートIIファンドの清算にも適用される。

2.2 2007年法に従うS I F

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。

2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

2007年法の下で設定されたビークルと2010年法に従うU C Iをさらに区別するため、2007年法は、前者を「専門投資信託」（以下「S I F」という。）と称している。

前記II.に記載するとおり、2007年法は、A I FMDをルクセンブルグ法に国内法化する2013年法によって実質的に改正された。かかる改正後、2007年法は、現在、2つのS I F制度、すなわち、

（i）2007年法パートIに従い、A I FMDの対象となるA I Fとしての資格を有しないS I F、および、（ii）2007年法パートIIに従い、認可されたA I FMによる運用が必要なS I Fを区別する。

2.2.1 総則および範囲

S I F制度は、（i）その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるU C Iおよび（ii）その設立文書によりS I F制度に服するU C Iに適用される。

S I Fは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりU C Iとしての適格性も有している。かかる地位は、特に指令2003/71/EC等の各種欧州指令（いわゆる「目論見書指令」）の適用可能性の有無について重要性を有する。同指令は、2012年7月3日法によって国内法化された指令2010/73/EUによって改正されている。

S I Fは、当該ビークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法第2条では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、またはS I Fへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、指令2006/48/ECに定める金融機関、指令2004/39/

ECに定める投資会社もしくは指令2009/65/ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、当該投資ビークルの設立文書（規約または約款）または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ビークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ビークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2.2.2 ルクセンブルグのSIFの投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パートIIと同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。そのためCSSFは、個人投資家への販売が可能なUCIよりも低レベルの分散投資を認めることができる。したがって、個人投資家に販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される。

CSSFは、SIFに関するリスク分散について告示07/309（以下に詳述する。）によって規制ガイドラインを発行した。SIFがアンブレラ・ファンドとして設立されている場合、SIFへの言及は、そのコンパートメントの一部に関する言及として理解されなければならない。

(1) SIFは、その資産または約定した申込みの30%を超えて同一発行体が発行する同種の有価証券に投資しない。

(1)の制限は、以下の証券に適用されない。

(i) OECD加盟国または超国家的組織に対して発行された有価証券

(ii) 少なくともSIFに適用されるものと同等のリスク分散規制に服するターゲットUCI

(2) 同一の発行体が発行する同一の性質の有価証券の空売りは、SIFの資産の30%を超えない。

(3) 金融デリバティブ商品を使用する場合、SIFは当該金融デリバティブ商品の裏付け資産の適切な分散により、上記に匹敵する水準のリスク分散を確保しなければならない。同様に、OTC取引の取引相手リスクは、適用ある場合、取引相手の性質および資格に応じて制限されなければならない。

CSSFは、個別事例毎に例外を認める。

CSSFは、SIFが上記分散規則を逸脱できる「猶予期間」を認める。この猶予期間は、SIFの目論見書に開示されるものとし、運用資産の種類に応じて変更する。

上記IV.2に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するSIFに追加的な投資制限が課される。

2.2.3 管理会社およびAIFM

ルクセンブルグの管理会社は、2010年法第15章および第16章に従い、SIFを運用する。SIFが2013年法の条項に従うAIFとしての資格を有する場合、後者は、2013年法第2章の条項に従う認可済みAIFM（AIFMの運用資産が最低限度額を超えない場合）または登録済みAIFM（当該AIFMが最低限度額免除の恩恵を受けることができる場合）によって運用されるものとする。第15章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。これらの管理会社がAIFMとして資格を有するための条件は、上記の通りである。

第16章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に従い存続する管理会社が満たさなければならない要件を規定している。これらの要件は上記の通りである。

2.2.4 SIFの認可、登録および監督

2.2.4.1 認可および登録

S I Fは、C S S Fによる恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、S I Fは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うU C Iの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うU C Iについて、C S S Fは、S I Fの設立文書、S I Fの取締役／運用会社、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。S I Fの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、C S S Fの承認を必要とする。

2.2.4.2 投資家に提供すべき情報

募集文書および直近に公表された年次報告書は、購入者からの請求に応じて、無料で購入者に提供されるものとする。しかしながら、2007年法は、かかる文書の最小記載内容について具体的な内容を課していない。

募集文書は、投資家が投資家に提案された投資および特に、投資に付随するリスクについて、情報に基づく判断を下すことができるよう必要な情報を記載しなければならない。

募集文書の継続的更新は要求されないが、新規証券または組合持分が新たな投資家に対して発行される際には重要部分の更新をしなければならない。募集文書の修正は、C S S Fの承認を条件とする。2018年1月1日以降、個人投資家に対し助言、募集、販売が行われているS I Fは、個人投資家が関連するS I Fに投資する前に、かかる個人投資家に対してP R I I P K I Dを交付しなければならない。ただし、2018年1月1日より前にU C I T S K I I Dを発行し、したがって、前記IV.4.1.2で記載する経過期間の便益を受けるS I Fはこの限りではない。個人投資家に対する助言、募集、販売が行われていないS I Fは、P R I I P規則の対象外である。

2.2.5 ルクセンブルグのS I Fの追加的な規制

(i) 規制上の側面

2007年法上、S I Fは、適切なリスク管理システムを実施することを要求され、利益相反により投資家の利益が害されるリスクを最小化するような方法で組成され、設定されなければならない。2012年8月13日付C S S F規則12-01は、これらの要件に関する措置を講じている。

(ii) 財務報告書の監査

S I Fの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない。

U C I T SおよびパートIIファンドについては、1915年法第461条の6第(2)項とは別に、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を、年次総会の招集通知と同時に、登録受益者に送付することを要しない。招集通知は、これらの文書を受益者に提供する場所および実務上の取り決めに記載するものとし、各受益者は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を送付するよう請求することができる旨明記するものとする。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

(iii) 財務報告書の提出

2007年法第56条は、S I Fが募集文書およびその修正ならびに年次報告書をC S S Fに送付しなければならない旨規定している。

2.2.6 保管受託銀行

S I Fは、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。2007年法のパートIIに服し、認可済みA I F Mによる運用を要するS I Fおよび2007年法のパートIIに服し、A I F M Dの範囲内のA I Fとしての資格を有しないS I Fは、異なる保管受託制度に服す。A I F M Dによる制度は、上記V.1.5に記載される。

次の段落の規定を損なうことなく、保管受託銀行は、1993年法に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、上記に詳述される、2013年法の第19条第3項で言及される条件（例えば、保管受託機能を実行するための特定の資本要件および自らの資金要件ならびに適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組み）を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。

その中核的な投資方針に従い原則として2013年法第19条第8項a）に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または、2013年法第24条に従い発行者または非上場会社に対する監督権を潜在的に獲得するために当該発行者または非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有しないS I Fに関しては、1993年法第26－1条に規定する範囲の金融機関の地位以外に資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

2.2.7 清算

IV.4.3「清算」の記載事項は、2007年法に従うS I Fの清算にも適用される。

2.3 2004年法の下でのS I C A R

2004年6月15日に、ルクセンブルグ議会は、リスク資本へ投資する投資法人（以下「S I C A R」という。）に関する2004年6月15日法（以下「2004年法」という。）を採択した。リスク資本への投資は、証券取引所への参入、進展または上場を目指す事業体に資産を直接または間接に投資することを意味する。このタイプのビークルは、情報を十分に提供された投資家（S I Fに関する2007年法と同様に2004年法によって定義される。）にのみ利用可能である。

2.4 2016年法の下でのR A I F

2016年7月28日、リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法が公表された。

これにより、「リザーブド・オルタナティブ投資ファンド」（以下「R A I F」という。）という新たな種類のルクセンブルグの投資ビークルが導入された。

R A I Fは実質上、A I Fとして区分されるS I F（またはS I C A R）と同一の特徴（および柔軟性）を有しており、主な違いは、R A I Fは、C S S Fの認可および監督に服さず、それゆえ、R A I Fを設定し、運用を開始することができる期間が市場に出るまでの時間の観点から考えるとより魅力的であるということである。S I FおよびS I C A R同様、R A I Fは、情報を十分に提供された投資家にのみ利用可能である。R A I Fは、認可されたA I F Mによって管理されなければならない、A I F M Dに基づいて規制される。その他のA I Fについて、R A I Fの認可されたA I F Mは、2013年法、A I F M Dおよび第三国の規則の規定に従うことを条件として、究極的には、国境を越えた方式によりE Uの特定投資家に対して自らが管理するR A I Fを販売することができる。

2.5 規制を受けないビークル

A I Fとしての資格を有するルクセンブルグの投資ビークルは、規制を受けないA I Fとして設立することもでき、これらはルクセンブルグの商品法に準拠しないため、本書において詳述されない。

第4【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

- ① 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがある。
- ② 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがある。
- ③ 管理会社等の情報、受託会社／管理事務代行会社に関する情報を記載することがある。
- ④ 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがある。
 - ・ E D I N E T（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されているので、詳細情報の内容はW E Bサイト（<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）でも閲覧することができる。
- ⑤ 使用開始日を記載することがある。
- ⑥ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがある。
 - ・ 届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - ・ 届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
- ⑦ 次の事項を記載することがある。
 - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・ 「ファンド証券の価格は、ファンドに組み入れられる有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。」との趣旨を示す記載
 - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- ⑧ 管理会社の名称、その他ロゴ・マーク等を記載することがある。
- ⑨ ファンドの形態等を記載することがある。
- ⑩ 図案を採用することがある。
- ⑪ ファンドの管理番号等を記載することがある。

(2) 投資リスクとして、次の事項を記載することがある。

- ・ 「ファンドの運用による損益はすべて受益者のみなさまに帰属します。ファンドは投資元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。」
- ・ 「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがある。

(4) ファンド証券は登録式であり、券面は発行されない。

[次へ](#)

別紙

定義集

会計通貨	ファンドの資産が会計上の目的のために表示される通貨であり、受益証券クラスの評価通貨とは異なる場合がある。
アクティブ取引	通常短期間での利益を目的とし、短期間に大量のファンドの受益証券の販売または買戻しをすること。この取引は、ファンドの運用成績に影響を及ぼし、資産運用を妨げるため、他の受益者に不利益を与える。
エージェンシー／ノンエージェンシーMBS	ファニー・メイまたはフレディ・マック等の政府支援企業により設立された機関が発行する証券をエージェンシーMBSといい、民間の投資銀行により設立された機関が発行する証券をノンエージェンシーMBSという。
ABS	資産担保证券：ホーム・エクイティ・ローン、法人売掛債権、トラックローンおよび自動車ローン、リース、クレジット・カード債権ならびに学生ローン等の資産プール（モーゲージ資産および非モーゲージ資産）のキャッシュフローを裏付けとする証券。ABSは、トランシェ化された形で、または裏付けとなる資産プールに対する分割不能持分権を表章するパススルー証書として発行される。したがって、払戻しは、かかる証券の裏付けとなる資産から生じるキャッシュフローに大きく依存する。
ファンド営業日	土曜日および日曜日を除く、ルクセンブルク、ロンドンおよび日本における銀行営業日でかつ日本における金融商品取引業者の営業日。
CDS	クレジット・デフォルト・スワップ：CDSを売買する場合、ファンドは、四半期毎のプレミアムを支払うことにより発行体の債務不履行のリスクをヘッジする。支払の不履行の場合、決済は現金（プロテクションの買い手が額面金額と回収可能価額との差額を受領する。）または現物（プロテクションの買い手が、債務不履行となった有価証券またはCDS契約で合意された受渡適格証券バスケットの中から選択される他の有価証券をプロテクションの売り手に売却して額面金額を回収する。）のいずれかでなされうる。債務不履行を構成する事由は、債券および債務証書の受渡手続と共にCDS契約に定義される。
CDS C	偶発後払販売手数料
CFD	差金決済取引契約：二当事者間で原資産の二つの価額（契約締結時には少なくともそれらのうち一つは未知）の差額を現金で支払うことを合意する契約である。CFDを締結することにより、ファンドは、契約締結時の原資産の価額と将来のある時点における原資産の価額との差額を支払う（または受領する）ことを約する。

CBO	社債担保証券：低格付債（ジャンク債等）の集合体を裏付けとする債券。 CBOは、関係する債券の信用度により決定される信用リスクの様々なレベルに応じてトランシェ（階層）に分けられる。CBOを発行する場合、発行体は、信用格付機関からより高い債務格付を取得するため、必要以上の担保（超過担保）を設定することができる。
CDO	債務担保証券：キャッシュフローを生み出す資産をプールし、かかる資産プールを投資家に販売可能な個別のトランシェに組み直した仕組金融商品。プールされた資産（モーゲージ、債券およびローン等）が実質的に担保となる債務証券であるため、債務担保証券と呼ばれる。CDOの各トランシェは、リスク特性が大きく異なる。シニア・トランシェは、債務不履行の場合に担保に対する第一優先権を有しているため、相対的に安全である。そのため、CDOのシニア・トランシェは、通常、ジュニア・トランシェ（より高い債務不履行リスクを補うため、より高いクーポンレートを設定している。）よりも信用格付が高く、クーポンレートが低い。CDOには、CBO、CLOおよびCMOが含まれる。
CLO	ローン担保証券：商業用または個人向けの銀行ローン（多くの場合は低格付企業向けローン）のプールを裏付けとする証券であり、異なる信用度を有する複数の債券保有者のクラス（トランシェ）が存在するよう構成される。
CMO	不動産抵当証券担保債券：原資産であるモーゲージ・プールから発生するキャッシュフローを異なる債券クラス（トランシェ）に振り分けて組成されたMBSの一種。原資産であるモーゲージ・プールからの約定および任意の元本ならびに利息を異なるトランシェに再分配することにより、異なるクーポンレート、平均残存期間および価格感応性を有する証券が組成される。したがって、投資家の特定のリスク目標およびリターン目標とより厳密に一致させるためにかかる商品を利用することができる。
CMB S	商業用不動産担保証券：商業用不動産、オフィスビル、倉庫施設および多世帯用不動産に対する非住宅モーゲージをプールすることによって組成される証券。CMB Sは、異なる信用度を有する複数の債券保有者のクラス（トランシェ）が存在するよう構成される。
販売報酬	ファンドまたは受益証券クラスの平均純資産から月毎に計算および控除され、管理会社に支払われる報酬であり、販売会社が受領する管理報酬の割当分に加えて、販売会社の報酬に充てられる。
ED S	エクイティ・デフォルト・スワップ：ED Sを購入する場合、ファンドは、四半期毎のプレミアムを支払うことにより、原資産たる有価証券の株式市場における価格急落（現在の市場の基準は70%）のリスクを（急落の原因にかかわらず）ヘッジする。リスクが現実となった場合、すなわち株式市場における終値が基準（－70%）を超えた場合、現金で支払がなされる。すなわち、プロテクションの買い手は、当初保証された想定元本の事前に決められたパーセンテージ（現在のヨーロッパ市場の基準は50%）を受領する。

新興市場	1994年1月1日以前のOECD非加盟国ならびにトルコおよびギリシャ。 新興市場において、2つの異なるカテゴリーが主要な指数提供会社によって特定される場合がある。 ・フロンティア市場：発展、成長、人的資本、人口統計および政治的開放性の観点から多種多様な特性を有する新興経済地域を指定する新興市場のサブカテゴリー。 ・高度新興市場：市場効率性、規制環境、保管および決済手続ならびに利用可能な取引手段という点で最高位の国を集めた新興市場グループに含まれる国のサブカテゴリー。
臨時費用	ファンドが負担する管理報酬、成功報酬、販売会社報酬および本書に記載するその他の報酬以外の費用。かかる費用は、ファンドに課され、通常費用とみなされない取締役報酬、法律関係費用、税金、賦課金またはその他の費用を含むが、これらに限られない。
ジャンク債	これらの債券投資は、スタンダード・アンド・プアーズ社またはフィッチ社の格付スケールでBBB-未満に格付けされ、ムーディーズ社の格付スケールでBaa3未満に格付けされる借り手に対して格付機関が付与する信用格付を有する債券に対して行われる。かかるジャンク債は、通常、5年、7年または10年の満期を有する債券の形態をとるローンである。債券は、財務基盤が弱い会社により発行される。かかる証券は、リターンおよびリスク水準が高いため、極めて投機的である。証券が2つ以上の機関により格付けされている場合、利用可能な最も低い格付が考慮される。
機関投資家	自己の口座を有するか集団貯蓄スキームまたはこれに相当するスキームおよびUCIに関連し自然人のために口座を有する合法的な法人。顧客のための個人のポートフォリオ管理委託の範囲内で引受けを行う運用会社（マネジャー）は含まれない。
投資適格	これらの債券投資は、スタンダード・アンド・プアーズ社またはフィッチ社の格付スケールでAAAからBBB-までの範囲で格付けされ、ムーディーズ社の格付スケールでAaaからBaa3までの範囲で格付けされた借り手に対して格付機関が付与する信用格付を有する債券に対して行われる。証券が2つの機関により格付けされている場合、利用可能な2つの格付のうち最も高い格付けが用いられる。証券が3つの機関により格付けされている場合、利用可能な3つの格付のうち上位2つの格付けが用いられる。
管理報酬	ファンドまたは受益証券クラスの平均純資産から月毎に計算および控除され、管理会社に支払われる報酬であり、ファンドの受益証券のマーケティングに関連する資産運用会社および販売会社の報酬に充てられる。
マネジャー	顧客のための個人のポートフォリオ管理委託の範囲内で引受けを行う運用会社および保険会社。

マーケット・タイミング取引	UCITSの純資産額計算システムの時間差および／または不完全性もしくは欠陥を利用し、投資家がシステムティックに単一のUCITSの受益証券を短期間に売買または転換する裁定取引技法である。この取引技法は、管理会社により認められていない。
MBS	モーゲージ担保证券：「モーゲージ関連証券」としても知られる。モーゲージ・ローンまたは類似の特徴を有するモーゲージ・ローンの集合体を裏付け（担保）とする証券の一種である。これらの証券では、通常、クーポン支払に類似する定期的な支払が行われる。モーゲージのオリジネーターは、規制および認可された金融機関でなければならない。モーゲージ証券は様々なローンを裏付けとし、その借り手は一般に4つの特性を有する（エージェンシー・モーゲージ、プライム・ジャンボ・モーゲージ、オルトAモーゲージおよびサブプライム・モーゲージ）。 エージェンシーの与信基準を満たすローンは、通常、エージェンシーMBSと呼ばれるRMBSを組成するために用いられる。その他一切のローンは、いわゆるノンエージェンシーMBSに含まれる。エージェンシーMBS市場には、以下の3種類の証券が含まれる。 ・エージェンシー・モーゲージ・パススルー証券 ・エージェンシーCMO ・エージェンシー分離型MBS
短期金融商品	短期金融市場で通常取引される商品であり、流動性を有し、かつ、いつでも正確に決定することができる価値を有する。
OTC	店頭取引
参照通貨	同一受益証券クラスに対して複数の評価通貨が利用可能な場合の主要通貨。
レポ取引／ リバース・レポ取引	譲渡人が指定したまたは指定する予定の将来の日に特定の価格で証券または同一銘柄の代用の証券を買い戻す義務を負うことを条件として、一方の当事者が当該証券または当該証券に対する権原に関する保証された権利（当該証券の所有権を有する公認証券取引所が保証を行う場合）を譲渡する契約による取引で、かかる契約では、一方の当事者が複数の当事者に対し特定の証券を一度に譲渡または質権設定することは認められない。証券を売却する当事者にとってはレポ取引であり、証券を購入する当事者にとってはリバース・レポ取引である。
RMBS	住宅ローン担保证券：銀行およびその他の金融機関が組成するモーゲージ担保证券の一種で、そのキャッシュフローはモーゲージ、ホーム・エクイティ・ローンおよびサブプライム・モーゲージ等の住宅用ローンから生じる。

S F T	証券金融取引、すなわち、 －レポ取引 －証券貸付および借入れ －バイセル取引 －マージン・レンディング取引 である。
仕組債	資産の証券化により組成される債券であり、これにはA B S、C B O、C D O、C M O、M B S、C M B S、R M B SおよびC L Oが含まれる。
T R S	トータル・リターン・スワップ：一方の当事者が、参照資産（株式、株式指数、債券、銀行ローン）のすべての経済的価値（利息および報酬から得られる収益、価格変動による損益ならびに貸倒損失を含む。）を別の当事者に移転するデリバティブ契約である。 T R Sは、原則としてアンファンデッド型（「アンファンデットT R S」という。）である。トータル・リターンを受領する者は、参照資産のトータル・リターンの対価として何らの前払金を支払わない。その後、両当事者は、費用効率の高い方法で特定の資産に対するエクスポージャーを得ることができる（かかる資産は、追加費用の支払を要することなく保有することができる。）。 また、T R Sは、参照資産のトータル・リターンの対価として開始時に前払金（多くの場合は資産の市場価格に基づく金額）の支払を伴う場合、ファンデッド型（「ファンデッドT R S」という。）とすることができる。
U C I	投資信託
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
評価通貨	受益証券クラスの純資産価額の計算を行う通貨。同一受益証券クラスに対して複数の評価通貨が存在する場合がある（いわゆる複数通貨建てファシリティ）。受益証券クラスで利用可能な通貨が会計通貨と異なる場合、為替換算手数料を負担することなく申込注文／買戻注文を勘案することができる。
評価日	土曜日および日曜日を除く、ルクセンブルク、ロンドンおよび日本における銀行営業日でかつ日本における金融商品取引業者の営業日。 また、以下の日も評価日に該当する。 ・純資産価額が公表された場合、純資産価額に付された日付。 ・注文に付された取引日。 評価規則の例外に関して、ファンドのポートフォリオの原資産の評価については決算日価格が用いられる。

(訳文)

独立監査人の監査報告書**BNPパリバ・グローバル債券ファンド**

受益証券保有者各位

監査意見

私どもは、BNPパリバ・グローバル債券ファンド（以下「ファンド」という。）の財務書類、すなわち2018年9月30日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表ならびに同日をもって終了した会計年度の損益および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記の監査を行った。

私どもは、添付の財務書類が、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルクの法令に準拠して、ファンドの2018年9月30日現在の財政状態ならびに同日をもって終了した会計年度の経営成績および純資産の変動を真実かつ適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私どもは、2016年7月23日付の監査専門家に関する法令（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルクにおいて「金融セクター監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）」（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。これらの法律および基準のもとでの私どもの責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する『公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）』の責任」の区分に詳述されている。私どもはまた、私どもの財務書類の監査に関連する倫理上の要求とともに、ルクセンブルクにおいてCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の定める職業会計士のための倫理規程（IESBA Code）に基づき ファンドに対して独立性を保持しており、当該倫理上の要求で定められるその他の倫理上の責任を果たした。私どもは、私どもの意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

オルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、当該年次報告書のうち、財務書類および公認企業監査人の監査報告書以外の情報である。

私どもの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私どもは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類の監査における私どもの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私どもが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽表示の兆候があるかどうか留意することにある。私どもは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私どもは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対するオルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会および統治責任者の責任

オルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルクの法令上の要求事項に準拠して財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するためにオルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、オルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、オルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会がファンドの清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類の監査に対する公認企業監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、公認企業監査人の監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクでC S S Fが採用したI S A sに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、2016年7月23日法およびルクセンブルクでC S S Fが採用したI S A sに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- ・状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・オルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびにオルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。
- ・オルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、公認企業監査人の監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、公認企業監査人の監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項を報告している。

アーンスト・アンド・ヤング・
ソシエテ・アノニム
独立監査人事務所

イザベレ・ニックス

ルクセンブルク、2019年1月23日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Unitholders of
BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND

Opinion

We have audited the financial statements of BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND (the “Fund”), which comprise the statement of net assets and the securities portfolio as at 30 September 2018, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund as at 30 September 2018, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the « responsibilities of the “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements » section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the “réviseur d’entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager.

- Conclude on the appropriateness of Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Emst & Young
Societe anonyme
Cabinet de revision agréé

Isabelle NICKS

Luxembourg, 23 January 2019

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

(訳文)

独立監査人の監査報告書**BNPパリバ・グローバル債券ファンド**

受益証券保有者各位

監査意見

私どもは、BNPパリバ・グローバル債券ファンド（以下「ファンド」という。）の財務書類、すなわち2019年9月30日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表ならびに同日をもって終了した会計年度の損益および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記の監査を行った。

私どもは、添付の財務書類が、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルクの法令に準拠して、ファンドの2019年9月30日現在の財政状態ならびに同日をもって終了した会計年度の経営成績および純資産の変動を真実かつ適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私どもは、2016年7月23日付の監査専門家に関する法令（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルクにおいて「金融セクター監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）」（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。この2016年7月23日法およびISAsのもとでの私どもの責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する『公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）』の責任」の区分に詳述されている。私どもはまた、私どもの財務書類の監査に関連する倫理上の要求とともに、ルクセンブルクにおいてCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の定める職業会計士のための倫理規程（IESBA Code）に基づき、ファンドに対して独立性を保持しており、当該倫理上の要求で定められるその他の倫理上の責任を果たした。私どもは、私どもの意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

オルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、当該年次報告書のうち、財務書類および公認企業監査人の監査報告書以外の情報である。

私どもの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私どもは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類の監査における私どもの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私どもが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽表示の兆候があるかどうか留意することにある。私どもは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私どもは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対するオルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会の責任

オルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルクの法令上の要求事項に準拠して財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するためにオルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、オルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、オルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会がファンドの清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類の監査に対する公認企業監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、公認企業監査人の監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクでC S S Fが採用したI S A sに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、2016年7月23日法およびルクセンブルクでC S S Fが採用したI S A sに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- ・状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・オルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびにオルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。
- ・オルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、公認企業監査人の監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、公認企業監査人の監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項を報告している。

アーンスト・アンド・ヤング・
ソシエテ・アノニム
独立監査人事務所

イザベレ・ニックス

ルクセンブルク、2020年1月30日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Unitholders of
BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND

Opinion

We have audited the financial statements of BNP PARIBAS GLOBAL BOND FUND (the “Fund”), which comprise the statement of net assets and the securities portfolio as at 30 September 2019, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund as at 30 September 2019, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs are further described in the “responsibilities of the “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the “réviseur d’entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager for the financial statements

The Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager.

- Conclude on the appropriateness of Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Emst & Young
Societe anonyme
Cabinet de revision agréé

Isabelle NICKS

Luxembourg, 30 January 2020

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

[次へ](#)

（訳文）
監査報告書

BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルグ

株主各位

年次財務書類の監査に関する報告**監査意見**

私たちは、これらの添付の年次財務書類が、年次財務書類の作成および表示に関するルクセンブルクの法令に準拠して、BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルグ（以下「会社」という。）の2018年12月31日現在の財政状態および同日をもって終了した事業年度の経営成績を真実かつ適正に表示しているものと認める。

監査意見の対象範囲

会社の年次財務書類は以下で構成されている。

- ・ 2018年12月31日現在の貸借対照表
- ・ 同日に終了した会計年度の損益計算書
- ・ 年次財務書類に対する注記（重要な会計方針の要約を含む）

監査意見の根拠

私たちは、2016年7月23日付の監査専門家に関する法令（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルクにおいて「金融セクター監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）」（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルクにおいてCSSFが採用した国際監査基準のもとでの私たちの責任は、本報告書の「年次財務書類監査に対する監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」区分に詳述されている。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

私たちは、年次財務書類の監査に関連する倫理上の要求とともに、ルクセンブルクにおいてCSSFが採用した国際倫理基準審議会の定める倫理規程（IESBA Code）に基づき会社に対して独立性を保持している。私たちは、当該倫理上の要求で定められるその他の倫理上の責任を果たした。

その他の情報

取締役会は、その他の情報について責任を有する。その他の情報は、経営者の報告書に記載される情報から成るが、年次財務書類およびそれに対する私たちの監査報告書は含まれない。

年次財務書類に関する私たちの意見は、その他の情報を対象としていないため、私たちは、当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

年次財務書類の監査に関する私たちの責任は、上記のその他の情報を読み、その過程で、当該その他の情報が年次財務書類または私たちが監査上入手した知識と著しく矛盾しているため重要な虚偽の表示であると疑われるようなものがないかを検討することである。実施した作業に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の表示があるとの結論に至った場合、私たちは、かかる事実を報告する必要がある。私たちはこの点に関し、報告すべきことはない。

年次財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成および表示に関するルクセンブルクの諸法令に準拠して年次財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない年次財務書類を作成するために取締役会が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

年次財務書類を作成するに当たり、取締役会は、会社が継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、取締役会が会社の清算若しくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

年次財務書類監査に対する監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

私たちの監査の目的は、全体としての年次財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクにおいてCSSFが採用した国際監査基準に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該年次財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、2016年7月23日法およびルクセンブルクにおいてCSSFが採用した国際監査基準に準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持した。また、私たちは、以下を行う。

- ・ 不正または誤謬による年次財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、会社の内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ 取締役会が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびに取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。
- ・ 取締役会が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、会社の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において年次財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、年次財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、会社は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 年次財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての年次財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含むおよび監査上の重要な発見事項、および監査の基準で求められているその他の事項について、統治責任者に対して報告を行っている。

その他の法令に関する報告

経営者の報告書は年次財務書類に整合し、適用される法令に準拠して作成されている。

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブ
代表して

ルクセンブルク、2019年3月8日

オリヴィエ・デルブロック

[次へ](#)

Rapport d'audit

Aux Actionnaires de
BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg

Rapport sur l'audit des comptes annuels

Notre opinion

A notre avis, les comptes annuels ci-joints donnent une image fidèle de la situation financière de BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg (la « Société ») au 31 décembre 2018, ainsi que des résultats pour l'exercice clos à cette date, conformément aux obligations légales et réglementaires relatives à l'établissement et à la présentation des comptes annuels en vigueur au Luxembourg.

Ce que nous avons audité

Les comptes annuels de la Société comprennent :

- le bilan au 31 décembre 2018 ;
- le compte de profits et pertes pour l'exercice clos à cette date;
- les notes aux comptes annuels, incluant un résumé des principales méthodes comptables.

Fondement de l'opinion

Nous avons effectué notre audit en conformité avec la Loi du 23 juillet 2016 relative à la profession de l'audit (la Loi du 23 juillet 2016) et les normes internationales d'audit (ISA) telles qu'adoptées pour le Luxembourg par la Commission de Surveillance du Secteur Financier (CSSF). Les responsabilités qui nous incombent en vertu de la Loi du 23 juillet 2016 et des ISA telles qu'adoptées pour le Luxembourg par la CSSF sont plus amplement décrites dans la section « Responsabilités du Réviseur d'entreprises agréé pour l'audit des comptes annuels » du présent rapport.

Nous estimons que les éléments probants que nous avons recueillis sont suffisants et appropriés pour fonder notre opinion d'audit.

Nous sommes indépendants de la Société conformément au code de déontologie des professionnels comptables du conseil des normes internationales de déontologie comptable (le Code de l'IESBA) tel qu'adopté pour le Luxembourg par la CSSF ainsi qu'aux règles de déontologie qui s'appliquent à l'audit des comptes annuels et nous nous sommes acquittés des autres responsabilités qui nous incombent selon ces règles.

Autres informations

La responsabilité des autres informations incombe au Conseil d'Administration. Les autres informations se composent des informations présentées dans le rapport de gestion mais ne comprennent pas les comptes annuels et notre rapport d'audit sur ces comptes annuels.

Notre opinion sur les comptes annuels ne s'étend pas aux autres informations et nous n'exprimons aucune forme d'assurance sur ces informations.

En ce qui concerne notre audit des comptes annuels, notre responsabilité consiste à lire les autres informations et, ce faisant, à apprécier s'il existe une incohérence significative entre celles-ci et les comptes annuels ou la connaissance que nous avons acquise au cours de l'audit, ou encore si les autres informations semblent autrement comporter une anomalie significative. Si, à la lumière des travaux que nous avons effectués, nous concluons à la présence d'une anomalie significative dans les autres informations, nous sommes tenus de signaler ce fait. Nous n'avons rien à signaler à cet égard.

Responsabilités du Conseil d'Administration pour les comptes annuels

Le Conseil d'Administration est responsable de l'établissement et de la présentation fidèle des comptes annuels conformément aux obligations légales et réglementaires relatives à l'établissement et la présentation des comptes annuels en vigueur au Luxembourg, ainsi que du contrôle interne qu'il considère comme nécessaire pour permettre l'établissement des comptes annuels ne comportant pas d'anomalies significatives, que celles-ci proviennent de fraudes ou résultent d'erreurs.

Lors de l'établissement des comptes annuels, c'est au Conseil d'Administration qu'il incombe d'évaluer la capacité de la Société à poursuivre son exploitation, de communiquer, le cas échéant, les questions relatives à la continuité d'exploitation et d'appliquer le principe comptable de continuité d'exploitation, sauf si le Conseil d'Administration a l'intention de liquider la Société ou de cesser son activité ou si aucune autre solution réaliste ne s'offre à lui.

Responsabilités du Réviseur d'entreprises agréé pour l'audit des comptes annuels

Les objectifs de notre audit sont d'obtenir l'assurance raisonnable que les comptes annuels pris dans leur ensemble ne comportent pas d'anomalies significatives, que celles-ci proviennent de fraudes ou résultent d'erreurs, et de délivrer un rapport d'audit contenant notre opinion. L'assurance raisonnable correspond à un niveau élevé d'assurance, qui ne garantit toutefois pas qu'un audit réalisé conformément à la Loi du 23 juillet 2016 et aux ISA telles qu'adoptées pour le Luxembourg par la CSSF permettra toujours de détecter toute anomalie significative qui pourrait exister. Les anomalies peuvent provenir de fraudes ou résulter d'erreurs et elles sont considérées comme significatives lorsqu'il est raisonnable de s'attendre à ce que, individuellement ou collectivement, elles puissent influencer sur les décisions économiques que les utilisateurs des comptes annuels prennent en se fondant sur ceux-ci.

Dans le cadre d'un audit réalisé conformément à la Loi du 23 juillet 2016 et aux ISA telles qu'adoptées pour le Luxembourg par la CSSF, nous exerçons notre jugement professionnel et faisons preuve d'esprit critique tout au long de cet audit. En outre :

- nous identifions et évaluons les risques que les comptes annuels comportent des anomalies significatives, que celles-ci proviennent de fraudes ou résultent d'erreurs, concevons et mettons en œuvre des procédures d'audit en réponse à ces risques, et réunissons des éléments probants suffisants et appropriés pour fonder notre opinion. Le risque de non-détection d'une anomalie significative résultant d'une fraude est plus élevé que celui d'une anomalie significative résultant d'une erreur, car la fraude peut impliquer la collusion, la falsification, les omissions volontaires, les fausses déclarations ou le contournement du contrôle interne;
- nous acquérons une compréhension des éléments du contrôle interne pertinents pour l'audit afin de concevoir des procédures d'audit appropriées aux circonstances et non dans le but d'exprimer une opinion sur l'efficacité du contrôle interne de la Société ;
- nous apprécions le caractère approprié des méthodes comptables retenues et le caractère raisonnable des estimations comptables faites par le Conseil d'Administration, de même que les informations y afférentes fournies par ce dernier ;
- nous tirons une conclusion quant au caractère approprié de l'utilisation par le Conseil d'Administration du principe comptable de continuité d'exploitation et, selon les éléments probants obtenus, quant à l'existence ou non d'une incertitude significative liée à des événements ou situations susceptibles de jeter un doute important sur la capacité de la Société à poursuivre son exploitation. Si nous concluons à l'existence d'une incertitude significative, nous sommes tenus d'attirer l'attention des lecteurs de notre rapport sur les informations fournies dans les comptes annuels au sujet de cette incertitude ou, si ces informations ne sont pas adéquates, d'exprimer une opinion modifiée. Nos conclusions s'appuient sur les éléments probants obtenus jusqu'à la date de notre rapport. Cependant, des événements ou situations futurs pourraient amener la Société à cesser son exploitation;
- nous évaluons la présentation d'ensemble, la forme et le contenu des comptes annuels, y compris les informations fournies dans les notes, et apprécions si les comptes annuels représentent les opérations et événements sous-jacents d'une manière propre à donner une image fidèle.

Nous communiquons aux responsables du gouvernement d'entreprise notamment l'étendue et le calendrier prévu des travaux d'audit et nos constatations importantes, y compris toute déficience importante du contrôle interne que nous aurions relevée au cours de notre audit.

Rapport sur d'autres obligations légales et réglementaires

Le rapport de gestion est en concordance avec les comptes annuels et a été établi conformément aux exigences légales applicables.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Représentée par

Luxembourg, le 8 mars 2019

Olivier Delbrouck

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。